第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周辺の概況については、主に既存資料による調査結果を記載した。調査範囲は、煙突からの排出ガスによる大気質への影響を考慮し、対象事業実施区域から半径4kmの範囲を基本とした。

3-1 自然的状况

3-1-1 大気質の状況

対象事業実施区域周辺の大気質については、半径約4kmの範囲に存在する一般環境大気測定局 (以下、「一般局」という。)及び自動車排出ガス測定局(以下、「自排局」という。)の測定結果を 用いて把握した。

対象事業実施区域周辺の大気環境常時測定局等の位置は図 3-1-1に、各測定局等における測定項目は表 3-1-1に示すとおりである。以下、各項目についての大気汚染の状況を述べる。

化 有害大気汚染物質 学 対象事業 温度 遊粒子状物 窒素酸化物 小粒子状物 イオキシン オ 実施区域 一酸化硫黄 酸 向 種別 灰化水素 測定局名 所在地 測定場所 丰 · 湿度 からの 風 シ 距離 ダ 類 \vdash 習志野市 0 0 0 0 0 0 0 0 習志野鷺沼 鷺沼台 市第2給水場裏市有地 \bigcirc 約3.4km 1 - 591 - 1習志野市 習志野谷津 向山遊歩道公園前 \bigcirc 谷津 約2.8km 3-25-11 花見川区 一般局 3 検見川小学校 検見川町 検見川小学校 0 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 約5.1km 3 - 322 - 23船橋市 \bigcirc 船橋前原 前原西 前原小学校 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 約4.2km 2 - 28 - 1船橋市 船橋若松 若松 若松中学校 \bigcirc 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 約2.8km 3-2-3 習志野市 習志野秋津 秋津 秋津公園 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 約1.3km 4 - 20自排局 船橋市 船橋日の出 東関東自動車道路高架下 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 約4.6km 目の出 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 1 - 16習志野市 ダイオキシン 習志野市秋津 秋津 中央消防署秋津出張所 \bigcirc 約1.1km 類測定地点 3-7-1

表 3-1-1 各測定局等の測定項目(令和5年度)

出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)

「令和5年度 ダイオキシン類に係る常時監視結果について」(千葉県ホームページ)

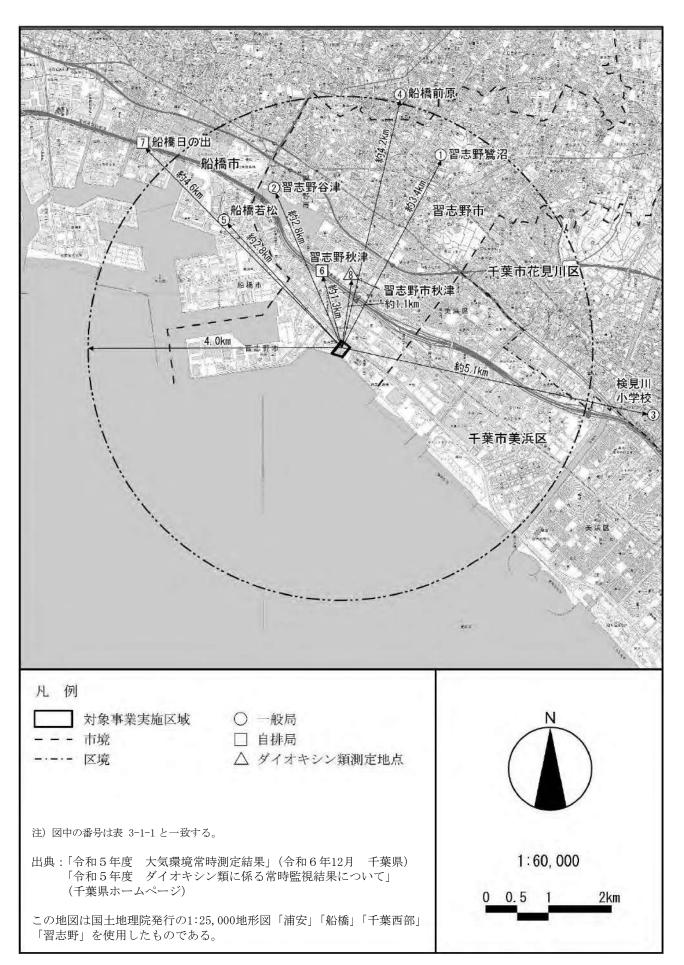


図 3-1-1 大気環境常時測定局等位置図

1. 二酸化硫黄 (SO₂)

対象事業実施区域周辺の測定局における、二酸化硫黄の令和5年度の測定結果は表 3-1-2に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表 3-1-3及び図 3-1-2に示すとおりである。

習志野鷺沼測定局(一般局)における二酸化硫黄の測定値は、環境基準(短期的評価:1時間値が0.10ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppm以下、長期的評価:日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続していないこと)を達成している。

習志野鷺沼測定局における年平均値の経年変化は、概ね横ばいである。

表 3-1-2 二酸化硫黄年間測定結果 (令和5年度)

種別	測定局		年平均値	1時間値が 0.10ppmを超 えた時間数	日平均値が 0.04ppmを超 えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.04ppm を超えた日が2日 以上連続したこと の有無	環境基準 との比較 ^{注)}
			(ppm)	(時間)	(目)	(ppm)	(有×・無○)	
一般局	1	習志野鷺沼	0.001	0	0	0.003	0	0

注)環境基準との比較: ○は環境基準(短期的評価:1時間値が0.10ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppm以下であること、長期的評価:日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続し

ていないこと)を達成していることを示す。

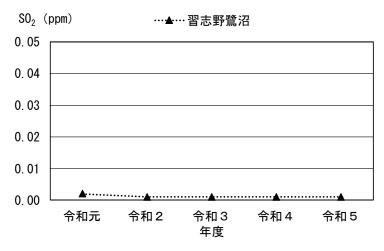
出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)

表 3-1-3 二酸化硫黄年平均値の推移

単位:ppm

種別	測定局/年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1	習志野鷺沼	0.002	0.001	0. 001	0.001	0.001

出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)



出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)を基に作成

図 3-1-2 二酸化硫黄年平均値の推移

2. 二酸化窒素 (NO2)

対象事業実施区域周辺の測定局における、二酸化窒素の令和5年度の測定結果は、表 3-1-4に示すとおりである。また、二酸化窒素の年平均値の経年変化は、表 3-1-5及び図 3-1-3に示すとおりである。

二酸化窒素は、いずれの測定局も環境基準(日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を達成している。また、千葉県では二酸化窒素の環境目標値(日平均値の年間98%値が0.04ppm以下)が定められており、いずれの測定局も環境目標値を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も概ね横ばいである。

		12 0		主术十间次之间人 (1)1	10 十/文/	
種別		測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準との	千葉県環境目標値
7里刀门		例足用	(ppm)	(ppm)	比較 ^{注1)}	との比較 ^{注2)}
	1	習志野鷺沼	0.010	0.028	0	0
	2	習志野谷津	0.013	0.032	0	0
一般局	3	検見川小学校	0.010	0.028	0	0
	4	船橋前原	0.010	0.029	0	0
	5	船橋若松	0.014	0.033	0	0
自排局	6	習志野秋津	0.014	0. 035	0	0
日19F月	7	船橋日の出	0.020	0.040	\cap	

表 3-1-4 二酸化窒素年間測定結果(令和5年度)

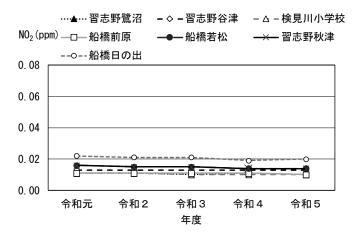
注2) 千葉県環境目標値との比較: ○は環境目標値 (日平均値の年間98%値が0.04ppm以下) を達成していることを示す。 出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)

表 3-1-5 二酸化窒素年平均値の推移

単位:ppm

種別		測定局/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1	習志野鷺沼	0.011	0.011	0.010	0.011	0.010
	2	習志野谷津	0.013	0.013	0.013	0.013	0.013
一般局	3	検見川小学校	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010
	4	船橋前原	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010
	5	船橋若松	0.016	0.015	0.015	0.014	0.014
自排局	6	習志野秋津	0.016	0.015	0.015	0.014	0.014
日 19F/印	7	船橋日の出	0.022	0.021	0.021	0.019	0.020

出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)



出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)を基に作成

図 3-1-3 二酸化窒素年平均値の推移

注1) 環境基準との比較:○は環境基準(日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を達成していることを示す。

3. 一酸化炭素 (CO)

対象事業実施区域周辺の測定局における、一酸化炭素の令和5年度の測定結果は表 3-1-6に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表 3-1-7及び図 3-1-4に示すとおりである。

船橋日の出測定局(自排局)における一酸化炭素の測定値は、環境基準(短期的評価:1時間値の8時間平均値が20ppm以下で、かつ、日平均値が10ppm以下、長期的評価:日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続していない)を達成している。

船橋日の出測定局における年平均値の経年変化は、横ばいである。

表 3-1-6 一酸化炭素年間測定結果 (令和5年度)

	測定局	年平均値 1 時		1時間値の8 時間平均値が 20ppmを超え た回数	日平均値の 2%除外値	日平均値が10ppmを超 えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準 との比較 ^{注)}
		(ppm)	(目)	(回)	(ppm)	(有×・無○)	
7	船橋日の出	0.3	0	0	0.5	0	0

注)環境基準との比較: ○は環境基準(短期的評価:1時間値の8時間平均値が20ppm以下で、かつ、日平均値が10ppm以下で、かつ、日平均値が10ppm以下で、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続していない)を達成していることを示す。(長期的評価は年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とする。)

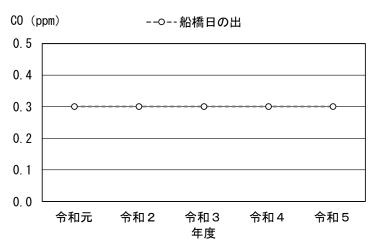
出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)

表 3-1-7 一酸化炭素年平均値の推移

単位:ppm

	測定局/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
7	船橋日の出	0.3	0.3	0. 3	0.3	0.3

出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)



出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)を基に作成

図 3-1-4 一酸化炭素年平均値の推移

4. 光化学オキシダント

対象事業実施区域周辺の測定局における、光化学オキシダントの令和 5 年度の測定結果は、表 3-1-8に示すとおりである。また、昼間の 1 時間値が0.12ppm(光化学スモッグ注意報の発令基準 レベルである。ただし、注意報はこの状態が継続すると判断されるときに発令される。)以上の日数の経年変化は、表 3-1-9及び図 3-1-5に示すとおりである。

光化学オキシダントはいずれの測定局も環境基準(昼間の1時間値が0.06ppm以下)を達成していない。環境基準を超過した日数は、習志野鷺沼測定局で64日、検見川小学校測定局で64日、船橋前原測定局で60日、船橋若松測定局で43日となっている。

1時間値が0.12ppm以上の日数の経年変化は、習志野鷺沼測定局で0~4日、検見川小学校測 定局で0~5日、船橋前原測定局及び船橋若松測定局で0~3日となっている。

なお、光化学オキシダントについて、環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく 全国的な傾向である。

種別	測定局名		昼間の1時間(超えた日数		環境基準との 比較 ^{注1)}	時間達成率注2)
			(目)	(時間)	比較	(%)
	1	習志野鷺沼	64	299	×	94. 5
一般局	3	検見川小学校	64	284	×	94.8
列文 /中J	4	船橋前原	60	240	×	95.6
	5	船橋若松	43	139	×	97.4

表 3-1-8 光化学オキシダント年間測定結果(令和5年度)

注1) 環境基準との比較:×は環境基準(1時間値が0.06ppm以下)を達成していないことを示す。

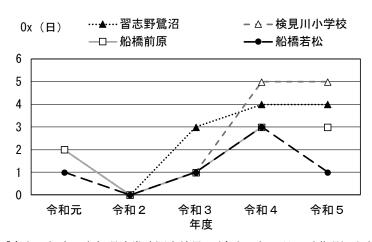
注2)時間達成率:(昼間の環境基準達成時間/昼間の測定時間)×100(%) 出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)

表 3-1-9 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数の推移

単位:日

種別		測定局/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1	習志野鷺沼	2	0	3	4	4
一般局	3	検見川小学校	2	0	1	5	5
別又 /中J	4	船橋前原	2	0	1	3	3
	5	船橋若松	1	0	1	3	1

出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)



出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)を基に作成

図 3-1-5 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数の推移

5. 浮遊粒子状物質(SPM)

対象事業実施区域周辺の測定局における、浮遊粒子状物質の令和5年度の測定結果は、表 3-1-10に示すとおりである。また、浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 3-1-11及び図 3-1-6に示すとおりである。

浮遊粒子状物質は、いずれの測定局も環境基準(短期的評価:1時間値が0.20mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下、長期的評価:日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続していない)を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も概ね横ばいである。

表 3-1-10 浮遊粒子状物質年間測定結果 (令和5年度)

種別	測定局			1時間値が 0.20mg/m³を 超えた時間数		日平均値の 2%除外値	日平均値が0.10mg/m³ を超えた日が2日以上 連続したことの有無	
			(mg/m^3)	(時間)	(目)	(mg/m^3)	(有×・無○)	
	1	習志野鷺沼	0.016	0	0	0. 039	0	0
	2	習志野谷津	0.014	0	0	0. 036	0	0
一般局	3	検見川小学校	0.013	0	0	0.028	0	0
	4	船橋前原	0.014	0	0	0.034	0	0
	5	船橋若松	0.015	2	0	0.037	0	0
自排局	6	習志野秋津	0.013	0	0	0.030	0	0
日护问	7	船橋日の出	0.017	0	0	0.042	0	0

注)環境基準との比較: ○は環境基準 (短期的評価: 1 時間値が0.20mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下、長期的評価: 日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続していない)を達成していることを示す。(長期的評価は年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とする。)

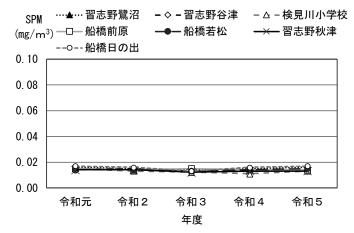
出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)

表 3-1-11 浮遊粒子状物質年平均値の推移

単位: mg/m³

							, i— 0,
種別		測定局/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1	習志野鷺沼	0.016	0.015	0.014	0. 015	0.016
	2	習志野谷津	0.015	0.015	0.013	0. 013	0.014
一般局	3	検見川小学校	0.015	0.013	0.012	0.011	0.013
	4	船橋前原	0.015	0.014	0.015	0. 014	0.014
	5	船橋若松	0.014	0.014	0.013	0. 014	0.015
自排局	6	習志野秋津	0.014	0.014	0.012	0. 013	0.013
日1兆可	7	船橋日の出	0.017	0.016	0.013	0. 016	0.017

出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)



出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)を基に作成

図 3-1-6 浮遊粒子状物質年平均値の推移

6. 微小粒子状物質 (PM2.5)

対象事業実施区域周辺の測定局における、微小粒子状物質の令和5年度の測定結果は、表 3-1-12に示すとおりである。また、微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 3-1-13及び図 3-1-7に示すとおりである。

微小粒子状物質は、いずれの測定局も環境基準(短期的評価:日平均値の年間98%値が $35 \mu g/m^3$ 以下、長期的評価:年平均値が $15 \mu g/m^3$ 以下)を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も概ね横ばいである。

表 3-1-12 微小粒子状物質年間測定結果 (令和5年度)

種別	別測定局		日平均値の 年間98%値	短期基準 との比較	年平均値	長期基準	環境基準 との比較 ^{注)}
			$(\mu g/m^3)$	とり比較	$(\mu g/m^3)$	との比較	との比較
一般局	1	習志野鷺沼	18.6	0	8.0	0	0
自排局	6	習志野秋津	18. 7	0	7. 7	0	0
日から	7	船橋日の出	18.8	0	8.5	0	0

注)環境基準との比較:○は環境基準(短期的評価:日平均値の年間98%値が35μg/m³以下、長期的評価:年平均値が15μg/m³以下)を達成していることを示す。(年間の有効測定日(1日の欠測が4時間を超えない日)数が250日以上の測定局を対象とする。)

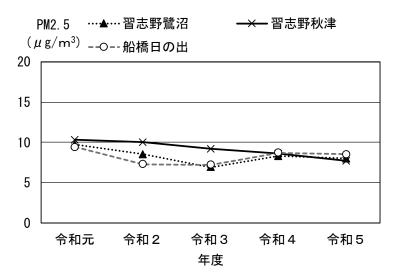
出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)

表 3-1-13 微小粒子状物質年平均値の推移

単位: μ g/m³

種別	測定局/年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1	習志野鷺沼	9. 7	8. 5	6. 9	8. 3	8.0
白井田	6	習志野秋津	10.3	10.0	9. 2	8.6	7. 7
自排局	7	船橋日の出	9.4	7. 3	7.2	8. 7	8.5

出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)



出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)を基に作成

図 3-1-7 微小粒子状物質年平均値の推移

7. 非メタン炭化水素

対象事業実施区域周辺の測定局における、非メタン炭化水素の令和5年度の測定結果は、表 3-1-14に示すとおりである。また、非メタン炭化水素の年平均値の経年変化は、表 3-1-15及び図 3-1-8に示すとおりである。

非メタン炭化水素の3時間平均値は、いずれの測定局も指針値(午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下)以下となっている。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も概ね横ばいである。

表 3-1-14 非メタン炭化水素年間測定結果(令和5年度)

種別		測定局	年平均値	3時間平均値	指針値
作里力り		例足用	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)
	1	習志野鷺沼	0.11	0. 13	
一般局	3	検見川小学校	0.09	0.11	9 時間並析体が0.90かと0.91 の禁囲以て
	5	船橋若松	0. 11	0. 12	3時間平均値が0.20から0.31の範囲以下
自排局	7	船橋日の出	0. 10	0.11	

注1) 3時間平均値は、午前6時から9時までの平均値を示す。

注2) ppmCは、非メタン炭化水素の濃度を炭化水素に含まれる炭素数に換算した濃度の単位である。

出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)

表 3-1-15 非メタン炭化水素年平均値の推移

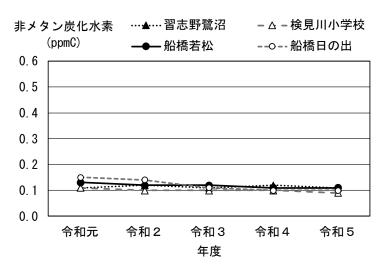
単位: ppmC

種別		測定局/	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1	羽十冊路辺	年平均値	0.11	0.12	0.11	0. 12	0.11
	1	習志野鷺沼	3時間平均値	0.12	0.13	0.13	0.13	0.13
一般局	3	検見川小学校	年平均値	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09
列又 /中J	Э		3時間平均値	0.12	0.11	0. 12	0.11	0.11
	5	船橋若松	年平均値	0.13	0.12	0.12	0.11	0.11
	5		3時間平均値	0.13	0.13	0. 12	0.12	0.12
自排局	р # В 7	か 呑口 の 川	年平均値	0. 15	0.14	0.11	0.10	0.10
日排同 (1	船橋日の出	3時間平均値	0.15	0.14	0.11	0.10	0.11

注1) 3時間平均値は、午前6時から9時までの平均値を示す。

注2) ppmCは、非メタン炭化水素の濃度を炭化水素に含まれる炭素数に換算した濃度の単位である。

出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)



出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)を基に作成

図 3-1-8 非メタン炭化水素年平均値の推移

8. ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺における、ダイオキシン類の令和5年度の測定結果は、表 3-1-16に示すとおりである。また、ダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表 3-1-17及び図 3-1-9に示すとおりである。

ダイオキシン類は、いずれの測定局も環境基準(年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下)を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も概ね横ばいである。

表 3-1-16 ダイオキシン類年間測定結果(令和5年度)

単位:pg-TEQ/m3

種別	測定局		測定結果	環境基準との比較 ^{注)}	環境基準
一般局	1	習志野鷺沼	0. 019	0	
	2	習志野谷津	0. 024	0	0.6以下
ダイオキシン 類測定局	8	習志野市秋津	0. 017	0	

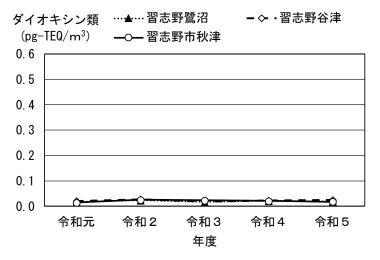
注)環境基準との比較: 〇は環境基準(年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下)を達成していることを示す。 出典: 「令和5年度 ダイオキシン類に係る常時監視結果について」(千葉県ホームページ)

表 3-1-17 ダイオキシン類年平均値の推移

単位:pg-TEQ/m3

種別		測定局/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ńл 🖂	1	習志野鷺沼	0.016	0.023	0.016	0.021	0.019
一般局	2	習志野谷津	0. 020	0.026	0.019	0.022	0.024
ダイオキシン 類測定局	8	習志野市秋津	0.014	0.025	0. 023	0. 021	0. 017

出典:「ダイオキシン類に係る常時監視結果について(令和元~令和5年度)」(千葉県ホームページ)



出典:「ダイオキシン類に係る常時監視結果について(令和元~令和5年度)」(千葉県ホームページ)を基に作成 図 3-1-9 ダイオキシン類年平均値の推移

9. 有害大気汚染物質

対象事業実施区域周辺における、環境基準が設定されている有害大気汚染物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)の令和5年度の測定結果は、表3-1-18に示すとおりである。また、有害大気汚染物質の年平均値の経年変化は、表3-1-19及び図3-1-10に示すとおりである。なお、船橋日の出測定局において測定されている項目は、ベンゼンのみである。

ベンゼンは、環境基準(年平均値が3μg/m³以下)を達成している。

年平均値の経年変化は、概ね横ばいである。

表 3-1-18 有害大気汚染物質年間測定結果(令和5年度)

毎回	種別 測定局		測定項目	年平均値	環境基準との比較 ^{注)}	環境基準
1里刀リ			例足項目	$(\mu \text{ g/m}^3)$	塚児巫卓 こり	$\mu \text{ g/m}^3$
			ベンゼン	1. 1	0	3以下
自排局	7	船橋日の出	トリクロロエチレン	_	_	130以下
日かり	1	万口作品 ロマノロコ	テトラクロロエチレン	_	-	200以下
			ジクロロメタン	_	-	150以下

注)環境基準との比較:○は環境基準を達成していることを示す。

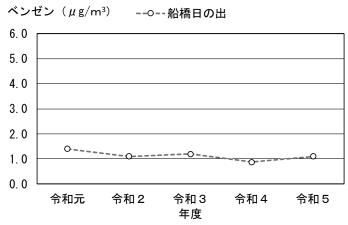
出典:「令和5年度 有害大気汚染物質測定結果」(千葉県ホームページ)

表 3-1-19 有害大気汚染物質年平均値の推移

単位: μ g/m³

種別	測定局/年度		測定項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		ベンゼン	1.4	1. 1	1.2	0.87	1.1	
自排局	7	船橋日の出	トリクロロエチレン	-	-	-	-	-
日伊何	1	が借口り出	テトラクロロエチレン	-	_	_	_	_
			ジクロロメタン	-	_	_	_	-

出典:「有害大気汚染物質測定結果(令和元~令和5年度)」(千葉県ホームページ)



出典:「有害大気汚染物質測定結果について(令和元~令和5年度)」(千葉県ホームページ)を基に作成

図 3-1-10 有害大気汚染物質 (ベンゼン) 年平均値の推移

3-1-2 気象の状況

対象事業実施区域の最寄りの気象観測所である船橋観測所(対象事業実施区域北東側約6.6km)の概要及び位置は、表 3-1-20及び図 3-1-11に、10年間(平成27~令和 6 年)の気象概況は、表 3-1-21(1)~(3)に示すとおりである。

過去10年間の平均を見ると、年間降水量は1,456.0mm (最大日降水量:147.0mm、最大時間降水量:47.5mm)、年間平均気温は16.3℃ (最高気温:38.6℃、最低気温:-5.4℃)、年間平均風速は1.8m/秒 (最大風速:11.0m/秒)となっている。

表 3-1-20 船橋観測所の概要

所在地	北緯	東経	観測所の 標高	風速計の 地上高さ	観測開始年月日
船橋市薬円台	35度42.7分	140度2.6分	28m	7.9m	平成11年8月3日

出典:「地域気象観測所一覧」(令和7年3月 気象庁)

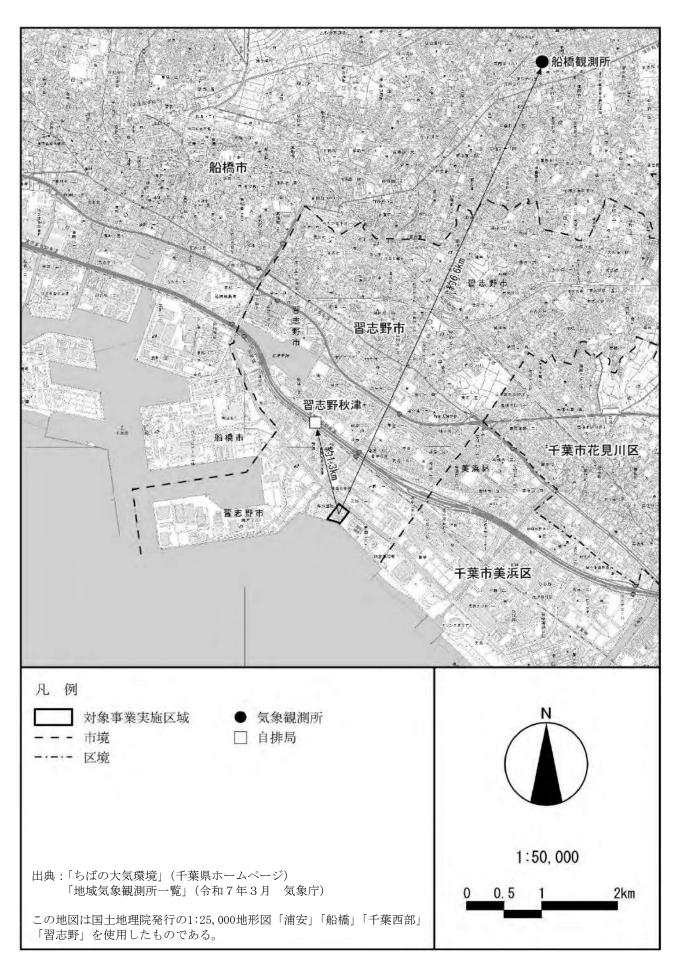


図 3-1-11 対象事業実施区域周辺の気象観測地点

表 3-1-21(1) 船橋観測所の気象概況(降水量)

日 月 4 日 月 2 日 月 28 日 月 13 日
月 4 日 月 2 日 月 28 日
月2日 月28日
月28日
∃13日
110 H
月 9 日
月22日
月31日
月24日
月3日
月2日
月21日
月5日
月12日
月 9 日
月13日
月2日
月30日
月29日
月1日
月8日
月2日
24-07
注2)

注 1)):統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている。 注 2) 降雨が観測されなかったことを示す。 出典:「各種データ・資料」(気象庁ホームページ)

表 3-1-21(2) 船橋観測所の気象概況 (気温)

	項目	年間(月間) 平均気温	最高	気温	最低	気温
年		(\mathcal{C})	(℃)	起日	(\mathcal{C})	起日
平成	27年	15. 9	36.6	8月7日	-3.4	2月10日
平成	28年	16.0	37. 9	8月9日	-3.2	1月25日
平成	29年	15. 4	36. 7	8月9日	-4. 2	1月16日
平成	30年	16. 3	37. 1	7月23日	-4. 1	1月26日
	元年	16. 1	36. 2	8月1日	-2. 1	1月7日
	12年	16. 1	37. 2	8月17日	-4. 3	2月7日
令和	13年	16. 2	36.0	8月26日	-4.6	1月9日
	14年	15. 9	37.8	7月1日	-5. 4	1月7日
	15年	17. 3	38.4	7月26日	-5. 2	1月26日
令和	16年	17. 3	38.6	7月29日	-2.0	12月29日
	1月	6. 5	16.0	1月6日	-1.5	1月25日
	2月	7. 3	22.2	2月20日	-0.4	2月7日
	3月	9. 2	24.8	3月31日	0.6	3月8日
	4月	16.6	29. 2	4月28日	6. 4	4月10日
	5月	19.6	29. 1	5月24日	8. 1	5月10日
	6月	22.8	33. 7	6月24日	15. 4	6月4日
	7月	28.4	38.6	7月29日	22. 0	7月17日
	8月	29. 1	37. 1	8月17日	24. 1	8月19日
	9月	26. 5	35. 9	9月18日	17. 0	9月25日
	10月	20. 5) ^{注)}	30. 8) ^{注)}	10月2日	9. 0) ^{注)}	10月31日
	11月	13. 3	23. 7	11月17日	3. 3	11月25日
	12月	7. 3	18. 1	12月4日	-2.0	12月29日
全其	期間	平均 16.3	最高 38.6	_	最低 -5.4	_

注)) : 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている。

出典:「各種データ・資料」(気象庁ホームページ)

表 3-1-21(3) 船橋観測所の気象概況 (風速及び年間日照時間)

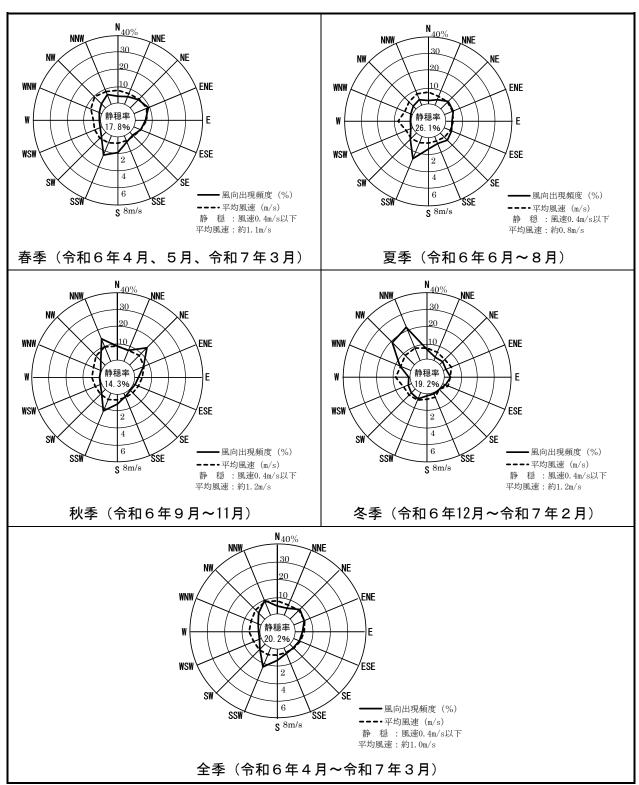
	項目	年間(月間) 平均風速		最大風速		年間(月間) 日照時間
年		(m/秒)	(m/秒)	風向	起日	(時間)
平成	27年	1.9	8.5	南南西	5月12日	2010. 2
平成	28年	1.8	9. 4	南西	8月22日	1884.6
平成	29年	1.9	8. 1	北西	2月21日	2066. 5
平成	30年	1.9	11.0	南西	10月1日	2132. 2
令和	元年	1.8	10.4	南	10月12日	1943. 7
	2年	1.8	9.2	北北東	4月13日	1908. 8
	3年	1.8	7.8	西北西	12月18日	1784. 9] ^{注2)}
	4年	1.8	7.2	西南西	12月23日	2057. 1
	5年	1.8	7.8	南南西	5月6日	2358.8
令和	6年	1.8	8. 0	北北西	3月18日	2151.7
	1月	1.7	6. 9	北西	1月25日	196.8
	2月	2.0	8. 0	北西	2月16日	152. 4
	3月	2.2	8. 0	北北西	3月18日	197. 9
	4月	1.7	6.9	南南西	4月9日	140. 9
	5月	2.1	6. 7	南西	5月16日	181.8
	6月	1.6	5.8	南南西	6月30日	164. 1
	7月	1.7	6.5	北西	7月24日	205. 2
	8月	1.9	5. 2	南西	8月24日	224.8
	9月	2.1	6.5	南西	9月22日	174. 2
	10月	1.7) ^{注3)}	5. 2) ^{注 3)}	南西	10月7日	118.5
	11月	1.5	6.3	南西	11月28日	160. 4) ^{注3)}
	12月	1.4	6.4	北北西	12月22日	234. 7
全排	期間	平均 1.8	最大 11.0	<u>-</u>	知识の吐胆即后ナ	平均 2,029.9

注1) --- 観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合または観測の時間間隔を変更した場合に、そ の前後のデータが均質でないことを示す。

注2)] :統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている(資料不足値)。 注3)) :統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている。 出典:「各種データ・資料」(気象庁ホームページ)

また、対象事業実施区域の最寄りの風向・風速の観測局である習志野秋津測定局における令和6年度の季節別風配図は、図 3-1-12に示すとおりである。全季の風配図を見ると、習志野秋津測定局では南南西の風が最も多くなっている。

なお、習志野秋津測定局の位置は、図 3-1-11に示したとおりである。



注) 令和6年度は、令和6年11月1日~11月30日及び令和7年1月1日~3月31日が欠測である。 出典:「ちばの大気環境」(千葉県ホームページ) を基に作成

図 3-1-12 習志野秋津測定局における風配図(令和6年度)

3-1-3 水質の状況

対象事業実施区域周辺において実施されている公共用水域の水質測定地点は表 3-1-22(1)、(2) 及び図 3-1-13に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の河川における測定結果は表 3-1-23(1)~(5)に、海域における測定結果は表 3-1-23(6)~(11)に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域に、生活環境の保全に関する環境基準は類型指定されている水域に適用される。また、本市及び千葉市では環境基準の類型指定が指定されていない水域について環境目標値が設定されている。

令和3~令和5年度における公共用水域の水質測定結果は、八千代橋のほう素、千葉市境の鉛、 ふっ素及びほう素、下八坂橋のほう素、東京湾3のCOD及び全リン、船橋1の全窒素及び全リン、船 橋2のpH、COD、全窒素及び全リン、東京湾No8のpH、COD、全窒素及び全リン、茜浜地先の全リン及 び全亜鉛、航路CのpH、全窒素及び全リンにおいて環境基準を超過している年があるものの、その 他の地点はすべての項目において環境基準または環境目標値に適合している。

また、対象事業実施区域周辺において実施されている公共用水域のダイオキシン類の測定地点は 図 3-1-13に、令和元年度から令和5年度における測定結果は表 3-1-24に示すとおりである。

公共用水域のダイオキシン類測定結果は、すべての年度において環境基準に適合している。

表 3-1-22(1) 公共用水域水質測定地点(河川)

区分	水域名	地点	地点名	環境基	準 ^{注1)}	調査機関名
区 分	小坝石	番号	地点海	BOD等	水生生物	神宜機関石
	海老川	1	八千代橋	E類型	B類型	船橋市
河川	浜田川	2	千葉市境	(E類型)	_	習志野市
		3	下八坂橋	(BOD: 5 mg/L以下) (DO: 5 mg/L以上)	-	千葉市
河川 (汽水域)	谷津川	4	干潟出口	_	_	習志野市
	菊田川	5	第七中学校脇	_	_	自心利川

- 注1)生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は類型指定されている水域に適用され、人の健康の保護に関 する環境基準(健康項目)は全公共用水域に適用される。
- 注2)()は、環境基準は適用されないが、習志野市生活環境保全計画及び千葉市環境基本計画における環境目標値として設定されているものを示す。
- 出典:「公共用水域地点別水質測定結果データベース」(千葉県ホームページ)
 - 「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)~令和6(2024)年版」(習志野市ホームページ) 「千葉市環境白書2022~2024年版」(令和5年1月~令和7年1月 千葉市)

 - 「令和4~6年度版 船橋市の環境」(令和5年1月~令和7年1月 船橋市)

表 3-1-22(2) 公共用水域水質測定地点(海域)

区分	水域名	地点	地点名	所在地	指定力	人域名・環境基	生準 ^{注)}	調査機関名
四刀	小城石	番号	地点有	7月11工工匠	COD	Ν·Ρ	水生生物	明且饭渕石
海域 東京湾	1	東京湾 3	京葉湾沿岸	東京湾(9) B類型	東京湾(ロ) IV類型	東京湾 A類型	千葉県	
	2	船橋 1	船橋港内	東京湾(3) C類型	東京湾(ロ) IV類型	東京湾 A類型	船橋市	
	古古迹	3	船橋 2	船橋航路	東京湾(9) B類型	東京湾(ロ) IV類型	東京湾 A類型	河口 作前 11 1
	4	東京湾No8	幕張の浜地先	東京湾(9) B類型	東京湾(ニ) Ⅲ類型	東京湾 A類型	千葉市	
	_	5	茜浜地先	_	東京湾(3) C類型	東京湾(ロ) 	東京湾 A類型	習志野市
		6	航路 C	_	東京湾(3) C類型	東京湾(ロ) IV類型	東京湾 A類型	船橋市

注)生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は類型指定されている水域に適用され、人の健康の保護に関す る環境基準 (健康項目) は全公共用水域に適用される

出典:「公共用水域地点別水質測定結果データベース」(千葉県ホームページ)

「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)~令和6(2024)年版」(習志野市ホームページ) 「千葉市環境白書2022~2024年版」(令和5年1月~令和7年1月 千葉市)

「令和4~6年度版 船橋市の環境」(令和5年1月~令和7年1月 船橋市)

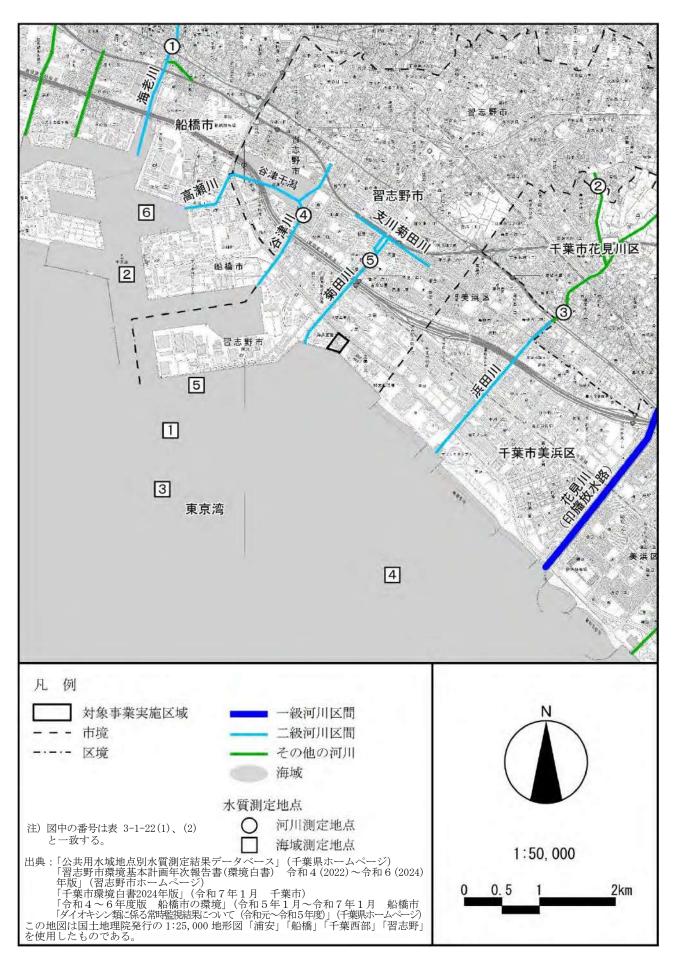


図 3-1-13 公共用水域水質測定地点図

表 3-1-23(1) 公共用水域の水質測定結果(海老川 ①八千代橋)

		測定年度	入和 2 左座	△和 4 左 座	公和工厂库	環境基準
項			令和3年度	令和4年度	令和5年度	BOD等 : 河川 E 水生生物: 生物 B
	На		7. 9	7. 7	7.7	6.0以上8.5以下
	DO	(mg/L)	7. 2	7. 0	6. 2	2 mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	2. 0	1. 4	1.8	10mg/L以下
	COD (75%値)	(mg/L)	4. 1	3. 7	4. 7	
<i>t</i> t:	SS	(mg/L)	2	2	2	ごみ等の浮遊が 認められないこと。
生活	大腸菌数	(CFU/100mL)	_	1, 900	2, 200	——————————————————————————————————————
環境	大腸菌群数	(MPN/100mL)	57,000	-	-	_
現項	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	_
自	全窒素	(mg/L)	6. 2	6. 4	6.3	_
	全リン	(mg/L)	0. 24	0. 25	0. 28	_
	全亜鉛	(mg/L)	0.006	0.008	0.009	0.03mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002mg/L以下
	LAS	(mg/L)	0.0011	0. 012	0.011	0.05mg/L以下
	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	鉛	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	砒素	(mg/L)	0.001	0.001	0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと。
	PCB	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下
	1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0. 1mg/L以下
健	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下
康	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1 mg/L以下
項	1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
目	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	ふっ素	(mg/L)	0. 26	0. 21	0. 21	0.8mg/L以下
	ほう素	(mg/L)	0.3	1.2	0.6	1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	5. 6	5. 3	5. 0	10mg/L 以下
) 其準値は年間亚均値とする				最高値とする	

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注3) 表中の は、環境基準を超過していることを示す。 出典:「公共用水域地点別水質測定結果データベース」(千葉県ホームページ) 「令和4~6年度版 船橋市の環境」(令和5年1月~令和7年1月 船橋市)

表 3-1-23(2) 公共用水域の水質測定結果(浜田川 ②千葉市境)

項	目	測定年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準及び 環境目標値 ^{注4)}
	Нд		7.8	7. 7	7. 6	6.0以上8.5以下
	DO	(mg/L)	7.8	7.8	8. 7	2 mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	2.5	2. 0	3. 3	10mg/L以下
	COD (75%値)	(mg/L)	_	-	_	_
生.	SS	(mg/L)	2	浮遊なし	浮遊なし	ごみ等の浮遊が 認められないこと。
生活	大腸菌数	(CFU/100mL)	-	1, 400	170, 000	_
坂 倍	大腸菌群数	(MPN/100mL)	150,000	-	-	_
環境項	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	0.011	_	1	_
É	全窒素	(mg/L)	-	_	1	_
	全リン	(mg/L)	-	_	-	_
	全亜鉛	(mg/L)	0.030	0.019	0.053	_
	ノニルフェノール	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	_
	LAS	(mg/L)	0.066	0.049	0. 160	_
	カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	鉛	(mg/L)	0.013	0.001	0. 013	0.01mg/L以下
	六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
	砒素	(mg/L)	0.001	不検出	不検出	0.01mg/L以下
	総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	PCB	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	 不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
健	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下
康	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
項	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
目	トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)		不検出	不検出	0.002mg/L以下
	チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
	シマジン	(mg/L)		不検出	不検出	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	(mg/L)		不検出	不検出	0.02mg/L以下
	ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下 0.01mg/L以下
	セレン	(mg/L)		0.001	0.001	0.01mg/L以下 0.01mg/L以下
	ふっ素	(mg/L)	0.72	不検出	0. 001	
	ほう素	(mg/L)	1. 2		1. 3	0.8mg/L以下
				0.1 不検出		1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	<u> </u>		不検出	0.05mg/L以下
Щ	明酸性室系及い亜明酸性室系 日栖値は年間平均値をする	(mg/L)	5.0	5. 2	4.2 主信レオス	10mg/L以下

注1)目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 注2)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注3)表中の は、環境基準を超過していることを示す。 注4)生活環境項目は習志野市生活環境保全計画での環境目標値が、健康項目では環境基準が適用される。 出典:「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)~令和6(2024)年版」(習志野市ホームページ)

表 3-1-23(3) 公共用水域の水質測定結果(浜田川 ③下八坂橋)

項	目	測定年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準及び 環境目標値 ^{注4)}
	nU		8. 9	8.8	8. 6	_
	pH DO	(mg/L)	15	16	14.8	5 mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	1.9	1. 9	1.8	5 mg/L以下
	COD (75%値)	(mg/L)	-	-	-	J IIIg/ L/X
	SS	(mg/L)	4	3	6	_
生活	大腸菌数	(CFU/100mL)	_	-	-	_
活環	大腸菌群数	(MPN/100mL)	_	_	_	_
!環境項	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	_	_	_	_
項	全室素	(mg/L)	_	_	_	_
目	全リン	(mg/L)	_	_	_	_
	全亜鉛	(mg/L)	0.005	0.003	0.006	0.03mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	0.00007	0.00011	<0.00006	0.002mg/L以下
	LAS	(mg/L)	0.0139	0.0078	0. 0078	0.05mg/L以下
	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	鉛	(mg/L)	<0.001	0.001	0.003	0.01mg/L以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.02mg/L以下
	砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	(mg/L)	_	-	_	検出されないこと。
	PCB	(mg/L)	_	_	不検出	検出されないこと。
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下
	1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
健	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下
康	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1 mg/L以下
項目	1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
目	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	チウラム	(mg/L)	_	_	-	0.006mg/L以下
	シマジン	(mg/L)	_	-	_	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	_	-	_	0.02mg/L以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	セレン	(mg/L)	_	-	_	0.01mg/L以下
	ふっ素	(mg/L)	0. 08	0. 26	0.41	0.8mg/L以下
	ほう素	(mg/L)	<0.1	0. 7	1. 1	1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	-	_	0.05mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	3. 4	5. 0	4. 0	10mg/L以下
<i>⟩</i> }- 1)目標値は年間平均値とする。					10m8/ 11 00 1

注1)目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 注2)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注3)表中の は、環境基準を超過していることを示す。 注4)生活環境項目は千葉市環境基本計画での環境目標値が、健康項目では環境基準が適用される。 出典:「千葉市環境白書2022~2024年版」(令和5年1月~令和7年1月 千葉市)

表 3-1-23(4) 公共用水域の水質測定結果(谷津川 ④干潟出口)

		NEW the fire the				
項	Ħ	測定年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
	н					
	рН		7.8	8. 1	8. 0	_
	DO	(mg/L)	5.8	9. 0	10.4	_
	BOD (75%値)	(mg/L)	_	_	_	_
	COD (75%値)	(mg/L)	3. 5	4. 1	3. 6	_
生	SS	(mg/L)	_	9	6	_
生活	大腸菌数	(CFU/100mL)	_	91	570	_
環境項	大腸菌群数	(MPN/100mL)	_	_	_	_
児項	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	_	-	_	_
Î	全窒素	(mg/L)	-	-	_	_
	全リン	(mg/L)	-	-	_	_
	全亜鉛	(mg/L)	_	0.018	0. 023	_
	ノニルフェノール	(mg/L)	-	不検出	不検出	_
	LAS	(mg/L)	0.0002	0.0004	0. 0001	_
	カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	鉛	(mg/L)	不検出	不検出	0.002	0.01mg/L以下
	六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
	砒素	(mg/L)	0.002	0.002	0.002	0.01mg/L以下
	総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	PCB	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下
	1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
健	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下
康	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
項目	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
П	トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
	チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
	シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
	ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
	セレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.001	0.01mg/L以下
	ふっ素	(mg/L)	-	-	_	0.8mg/L以下
	ほう素	(mg/L)	-	-	-	1 mg/L以下
	1, 4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.3	0. 3	0.6	10mg/L 以下
沙 1) 目標値は年間平均値とする。					

注1)目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 注2)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 出典:「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)~令和6(2024)年版」(習志野市ホームページ)

表 3-1-23(5) 公共用水域の水質測定結果(菊田川 ⑤第七中学校脇)

項	1	測定年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
	•					
	Н		7. 7	7. 9	7. 9	_
	DO	(mg/L)	5. 4	4. 2	7. 0	_
	BOD (75%値)	(mg/L)		_	_	_
	COD (75%値)	(mg/L)	4. 1	3. 6	4. 4	_
牛	SS	(mg/L)	_	8	4	_
生活	大腸菌数	(CFU/100mL)	_	780	1, 100	_
環境項	大腸菌群数	(MPN/100mL)	_	_	_	_
児項	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	_	_	_	_
Î	全窒素	(mg/L)	-	_	_	_
	全リン	(mg/L)	-	_		_
	全亜鉛	(mg/L)	_	0.018	0. 033	_
	ノニルフェノール	(mg/L)		不検出	不検出	_
	LAS	(mg/L)	0.0005	0.0002	0.002	_
	カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	鉛	(mg/L)	0.001	不検出	0.002	0.01mg/L以下
	六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
	砒素	(mg/L)	0.002	0.002	0.002	0.01mg/L以下
	総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	PCB	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
健	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下
康	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
項目	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
Ħ	トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
	チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
	シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
	ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
	セレン	(mg/L)	不検出	0.001	0.001	0.01mg/L以下
	ふっ素	(mg/L)	-	-	_	0.8mg/L以下
	ほう素	(mg/L)	_	-	_	1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0. 64	0. 72	0.72	10mg/L以下
) 구 1)目標値は年間平均値とする。					1 20.00/ 11 20 1

注1)目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 注2)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 出典:「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)~令和6(2024)年版」(習志野市ホームページ)

表 3-1-23(6) 公共用水域の水質測定結果(京葉湾沿岸 口東京湾 3)

_						環境基準
項	El .	測定年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	COD : B類型 N・P : IV類型 水生生物: A類型
	рН		8. 2	8. 1	8.3	7.8以上8.3以下
	D0	(mg/L)	9. 8	8. 2	8.7	5 mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	9. 0	0. 2	-	J IIIS/ LIX I.
	COD (75%値)	(mg/L)	4. 3	3. 7	5. 7	3 mg/L以下
	SS (75%順)	(mg/L)	4. 3	5. f -	5. <i>t</i>	2 III8/ L/X J.
生活	大腸菌数	(CFU/100mL)	=	25		_
活環	大腸菌群数		375		16.5	_
環境項	↑ N	(MPN/100mL)	<0.5	- /0 F	<0.5	
項		(mg/L)		<0.5		検出されないこと。
目	全窒素	(mg/L)	0.66	0.72	0.79	1mg/L以下
	全リン	(mg/L)	0.079	0.074	0. 096	0.09mg/L以下
	全亜鉛 ノニルフェノール	(mg/L)	0.003	0.003	0.003	0.02mg/L以下
	LAS	(mg/L)	<0.00006 <0.0006	<0.00006 <0.0006	<0.00006 <0.0006	0.001mg/L以下
	カドミウム	(mg/L)				0.01mg/L以下
		(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	<0. 1 <0. 001	<0.1	検出されないこと。
	鉛	(mg/L)	<0.001		<0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.02mg/L以下
	砒素	(mg/L)	0.002	0.002	<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	(mg/L)		-	-	検出されないこと。
	PCB	(mg/L)	不検出	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L以下
健	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下
健康	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1 mg/L以下
項目	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	ふっ素	(mg/L)	-	-	_	0.8mg/L以下
	ほう素	(mg/L)	-	-	-	1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0. 21	0. 26	0. 25	10mg/L以下
<u></u>) 主雑値け年間亚物値とする		アンに区る主淮		最喜値とする	10mg/ L 20 1

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注3)表中の は、環境基準を超過していることを示す。 出典:「公共用水域地点別水質測定結果データベース」(千葉県ホームページ)

表 3-1-23(7) 公共用水域の水質測定結果(船橋港内 図船橋 1)

項	目	測定年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準 COD : C類型 N・P : IV類型 水生生物: A類型
	рН		8. 2	8. 2	8.3	7.0以上8.3以下
	DO	(mg/L)	9. 7	9. 5	9.8	2 mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	_	-	_	_
	COD (75%値)	(mg/L)	4. 9	5. 6	6. 5	8 mg/L以下
	SS	(mg/L)	-	-	_	_
生活	大腸菌数	(CFU/100mL)	_	74	14	_
環	大腸菌群数	(MPN/100mL)	72	_	-	_
環境項	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	_
月目	全窒素	(mg/L)	1. 10	1. 10	1.2	1mg/L以下
	全リン	(mg/L)	0. 11	0. 15	0. 14	0.09mg/L以下
	全亜鉛	(mg/L)	0.004	0. 006	0.010	0.02mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.001mg/L以下
	LAS	(mg/L)	0.0007	0.0006	0.0007	0.01mg/L以下
	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	鉛	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	砒素	(mg/L)	0.002	0.001	0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	(mg/L)	_	_	_	検出されないこと。
	PCB	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L以下
<i>[7=</i> 11-	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下
健康	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1 mg/L以下
項	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
目	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	ふっ素	(mg/L)	-	-	-	0.8mg/L以下
	ほう素	(mg/L)	-	-	-	1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0. 43	0.41	0. 35	10mg/L以下
20.) 其準値け年間亚均値とする		アンに区る其淮		最喜値とする	1-10/10/11

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注3)表中の は、環境基準を超過していることを示す。 出典:「公共用水域地点別水質測定結果データベース」(千葉県ホームページ) 「令和4~6年度版 船橋市の環境」(令和5年1月~令和7年1月 船橋市)

表 3-1-23(8) 公共用水域の水質測定結果(船橋航路 図船橋 2)

pH 8.3 8.2 8.4 7.8以上8.3以下 DO (mg/L) 10.1 9.3 10.3 5 mg/L以上 BOD (75%値) (mg/L) - - - - - COD (75%値) (mg/L) 5.1 5.8 7.8 3 mg/L以下 大腸菌数 (CFU/100mL) - - - - - 大腸菌群数 (MPN/100mL) - 37 4 -	<u> </u>
BOD (75%値)	
BOD (75%値) (mg/L) -	
COD (75%値) (mg/L) 5.1 5.8 7.8 3 mg/L以下 SS (mg/L) - - - - 大腸菌数 (CFU/100mL) - 37 4 - 大腸菌群数 (MPN/100mL) 4 - - - - 大腸菌群数 (MPN/100mL) 4 -	
生活 SS (mg/L) -	
大腸菌数	
環境 大腸菌群数 (MPN/100mL) 4	
全窒素	
日 全窒素	
全更鉛 (mg/L) 0.082 0.12 0.12 0.09mg/L以下 全亜鉛 (mg/L) 0.004 0.004 0.008 0.02mg/L以下 ノニルフェノール (mg/L) (0.00006 <0.00006 <0.00006 <0.00006 0.001mg/L以下 Aドミウム (mg/L) <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0.0003 <0	
ノニルフェノール (mg/L) 〈0.00006 〈0.00006 〈0.00006 〈0.00006 (0.001mg/L以下 カドミウム (mg/L) 〈0.0003 〈0.0002 〈0.0002 〈0.0002 〈0.0002 〈0.0003 〈0.0005	
LAS	
カドミウム (mg/L) 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0003 〈0.0001 〈0.001 〈0.001 〈0.001 〈0.001 〈0.001 〈0.001 〈0.002 〈0.002 〈0.002 〈0.002 〈0.002 〈0.005mg/L以下 総水銀 (mg/L) 〈0.0005 〈0.0005 〈0.0005 〈0.0005 〈0.0005 〈0.0005 〈0.0005mg/L以下 アルキル水銀 (mg/L) ~ ~ ~ ~ 検出されない、 PCB (mg/L) 〈0.002	
全シアン (mg/L) 不検出 不検出 検出されない。 鉛 (mg/L) <0.001	
部 (mg/L) 〈0.001 〈0.001 〈0.001 O.01mg/L以下 六価クロム (mg/L) 〈0.005 〈0.002 〈0.002 O.02mg/L以下 砒素 (mg/L) O.001 O.001 O.001 O.001 O.01mg/L以下 総水銀 (mg/L) 〈0.0005 〈0.0005 〈0.0005 O.0005mg/L以下 総水銀 (mg/L) 検出されない、 PCB (mg/L) 不検出 不検出 不検出 検出されない、 ジクロロメタン (mg/L) 〈0.002 〈0.002 〈0.002 O.02mg/L以下 四塩化炭素 (mg/L) 〈0.002 〈0.002 〈0.002 O.02mg/L以下 「フージクロロエタン (mg/L) 〈0.0004 〈0.0004 〈0.0004 O.004mg/L以下 (mg/L) 〈0.0004 〈0.0004 〈0.0004 O.004mg/L以下 シスー1,2ージクロロエチレン (mg/L) 〈0.004 〈0.004 〈0.0004 O.004mg/L以下 シスー1,2ージクロロエチレン (mg/L) 〈0.004 〈0.004 〈0.0004 O.004mg/L以下 シスー1,2ージクロロエチレン (mg/L) 〈0.004 〈0.004 〈0.004 O.004mg/L以下 シスー1,2ージクロロエチレン (mg/L) 〈0.004 〈0.004 〈0.004 O.004mg/L以下 シスー1,2ージクロロエチレン (mg/L) 〈0.004 〈0.004 〈0.004 O.004mg/L以下 シスー1,2ージクロロエチレン (mg/L) 〈0.01 〈0.01 〈0.01 O.1mg/L以下 「Mg/L以下 (mg/L) 〈0.004 〈0.004 〈0.004 O.004mg/L以下 「Mg	
大価クロム (mg/L) <0.005 <0.002 <0.002 0.02mg/L以下 砒素 (mg/L) 0.001 0.001 0.001 0.01mg/L以下 総水銀 (mg/L) <0.0005	<u>-</u> と。
砒素 (mg/L) 0.001 0.001 0.001 0.01mg/L以下 総水銀 (mg/L) <0.0005	
総水銀 (mg/L) 〈0.0005 〈0.0005 〈0.0005 0.0005mg/L以てアルキル水銀 (mg/L) 体出されない、PCB (mg/L) 不検出 不検出 不検出 存出されない。 ジクロロメタン (mg/L) 〈0.002 〈0.002 〈0.002 〈0.002 0.02mg/L以下四塩化炭素 (mg/L) 〈0.0002 〈0.0002 〈0.0002 ○0.002mg/L以下1,2-ジクロロエタン (mg/L) 〈0.0004 〈0.0004 〈0.0004 〈0.0004 ○0.004mg/L以下1,1-ジクロロエチレン (mg/L) 〈0.01 〈0.01 〈0.01 〈0.01 ○0.1mg/L以下シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L) 〈0.004 〈0.004 〈0.004 ○0.04mg/L以下リス-1,1-トリクロロエタン (mg/L) 〈0.01 〈0.01 〈0.01 ○0.1mg/L以下1,1-トリクロロエタン (mg/L) 〈0.01 〈0.01 〈0.01 ○0.1mg/L以下1,1-トリクロロエタン (mg/L) 〈0.01 〈0.01 〈0.01 ○0.1mg/L以下1.01 ○0.1 ○0.1 ○0.1 ○0.1 ○0.1 ○0.1 ○0.1	
アルキル水銀 (mg/L) - - - 機出されない。 PCB (mg/L) 不検出 不検出 不検出 株出されない。 ジクロロメタン (mg/L) <0.002	
PCB (mg/L) 不検出 不検出 不検出 検出されない。 ジクロロメタン (mg/L) <0.002	F
PCB (mg/L) 不検出 不検出 不検出 検出されない ジクロロメタン (mg/L) <0.002	
四塩化炭素 (mg/L) <0.0002 <0.0002 <0.0002 0.002mg/L以下 1,2-ジクロロエタン (mg/L) <0.0004	<u>-</u> と。
1,2-ジクロロエタン (mg/L) <0.0004	
は 1,1-ジクロロエチレン (mg/L) (0.01 (0.01 (0.01 0.1mg/L以下 シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L) (0.004 (0.004 (0.004 0.004 0.04mg/L以下 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) (0.1 (0.1 1 mg/L以下 1.1,1-トリクロロエタン (mg/L) (0.1 (0.1 1 mg/L以下 1.1,1-トリクロロエタン (mg/L) (0.1 (0.1 1 mg/L以下 1.1,1-トリクロロエタン (mg/L) (mg/L) (0.1 (0.01 0.004	
健康 シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L) (0.004 (0.004 (0.004 0.04mg/L以下 1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L) (0.1 (0.1 1 mg/L以下 1.000 0.00	
康 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) <0.1 <0.1 1 mg/L以下	
康 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) <0.1 <0.1 1 mg/L以下	
項 () () () () () () () () () (
項 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L) <0.0006 <0.0006 <0.0006 0.006mg/L以下	
目 トリクロロエチレン (mg/L) 〈0.001 〈0.001 〈0.001 0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン (mg/L) 〈0.001 〈0.001 〈0.001 0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L) <0.0002 <0.0002 <0.0002 0.002mg/L以下	
チウラム (mg/L) <0.0006 <0.0006 <0.0006 0.006mg/L以下	
シマジン (mg/L) <0.0003 <0.0003 <0.0003 0.003mg/L以下	
チオベンカルブ (mg/L) <0.002 <0.002 <0.002 0.02mg/L以下	
ベンゼン (mg/L) <0.001 <0.001 0.01mg/L以下	
セレン (mg/L) <0.001 <0.001 0.01mg/L以下	
ふっ素 (mg/L) 0.8mg/L以下	
ほう素 (mg/L) 1 mg/L以下	
1,4-ジオキサン (mg/L) <0.005 <0.005 <0.005 0.05mg/L以下	
イン	

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注3) 表中の は、環境基準を超過していることを示す。 出典:「令和4~6年度版 船橋市の環境」(令和5年1月~令和7年1月 船橋市)

表 3-1-23(9) 公共用水域の水質測定結果(幕張の浜地先 国東京湾 No8)

		測定年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準 COD : B類型
項	目		17年3千及	11 作 4 干皮	17年0千度	N・P : Ⅲ類型 水生生物: A類型
	рН		8. 5	8.3	8.2	7.8以上8.3以下
	DO	(mg/L)	7. 3	6.8	6.6	5 mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	_	_	_	_
	COD (75%値)	(mg/L)	3. 0	3. 1	3.5	3 mg/L以下
<i>t</i> L.	SS	(mg/L)	-	_	_	_
生活	大腸菌数	(CFU/100mL)	_	11	45	_
環	大腸菌群数	(MPN/100mL)	200	_	_	_
環境項	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	-	-	_	検出されないこと。
目	全窒素	(mg/L)	0.74	0.88	0.74	0.6mg/L以下
	全リン	(mg/L)	0.082	0. 089	0.079	0.05mg/L以下
	全亜鉛	(mg/L)	0.004	0. 013	0.005	0.02mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	0.0001	0.00007	0.00008	0.001mg/L以下
	LAS	(mg/L)	<0.0006	0.0009	0.0006	0.01mg/L以下
	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	鉛	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.02mg/L以下
	砒素	(mg/L)	0.001	0.001	0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	(mg/L)	_	_	_	検出されないこと。
	PCB	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
桩	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下
健康	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1 mg/L以下
項	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
目	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	チウラム	(mg/L)	_	_	_	0.006mg/L以下
	シマジン	(mg/L)	_	_	_	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	-	-	-	0.02mg/L以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	セレン	(mg/L)	_	_	_	0.01mg/L以下
	ふっ素	(mg/L)	-	-	_	0.8mg/L以下
	ほう素	(mg/L)	-	-	-	1 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0. 28	0. 38	0. 15	10mg/L以下
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\) 其準値け年間平均値とする		アンに係る其準		最高値とする	

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注3) 表中の は、環境基準を超過していることを示す。 出典:「千葉市環境白書2022~2024年版」(令和5年1月~令和7年1月 千葉市)

表 3-1-23(10) 公共用水域の水質測定結果(⑤茜浜地先)

項	目	測定年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準 COD : C類型 N・P : IV類型 水生生物: A類型
	На		8. 0	8. 2	8.2	7.0以上8.3以下
	DO	(mg/L)	8. 6	8. 1	9. 6	2 mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	-	_	-	_
	COD (75%値)	(mg/L)	4. 3	3. 9	4. 0	8 mg/L以下
<i>H</i> -	SS	(mg/L)	-	-	-	_
生活	大腸菌数	(CFU/100mL)	-	28	43	_
環	大腸菌群数	(MPN/100mL)	260	-	-	_
環境項目	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	_
自	全窒素	(mg/L)	0.064	0.67	0.64	1mg/L以下
	全リン	(mg/L)	0.081	0.10	0.08	0.09mg/L以下
	全亜鉛	(mg/L)	0.010	0. 011	0. 031	0.02mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.001mg/L以下
	LAS	(mg/L)	0.0004	0.0001	0.0008	0.01mg/L以下

- 注1) 基準値は年間平均値とする。

- 注2)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注3)表中の は、環境基準を超過していることを示す。 出典:「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)~令和6(2024)年版」(習志野市ホームページ)

表 3-1-23(11) 公共用水域の水質測定結果(⑥航路 C)

項	I	測定年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準 COD : C類型 N・P : IV類型 水生生物: A類型
	рН		8. 2	8. 2	8.4	7.0以上8.3以下
	DO	(mg/L)	9. 2	9. 1	10.4	2 mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	-	-	-	_
	COD (75%値)	(mg/L)	6. 5	6. 6	7.8	8 mg/L以下
4-	SS	(mg/L)	_	_	-	_
生活環境項目	大腸菌数	(CFU/100mL)	-	57	68	_
環	大腸菌群数	(MPN/100mL)	98	1	1	_
項項	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	_
目	全窒素	(mg/L)	1. 2	1. 2	1.5	1mg/L以下
	全リン	(mg/L)	0. 120	0. 15	0. 15	0.09mg/L以下
	全亜鉛	(mg/L)	0.004	0.006	0.015	0.02mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	<0.0006	<0.00006	<0.00006	0.001mg/L以下
L	LAS	(mg/L)	0.0006	0.0007	0.0007	0.01mg/L以下
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.57	0.58	0. 51	10mg/L以下

- 注1) 基準値は年間平均値とする。 注2) 健康項目のうち、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」以外の項目は調査を行っていない。 注3) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注4) 表中の は、環境基準を超過していることを示す。 出典:「令和4~6年度版 船橋市の環境」(令和5年1月~令和7年1月 船橋市)

表 3-1-24 公共用水域のダイオキシン類の測定結果(公共用水域)

単位:pg-TEQ/L

- 1	-									10 0
	区分	水域名	地点 番号	地点名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
	河川	海老川	1	八千代橋	0. 034	0.045	0.021	0.042	0.066	1以下
	海域	東京湾(3)	2	船橋1	0.036	0.035	0.023	0.026	0.031	工以下

出典:「ダイオキシン類に係る常時監視結果について(令和元~令和5年度)」(千葉県ホームページ)

対象事業実施区域周辺で実施されている、令和3年度~令和5年度の地下水質測定地点は、図3-1-14(1)~(3)に示すとおりである。対象事業実施区域周辺の地下水質調査は、令和3年度で概況調査が2地点、継続監視調査が3地点、要監視項目調査が2地点、令和4年度で概況調査が2地点、継続監視調査が3地点、要監視項目調査が1地点、令和5年度で概況調査が5地点、継続監視調査が4地点、要監視項目調査が1地点となっており、調査結果は表 3-1-25(1)~(3)、表 3-1-26(1)~(3)、表 3-1-27(1)~(3)に示すとおりである。

令和3年度における地下水質調査結果は、概況調査1地点(谷津3丁目)及び継続監視調査3地点(屋敷5丁目、幕張町2丁目、東船橋7丁目)において、一部の項目が環境基準を超過している。

令和4年度における地下水質調査結果は、継続監視調査1地点(東船橋7丁目)及び要監視項目 調査1地点(香澄6丁目)において、一部の項目が環境基準及び指針値を超過している。

令和5年度における地下水質調査結果は、概況調査2地点(武石町1丁目、三山8丁目)及び継続監視調査2地点(武石町1丁目、東船橋7丁目)において、一部の項目が環境基準を超過している。

また、令和元年度から令和5年度において対象事業実施区域周辺で実施されている地下水のダイオキシン類調査は、令和4年度に本市香澄6丁目で実施されており、測定結果は0.062 pg-TEQ/L (環境基準:1pg-TEQ/L) と環境基準を下回っていた。なお、本市香澄6丁目の位置は、図 3-1-14(2)に示すとおりである。

表 3-1-25(1) 地下水質調査結果(概況調査 令和3年度)

	地 点	習志野市	千葉市美浜区	四点甘油
項目		①谷津3丁目	②真砂1丁目	環境基準
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	0.001	0.001	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	0.012	不検出	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	$({\rm mg/L})$	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	0.02mg/L以下
四塩化炭素	$({ m mg/L})$	0.0013	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	$({\rm mg/L})$	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	$({\rm mg/L})$	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	$({\rm mg/L})$	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	$({\rm mg/L})$	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	$({ m mg/L})$	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	$({\rm mg/L})$	不検出	不検出	0.002mg/L以下
チウラム	$({ m mg/L})$	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	0.02mg/L以下
ベンゼン	$({\rm mg/L})$	不検出	不検出	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	10	不検出	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	不検出	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	不検出	0. 1	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	0.05mg/L以下

注1)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注2)表中の は、環境基準を超過していることを示す。 出典:「令和3年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

表 3-1-25(2) 地下水質調査結果(継続監視調査 令和3年度)

	地 点	習志野市	千葉市 花見川区	船橋市	環境基準
項目		③屋敷5丁目	④幕張町2丁目	⑤東船橋7丁目	
カドミウム	(mg/L)	_	_	_	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	_	_	_	検出されないこと
鉛	(mg/L)	_	_	_	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	_	_	_	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	_	_	_	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	_	_	_	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	_	_	_	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	_	_	_	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	_	不検出	_	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	_	_	_	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.005	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	_	_	_	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.017	0.013	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.0008	不検出	0.035	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	-	_	-	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	_	_	_	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	_	_	_	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	_	_	_	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	_	_	_	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	_	_	_	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	_	_	_	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	_	_	_	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	_	_	_	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	_	_	_	0.05mg/L以下

注1)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注2)表中の は、環境基準を超過していることを示す。 出典:「令和3年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

表 3-1-25(3) 地下水質調査結果 (要監視項目調査 令和3年度)

	地 点	習志野市	千葉市	指針値
項目		⑥谷津3丁目	⑦美浜区真砂1丁目	7日亚门旦
クロロホルム	(mg/L)	-	-	0.06mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	(mg/L)	-	-	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	(mg/L)	-	-	0.2mg/L以下
イソキサチオン	(mg/L)	-	_	0.008mg/L以下
ダイアジノン	(mg/L)	-	-	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	(mg/L)	-	_	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	(mg/L)	-	_	0.04mg/L以下
オキシン銅	(mg/L)	-	_	0.04mg/L以下
クロロタロニル	(mg/L)	-	_	0.05mg/L以下
プロピサミド	(mg/L)	-	_	0.008mg/L以下
EPN	(mg/L)	不検出	_	0.006mg/L以下
ジクロルボス	(mg/L)	-	_	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	(mg/L)	-	_	0.03mg/L以下
イプロベンホス	(mg/L)	-	_	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	(mg/L)	-	_	
トルエン	(mg/L)	-	_	0.6mg/L以下
キシレン	(mg/L)	-	_	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	(mg/L)	-	-	0.06mg/L以下
ニッケル	(mg/L)	0.002	_	
モリブデン	(mg/L)	-	-	0.07mg/L以下
アンチモン	(mg/L)	不検出	-	0.02mg/L以下
エピクロロヒドリン	(mg/L)	不検出	-	0.0004mg/L以下
全マンガン	(mg/L)	不検出	-	0.2mg/L以下
ウラン	(mg/L)	不検出	-	0.002mg/L以下
PFOS及びPFOA	(mg/L)	不検出	0.0000057	0.00005 mg/L以下

注)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 出典:「令和3年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

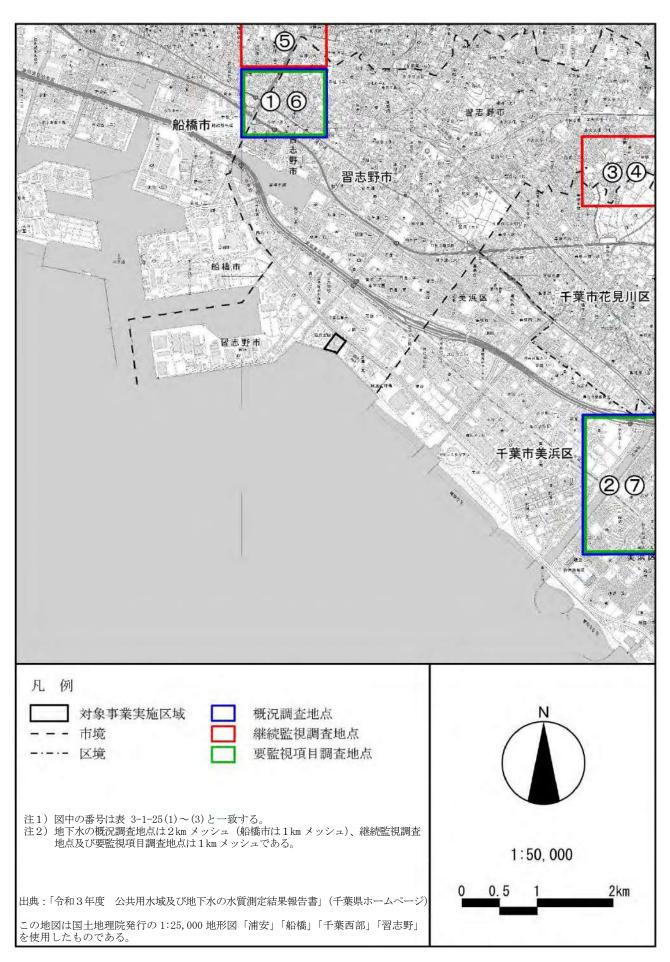


図 3-1-14(1) 地下水質測定地点図 (令和3年度)

表 3-1-26(1) 地下水質調査結果 (概況調査 令和4年度)

	地 点	習志野市	千葉市花見川区	理技士滩
項目		①香澄6丁目	②幕張町1丁目	環境基準
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	不検出	0.003	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	ı	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	不検出	不検出	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	0.08	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	0.05mg/L以下

注)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 出典:「令和4年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

表 3-1-26(2) 地下水質調査結果(継続監視調査 令和4年度)

		天 师 五 师 八			,
	地 点	習志野市	千葉市 花見川区	船橋市	環境基準
項目		③屋敷5丁目	④幕張町2丁目	⑤東船橋7丁目	
カドミウム	(mg/L)	-	-	_	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	_	_	_	検出されないこと
鉛	(mg/L)	_	_	_	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	_	_	_	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	_	_	_	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	_	_	_	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	_	_	_	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	_	_	_	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	_	不検出	_	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	_	_	_	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.005	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	_	_	_	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.005	0.006	0.002	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.0006	不検出	0.036	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	_	_	_	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	_	_	_	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	_	_	_	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	_	_	_	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	_	_	_	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	_	_	_	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	_	_	_	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	-	-	_	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	_	_	_	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	-	_	0.05mg/L以下

注1)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注2)表中の は、環境基準を超過していることを示す。 出典:「令和4年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

表 3-1-26(3) 地下水質調査結果 (要監視項目調査 令和4年度)

項目	地点	習志野市 ⑥香澄6丁目	指針値
クロロホルム	(mg/L)	-	0.06mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	(mg/L)	_	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	(mg/L)	_	0.2mg/L以下
イソキサチオン	(mg/L)	_	0.008mg/L以下
ダイアジノン	(mg/L)	-	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	(mg/L)	_	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	(mg/L)	-	0.04mg/L以下
オキシン銅	(mg/L)	_	0.04mg/L以下
クロロタロニル	(mg/L)	-	0.05mg/L以下
プロピサミド	(mg/L)	_	0.008mg/L以下
EPN	(mg/L)	不検出	0.006mg/L以下
ジクロルボス	(mg/L)	-	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	(mg/L)	_	0.03mg/L以下
イプロベンホス	(mg/L)	_	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	(mg/L)	_	_
トルエン	(mg/L)	_	0.6mg/L以下
キシレン	(mg/L)	_	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	(mg/L)	_	0.06mg/L以下
ニッケル	(mg/L)	0.001	_
モリブデン	(mg/L)	_	0.07mg/L以下
アンチモン	(mg/L)	不検出	0.02mg/L以下
エピクロロヒドリン	(mg/L)	不検出	0.0004mg/L以下
全マンガン	(mg/L)	1.2	0.2mg/L以下
ウラン	(mg/L)	不検出	0.002mg/L以下
PFOS及びPFOA	(mg/L)	不検出	0.00005 mg/L以下

注1)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注2)表中の は、環境基準を超過していることを示す。 出典:「令和4年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

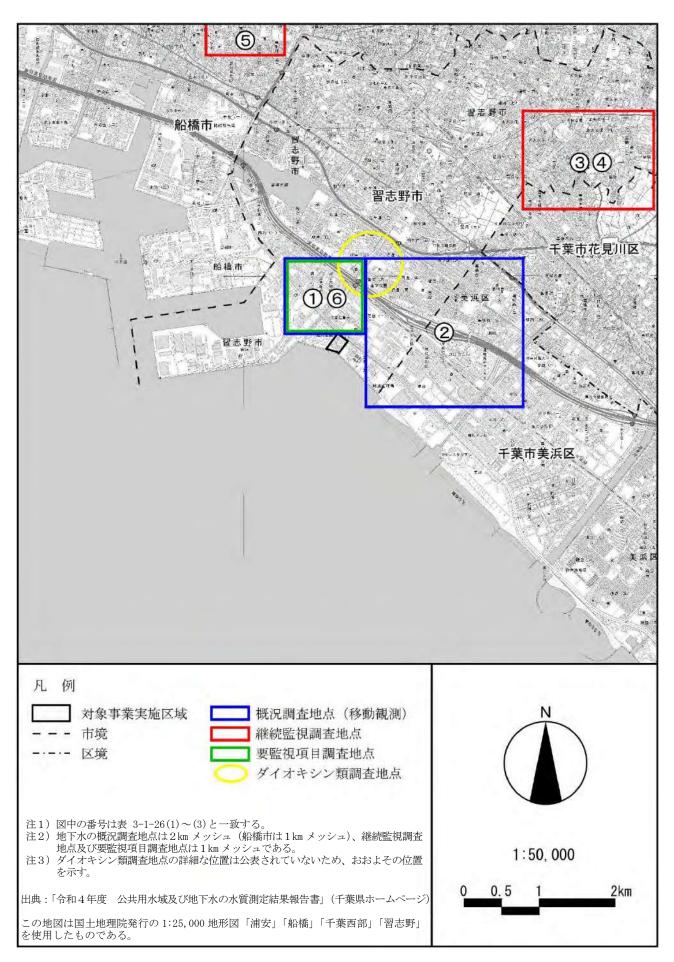


図 3-1-14(2) 地下水質測定地点図 (令和4年度)

表 3-1-27(1) 地下水質調査結果 (概況調査 令和5年度)

	地点	習志野市	千葉市 美浜区	千剪 花見	度市 川区	船橋市	arm take white Nation
項目	7	① 秋津	②ひび野	·	④武石町	<u>⑤三山</u>	環境基準
		3丁目	2丁目	③長作町	1丁目	8丁目	
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出		0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	0.003	不検出	0.002	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.001		0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	不検出	不検出	不検出	=	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.001	0.003	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0. 28	不検出	9.8	25	12	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	0.12	不検出	不検出	不検出		0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	不検出	0.1	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下
	7	7. — 1					

注1)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注2)表中の は、環境基準を超過していることを示す。 出典:「令和5年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

表 3-1-27(2) 地下水質調査結果(継続監視調査 令和5年度)

12 0 1 21 (2)		只则且加入	- \-\	170 H/-1		•
	地 点	習志野市		통市 川区	船橋市	環境基準
~ □		⑥屋敷	⑦武石町	⑧幕張町	⑨東船橋	
項目		5丁目	1丁目	2丁目	7丁目	
カドミウム	(mg/L)	-	-	-	-	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	_	_	_	_	検出されないこと
鉛	(mg/L)	-	-	-	_	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	-	-	_	_	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	1	1	1	_	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	I	ı	ı	_	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	ı	ı	ı	_	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	1	1	1	_	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	I	不検出	不検出	_	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	ı	0.0042	不検出	_	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	_	_	-	_	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	0.002	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	0.086	不検出	0.005	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	ı	不検出	不検出	_	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	ı	ı	ı	_	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.005	4. 4	0.005	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.0009	0.026	不検出	0.023	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	ı	ı	ı	_	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	ı	ı	ı	_	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	_	-	_	_	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	-	1	-	_	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	-	-	_	_	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	_	-	_	_	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	_	-	_	_	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	ı	ı	ı	_	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	ı	ı	ı	-	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	_	1	-	-	0.05mg/L以下

注1)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 注2)表中の は、環境基準を超過していることを示す。 出典:「令和5年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

表 3-1-27(3) 地下水質調査結果 (要監視項目調査 令和5年度)

項目	地点	船橋市 ⑩三山8丁目	指針値
クロロホルム	(mg/L)		0.06mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	(mg/L)	_	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	(mg/L)	_	0.2mg/L以下
イソキサチオン	(mg/L)	_	0.008mg/L以下
ダイアジノン	(mg/L)	_	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	(mg/L)	-	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	(mg/L)	_	0.04mg/L以下
オキシン銅	(mg/L)	-	0.04mg/L以下
クロロタロニル	(mg/L)	-	0.05mg/L以下
プロピサミド	(mg/L)	_	0.008mg/L以下
EPN	(mg/L)	=	0.006mg/L以下
ジクロルボス	(mg/L)	_	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	(mg/L)	-	0.03mg/L以下
イプロベンホス	(mg/L)	_	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	(mg/L)	-	-
トルエン	(mg/L)	_	0.6mg/L以下
キシレン	(mg/L)	-	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	(mg/L)	-	0.06mg/L以下
ニッケル	(mg/L)	不検出	-
モリブデン	(mg/L)	_	0.07mg/L以下
アンチモン	(mg/L)	-	0.02mg/L以下
エピクロロヒドリン	(mg/L)	_	0.0004mg/L以下
全マンガン	(mg/L)	不検出	0.2mg/L以下
ウラン	(mg/L)	不検出	0.002mg/L以下
PFOS及びPFOA	(mg/L)	不検出	0.00005 mg/L以下

注)表中の「-」は調査を行っていないことを示す。 出典:「令和5年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

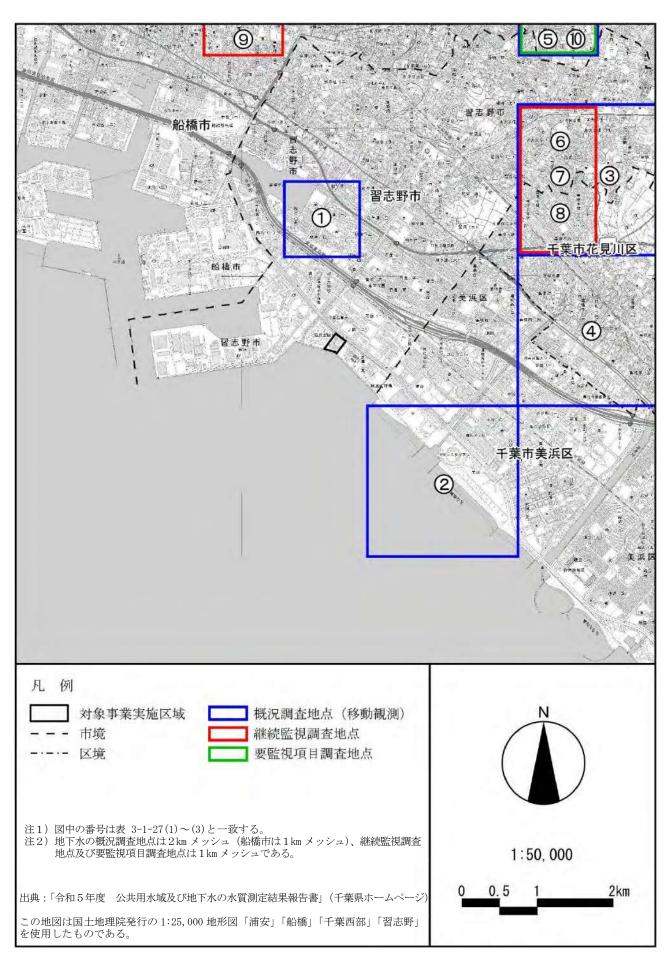


図 3-1-14(3) 地下水質測定地点図 (令和5年度)

3-1-4 水象の状況

対象事業実施区域周辺の河川等の状況は図 3-1-15に、主要な河川は表 3-1-28に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の主要な河川としては、対象事業実施区域北西側に二級河川である菊田川、 谷津川、高瀬川、海老川等が存在し、東京湾に流れている。また、対象事業実施区域南東側に二級 河川である浜田川及び一級河川である花見川(印旛放水路)が存在し、東京湾に流れている。

対象事業実施区域南側は東京湾であり、対象事業実施区域北西側には谷津干潟が存在している。

表 3-1-28 主要な河川(一級河川、二級河川)

種別	水系名	河川名	区 分	一大块坝	延長
			上流端	下流端	(km)
一級河川	利根川	花見川 (印旛放水路)	西印旛沼からの流出点(阿宗橋)かど	東京湾に至る	左右岸各 19.0
	海老川	海老川	左右岸 船橋市米ケ崎町地先市道夏目米 ケ崎線八栄橋上流端	海に至る	左右岸各 2.7
	高瀬川	高瀬川	左岸 船橋市高瀬町67番地先 右岸 船橋市若松2丁目12番地先	海に至る	左右岸各 0.8
二級河川	谷津川	谷津川	左岸 習志野市秋津5丁目10番2地先 右岸 習志野市秋津5丁目2番2地先	海に至る	左右岸各 1.1
— 称文刊 川	菊田川	菊田川	左岸 習志野市香澄1丁目1番1地先 右岸 習志野市袖ヶ浦6丁目27番地先	海に至る	左右岸各 2.4
	米田川	支川菊田川	左岸 習志野市秋津2丁目17番地先 右岸 習志野市秋津2丁目17番地先	菊田川への 合流点	左右岸各 0.5
	浜田川	浜田川	左岸 千葉市花見川区幕張町1丁目7680番2地先 右岸 千葉市美浜区幕張西4丁目7807番1地先	海に至る	左右岸各 2.2

出典:「令和5年 千葉県統計年鑑 (河川)」(千葉県ホームページ)

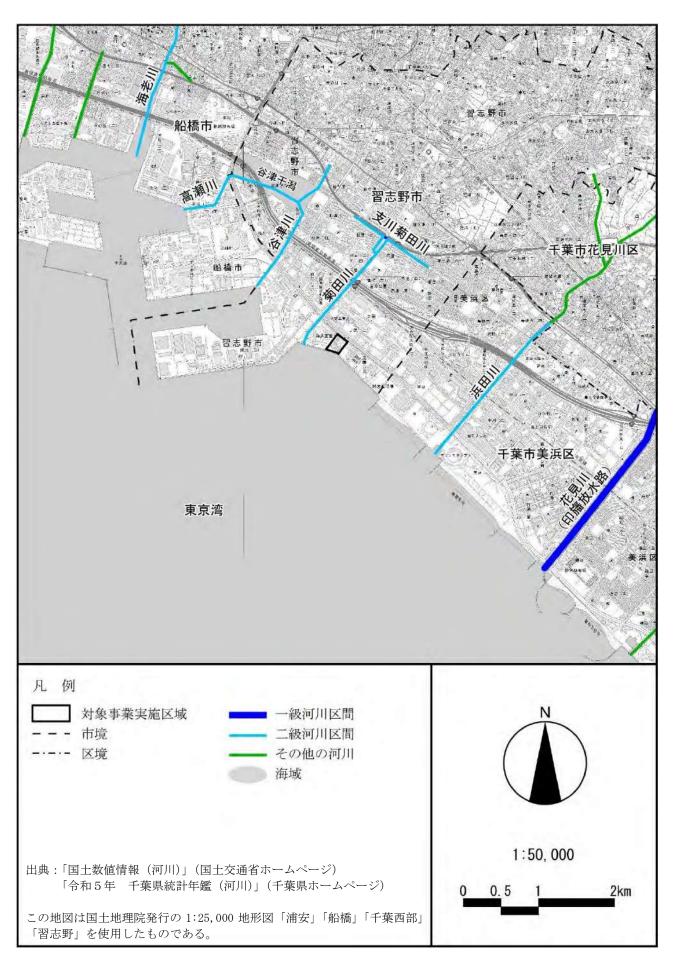


図 3-1-15 水象の状況

3-1-5 水底の底質の状況

対象事業実施区域周辺において実施されている水底の底質の調査地点は図 3-1-13に示したとおりである。令和2年度における水底の底質の測定結果は表 3-1-29に示すとおりである。

また、令和元年度から令和5年度における底質のダイオキシン類の測定結果は表 3-1-30に示すとおりであり、いずれの年度もすべての地点において環境基準を達成している。

表 3-1-29 水底の底質の測定結果(水底の底質 令和2年度)

		測定地点名	河川		東京湾)
項目			海老川 ①八千代橋	船橋港内 2船橋 1	船橋航路 3 船橋 2
基本項目	酸化還元電位	(mV)	-100	-270	-230
	乾燥減量 (含水率)	(%)	21.9	60.7	31.8
	強熱減量	(%)	1. 6	8. 7	4. 1
	微細泥率	(%)	3. 1	55. 5	21.7
	рН	_	7. 7	7. 6	7.8
富栄養化項目	全窒素	(mg/g)	0. 26	2. 5	0. 69
	全りん	(mg/g)	0. 19	0.64	0.35
	全炭素	(mg/g)	1. 5	17. 3	4.1
健康項目	РСВ	(mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01
	水銀	(mg/kg)	0.02	0.09	0.08
	カドミウム	(mg/kg)	0. 1	0.4	0.4
	鉛	(mg/kg)	4. 7	14. 5	10.3
	砒素	(mg/kg)	4. 4	9.8	9.3
	セレン	(mg/kg)	<0.1	0. 1	<0.1
	鉄	(mg/kg)	17, 300	34,600	29, 300
	マンガン	(mg/kg)	122	383	349
	亜鉛	(mg/kg)	92	178	104
	銅	(mg/kg)	15. 2	49.6	25.5
	クロム	(mg/kg)	7. 1	26. 9	16.3
その他の項目	硫化物	(mg/kg)	<10	<10	<10

出典:「令和4年度版 船橋市の環境」(令和5年2月 船橋市)

表 3-1-30 ダイオキシン類の測定結果(水底の底質)

単位:pg-TEQ/g

区分	水域名	地点 番号	地点名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
河川	海老川	1	八千代橋	1.8	1. 7	0. 33	0.63	0.70	150以下
海域	東京湾(3)	2	船橋1	12	9. 5	2.8	4. 4	11	190以下

注) 海老川及び東京湾(3)は継続監視調査地点である。

出典:「ダイオキシン類に係る常時監視結果について(令和元~令和5年度)」(千葉県ホームページ)

3-1-6 騒音及び超低周波音の状況

対象事業実施区域周辺における環境騒音の調査結果は表 3-1-31に、調査地点は図 3-1-16に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の環境騒音の調査地点は、本市で8地点となっている。各地点における昼間の騒音レベルは45~54デシベル、夜間の騒音レベルは36~50デシベルとなっており、令和3~5年度の地点3(八幡公園)、令和4年度の地点5(鷺沼城址公園)、令和4年度の地点7(谷津5丁目公園)、令和3~4年度の地点8(袖ケ浦4号児童遊園)で夜間の環境基準を上回っているものの、その他の地点では環境基準を達成している。

なお、対象事業実施区域周辺では、超低周波音の調査は実施されていない。

等価騒音レベル (デシベル) 市町 番号 調査地点 環境基準 令和3年度 令和4年度 令和5年度 昼間 夜間 昼間 昼間 夜間 夜間 天津児童遊園 梅林園 八幡公園 A類型及び 藤崎4丁目児童遊園 B類型 習志野市 昼間:55 鷺沼城址公園 夜間:45 菊田公園 谷津5丁目公園 袖ケ浦4号児童遊園

表 3-1-31 環境騒音調査結果

出典:「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和4(2022)~令和6(2024)年版」(習志野市ホームページ)

注1) 昼間の時間区分は6:00~22:00、夜間の時間区分は22:00~6:00である。

注2) 表中の は、環境基準を超過していることを示す。

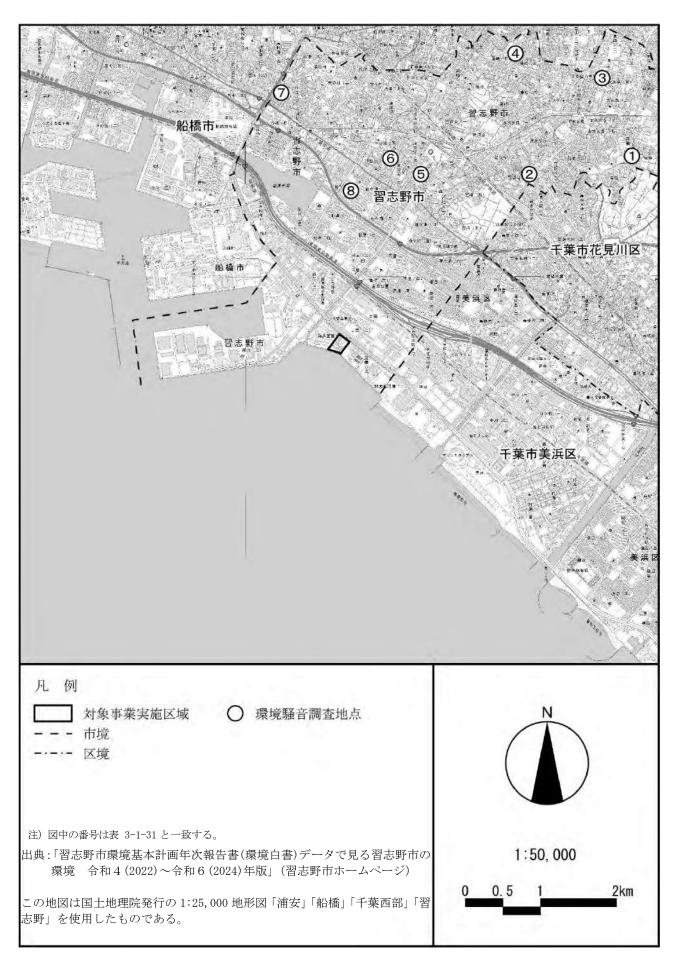


図 3-1-16 環境騒音調査地点

対象事業実施区域周辺における自動車騒音の調査結果(面的評価)は表 $3-1-32(1)\sim(3)$ に、調査地点は図 $3-1-17(1)\sim(3)$ に示すとおりである。

令和3年度の自動車騒音の調査地点(面的評価)は、本市で1地点、千葉市花見川区で1地点、 美浜区で2地点、船橋市で6地点の計10地点となっている。各地点における環境基準の達成率は、 33.8~100.0%となっている。

令和4年度の自動車騒音の調査地点(面的評価)は、本市で1地点、千葉市花見川区で1地点、 美浜区で2地点、船橋市で5地点の計9地点となっている。各地点における環境基準の達成率は、 57.3~100.0%となっている。

令和5年度の自動車騒音の調査地点(面的評価)は、本市で2地点、千葉市花見川区で3地点、 美浜区で2地点、船橋市で3地点の計10地点となっている。各地点における環境基準の達成率は、 29.8~100.0%となっている。

表 3-1-32(1) 自動車騒音調査結果(面的評価)(令和3年度)

						評	昼			昼		
番号	道路名	観測地点 の住所	評価区間の住所	レッ (デシ	騒音 ベル)	価区間の延長	昼間・夜間とも 基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	型間・夜間とも 基準値超過	車線数	環境基準類型
				昼間	夜間	(km)	(%)	(%)	(%)	(%)		
1	一般国道14号	習志野市谷津 2丁目20	習志野市谷津4丁目8 〈 習志野市袖ケ浦6丁目22	69	67	3.6	78. 3	4. 2	0.0	17. 5	2	В
2	一般国道14号	千葉市花見川区 幕張町5丁目	千葉市美浜区幕張西2-3 〈 千葉市花見川区幕張町	67	64	1.9	95. 7	0.0	0.5	3.8	5	С
3	一般国道357号	千葉市美浜区 浜田1丁目	千葉市美浜区浜田 〈 千葉市美浜区浜田	61	57	1.0	33. 8	2. 7	0.0	63. 5	4	В
4	市道千葉臨海線	千葉市美浜区 磯辺2丁目	千葉市美浜区新港 〈 千葉市美浜区磯辺2-8	54	52	2. 1	100. 0	0.0	0.0	0.0	4	В
5	一般国道14号	船橋市宮本 2-15-5	船橋市本中山2丁目 〈 船橋市宮本8丁目	66	66	6.0	97. 3	2. 4	0. 1	0.1	2	С
6	一般国道357号	船橋市日の出 1-16	船橋市若松1丁目 〈 船橋市栄町1丁目	68	68	2.3	61. 1	28. 0	0.0	10. 9	4	С
7	一般国道296号	船橋市東船橋 5-7-7	船橋市東船橋4丁目 〈 船橋市若松1丁目	69	68	1.5	65. 9	8.8	0.0	25. 3	4	В
8		船橋市南本町 31	船橋市海神町南1丁目 〈 船橋市湊町2丁目	55	53	2. 1	81. 3	5. 6	0.0	13. 2	4	В
9	主要地方道 船橋停車場線	船橋市本町 2丁目	船橋市本町4丁目 〈 船橋市本町3丁目	65	64	0.6	100.0	0.0	0.0	0.0	2	С
10	一般県道津田沼 停車場前原線	船橋市前原西 3丁目	船橋市前原西2丁目 〈 船橋市前原西3丁目	67	61	0.6	97. 0	3. 0	0.0	0.0	2	С

- 注1) 昼間の時間区分は $6:00\sim22:00$ 、夜間の時間区分は $22:00\sim6:00$ である。
- 注2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準は以下の通りである。

A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

- : 昼間 60 デシベル以下、夜間 55 デシベル以下
- B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域
 - : 昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下
- 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路(道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府 県道及び市町村道(4 車線以上)のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める 自動車専用道路)の道路端から20メートルの地域(2 車線以下の場合は15メートルの地域)
 - : 昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

出典:「2022(令和4)年版 環境白書」(令和5年3月 千葉県)

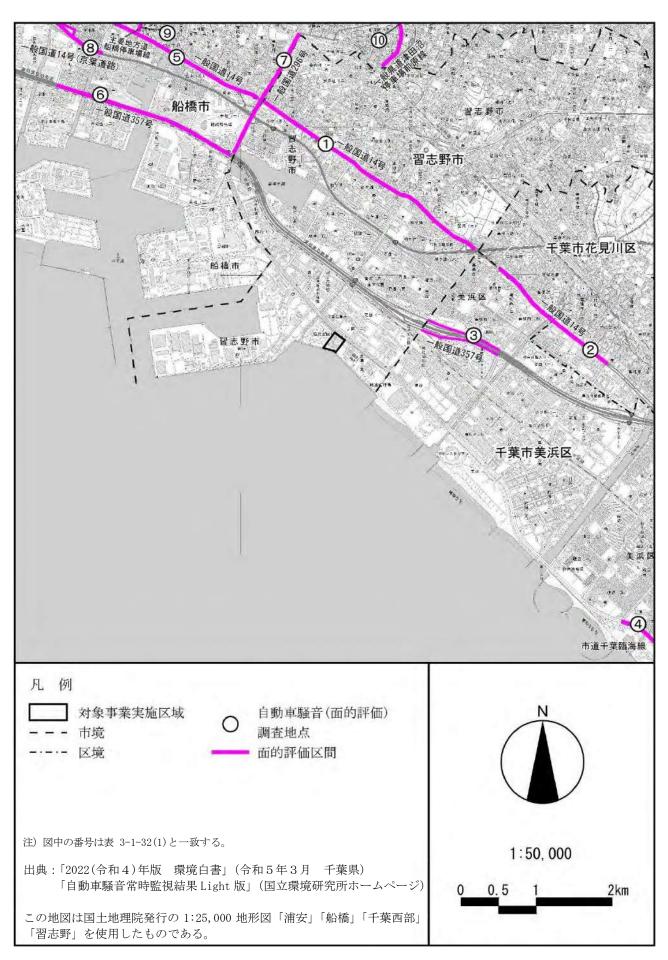


図 3-1-17(1) 自動車騒音調査地点(面的評価)(令和3年度)

表 3-1-32(2) 自動車騒音調査結果(面的評価)(令和4年度)

番号	道路名	観測地点 の住所	評価区間の住所	(デシ	ベル)	評価区間の延長	昼間・夜間とも	昼間のみ	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過	車線数	環境基準類型
				昼間	夜間	(km)	(%)	(%)	(%)	(%)		
1	県道69号 (長沼船橋線)	習志野市大久保 4丁目5	習志野市藤崎 2-15 〈 習志野市実籾 3-26	66	63	3.9	99.8	0.2	0.0	0.0	2	В
2	一般国道14号	千葉市花見川区 幕張町5丁目	千葉市美浜区幕張西 2丁目3 ~ 千葉市花見川区幕張町	68	66	1.9	92. 7	0.5	0.0	6. 7	5	С
3	東関東自動車道 一般国道357号	千葉市美浜区 浜田1丁目	千葉市若葉区中田町 〜 千葉市若葉区坂月町	63	60	4. 4	100.0	0.0	0.0	0.0	$10 \begin{bmatrix} 4 \\ 6 \end{bmatrix}$	В
4	市道千葉臨海線	千葉市美浜区 磯辺2丁目	千葉市若葉区中野町 〈 千葉市緑区高田町	55	52	3. 9	91. 7	0.0	8. 3	0.0	4	В
5	一般国道14号	船橋市宮本 2-15-5	船橋市本中山2丁目 〈 船橋市宮本8丁目	67	68	6.0	95. 4	4. 3	0. 1	0.1	2	С
6	東関東自動車道 一般国道357号	船橋市日の出 1-16	船橋市浜町2丁目 〜 船橋市栄町1丁目	68	69	2.3	57. 3	31. 3	20. 1	20. 1	$10\begin{bmatrix} 4\\6 \end{bmatrix}$	С
7	一般国道296号	船橋市東船橋 5-7-7	船橋市東船橋4丁目 〈 船橋市宮本9丁目	68	68	1.2	80. 1	11.8	0.0	8.0	4	В
8	県道15号 (千葉船橋海浜 線)	船橋市東船橋 5-7-7	船橋市若松1丁目 〈 船橋市若松1丁目	68	68	0.5	90. 9	9. 1	0.0	0.0	4	В
9	県道69号 (長沼船橋線)	船橋市前原西 2−38	船橋市前原東1丁目 〈 習志野市実籾3-26	65	64	1. 3	99. 9	0. 1	0.0	0.0	2	С

- 注1) 昼間の時間区分は6:00~22:00、夜間の時間区分は22:00~6:00である。
- 注2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準は以下の通りである。

A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

: 昼間 60 デシベル以下、夜間 55 デシベル以下

B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域

: 昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路(道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上)のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路)の道路端から20メートルの地域(2車線以下の場合は15メートルの地域)

: 昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

出典:「2023(令和5)年版 環境白書」(令和6年3月 千葉県)

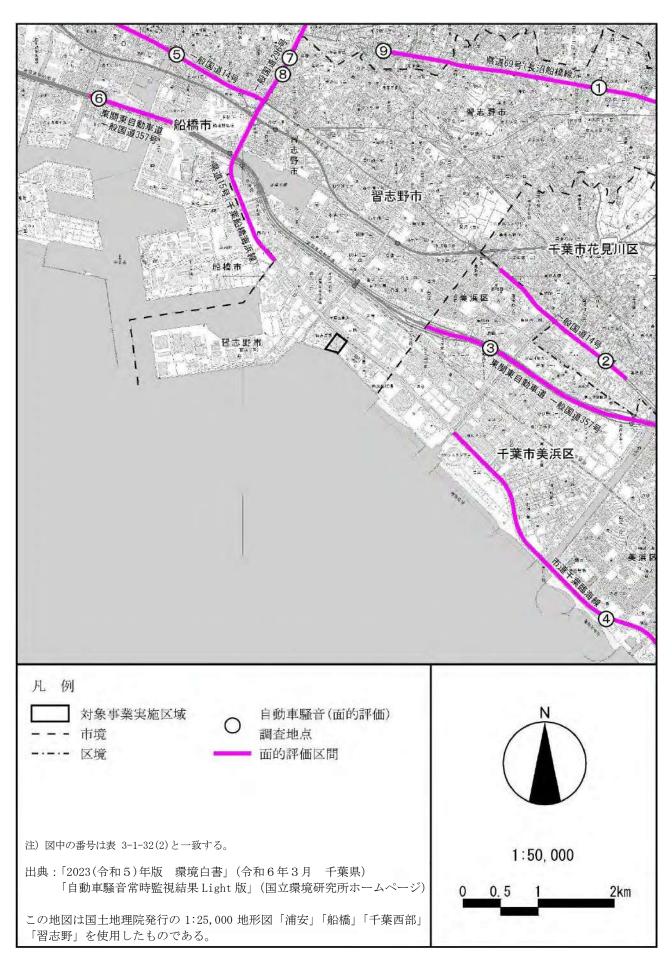


図 3-1-17(2) 自動車騒音調査地点(面的評価)(令和4年度)

表 3-1-32(3) 自動車騒音調査結果(面的評価)(令和5年度)

番号	道路名	観測地点 の住所	評価区間の住所		ベル)	評価区間の延長 (km)	昼間・夜間とも (%)	昼間のみ (%)	夜間のみ (%)	昼間・夜間とも (%)	車線数	環境基準類型
		777	習志野市谷津4丁目8	但间	仪间	(KIII)	(%)	(%)	(%)	(%)		
1	(京葉道路)	習志野市袖ケ浦 6-1-1	く 習志野市袖ケ浦6丁目22	56	56	3. 7	91. 4	7. 2	0.0	1.4	4	В
2	一般国道296号	習志野市谷津 5-36-14	習志野市谷津6丁目21 〈 習志野市谷津4丁目8	64	64	1. 3	95. 2	4. 8	0.0	0.0	4	В
3	一般国道14号	千葉市花見川区 幕張町5丁目	〈 千葉市花見川区幕張町	58	58	1. 9	97. 5	0.0	0.5	2.0	5	С
4		千葉市花見川区 幕張町3丁目	千葉市花見川区幕張本郷 2丁目25 ~ 「 千葉市花見川区幕張町	65	65	1.3	97.8	0.4	0.4	1.5	2	В
5	主要地方道千葉 鎌ヶ谷松戸線	千葉市花見川区 幕張町4丁目	千葉市花見川区幕張町 〈 千葉市花見川区武石町	64	64	1.0	99. 4	0.6	0.0	0.0	4	В
6	一般国道357号	千葉市美浜区 浜田1丁目	千葉市美浜区浜田 〈 千葉市美浜区浜田	57	57	1.0	29.8	2. 0	0.0	68. 2	4	В
7	市道千葉臨海線	千葉市美浜区 磯辺2丁目	千葉市美浜区新港 〈 千葉市美浜区磯辺 2丁目8	52	52	2. 1	100.0	0.0	0.0	0.0	4	В
8	一般国道14号	船橋市宮本 2-15-5	船橋市本町2丁目 〈 船橋市宮本8丁目	66	67	1.9	94. 7	5. 3	0.0	0.0	2	С
9	一般国道296号	船橋市東船橋 5-7-7	船橋市東船橋4丁目 〈 船橋市宮本8丁目	68	68	1.0	80. 3	9. 4	0.0	10. 3	4	В
10	一般国道357号	船橋市日の出 1-16	船橋市日の出1丁目 〈 船橋市栄町1丁目	68	68	0.4	69. 9	17. 7	0.0	12. 4	4	С

- 注1) 昼間の時間区分は6:00~22:00、夜間の時間区分は22:00~6:00である。
- 注2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準は以下の通りである。

A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

- : 昼間 60 デシベル以下、夜間 55 デシベル以下
- B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域
 - : 昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下
- 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路(道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府 県道及び市町村道(4車線以上)のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める 自動車専用道路)の道路端から20メートルの地域(2車線以下の場合は15メートルの地域)
 - : 昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

出典:「2024(令和6)年版 環境白書」(令和7年3月 千葉県)

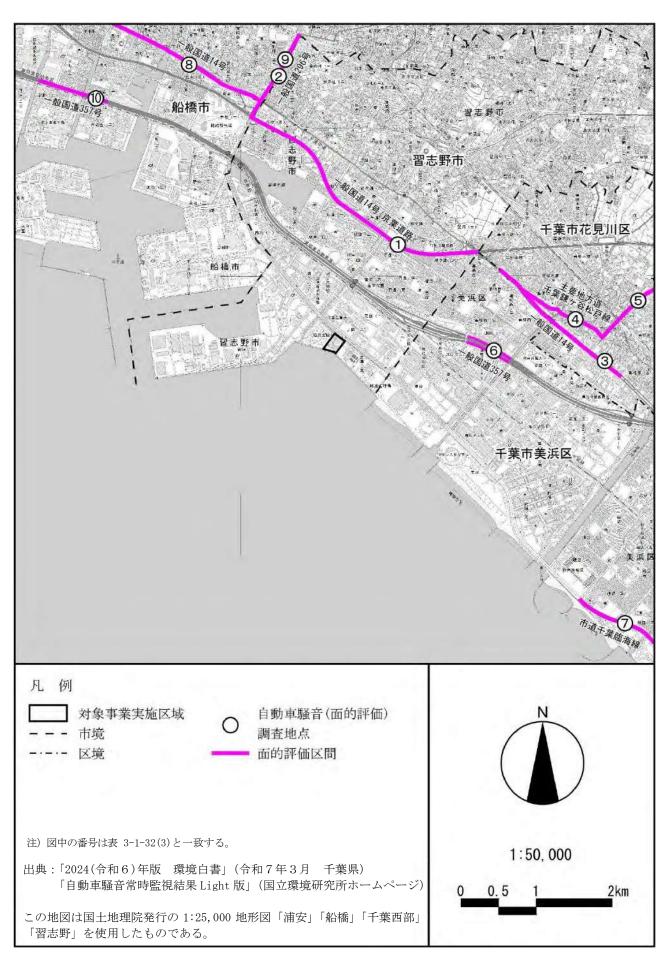


図 3-1-17(3) 自動車騒音調査地点(面的評価)(令和5年度)

対象事業実施区域周辺における自動車騒音の調査結果(要請限度)は表 3-1-33に、調査地点は 図 3-1-18に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の自動車騒音の調査地点(要請限度)は、本市で10地点、船橋市で3地点の計13地点となっている。各地点における昼間の騒音レベルは52~69デシベル、夜間の騒音レベルは50~69デシベルとなっており、すべての地点で要請限度を下回っている。

表 3-1-33 自動車騒音調査結果(要請限度)

中口	市	道路名	調査地点	等価騒音レベル (デシベル)					西洼阳庄	
番号	111	但好有	明旦心心	令和: 昼間	3 年度 夜間	令和 4 昼間	4 年度 夜間	令和: 昼間	5年度 夜間	要請限度
1		主要地方道 船橋我孫子線	習志野市谷津 3-30	53	52	52	51	53	50	
2		東関東自動車道路 一般国道 357 号	習志野市秋津 4-20	53	50	53	51	54	50	昼間:70
3		東関東自動車道路 一般国道 357 号	習志野市香澄 5-16	-	_	60	54	59	52	夜間:65
4		市道 00-011 号線	習志野市本大久保2-4	66	63	66	62	64	61	
5	習志野市	一般国道 296 号	習志野市谷津 5-36	67	68	65	66	65	65	
6	日心到山	一般国道 14 号	習志野市谷津 2-20	68	67	69	67	68	66	
7		県道 69 号	習志野市大久保 4-5	66	64	65	64	66	64	昼間:75
8		京葉道路	習志野市袖ケ浦 6-1	56	55	57	55	57	55	夜間:70
9		市道 00-006 号線	習志野市秋津 3-5	65	60	64	61	63	59	
10		市道 00-002 号線	習志野市秋津 4-20	65	62	64	61	65	61	
11		一般国道 14 号	船橋市宮本 2-15-5	67	67	67	68	67	67	
12	船橋市	東関東自動車道 一般国道 357 号	船橋市日の出 1-16	69	69	68	69	68	68	昼間:75 夜間:70
13		一般国道 296 号	船橋市東船橋 5-7-7	68	68	68	68	68	68	

注1) 昼間の時間区分は6:00~22:00、夜間の時間区分は22:00~6:00である。

出典:「2022(令和4)~2024(令和6)年版 環境白書」(令和5年3月~令和7年3月 千葉県)

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

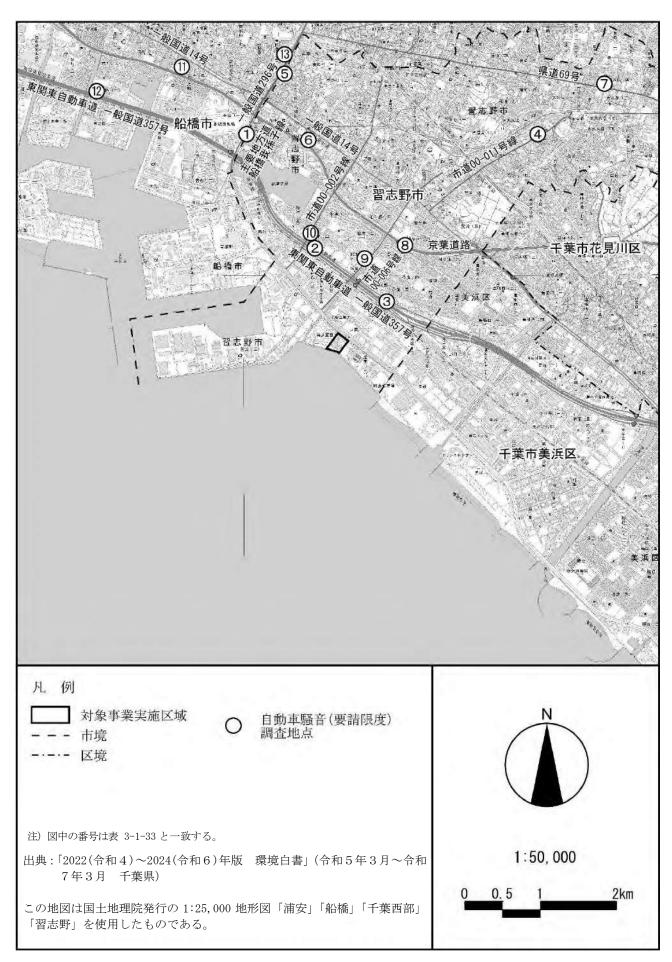


図 3-1-18 自動車騒音調査地点(要請限度)

3-1-7 振動の状況

対象事業実施区域周辺における道路交通振動の調査結果は表 3-1-34に、調査地点は図 3-1-19に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の道路交通振動の調査地点は、本市で5地点、千葉市花見川区で1地点、 美浜区で1地点、船橋市で3地点の計10地点となっている。各地点における昼間の振動レベルは24 ~54デシベル、夜間の振動レベルは23~54デシベルとなっており、すべての地点で要請限度を下回っている。

また、対象事業実施区域周辺では、環境振動の調査は実施されていない。

表 3-1-34 道路交通振動調査結果

平 口	市	道路名	調査地点	振動レベル 80%レンジの上端値 (デシベル)						西洼阳庄
番号	111	但四石		令和:	3年度				5年度	要請限度
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
1		一般国道 296 号	習志野市谷津 5-36	52	52	52	53	50	49	
2		一般国道 14 号	習志野市谷津 2-20	43	41	45	43	44	41	
3	習志野市	県道 69 号 (長沼船橋線)	習志野市大久保 4-5	45	40	45	45	46	41	昼間:65 夜間:60
4	1	京葉道路	習志野市袖ケ浦 6-1	50	49	51	50	53	51	
5		市道 00-002 号線	習志野市秋津 4-20	44	40	44	40	43	38	
6	千葉市 花見川区	一般国道 14 号	花見川区幕張町 5丁目	44	40	44	40	45	42	昼間:70 夜間:65
7	千葉市 美浜区	東関東自動車道 一般国道 357 号	美浜区浜田 1丁目	46	43	44	41	45	42	昼間:65 夜間:60
8		一般国道 14 号	船橋市宮本 2-15-5	24	23	25	24	25	24	昼間:70
9	船橋市	東関東自動車道 一般国道 357 号	船橋市日の出 1-16	50	49	50	49	50	47	夜間:65
10		一般国道 296 号	船橋市東船橋 5-7-7	52	52	53	53	54	54	昼間:65 夜間:60

注) 昼間の時間区分は8:00~19:00、夜間の時間区分は19:00~8:00である。

出典: $\lceil 2022($ 令和4 $) \sim 2024($ 令和6)年版 環境白書」(令和5年3月 \sim 令和7年3月 千葉県)

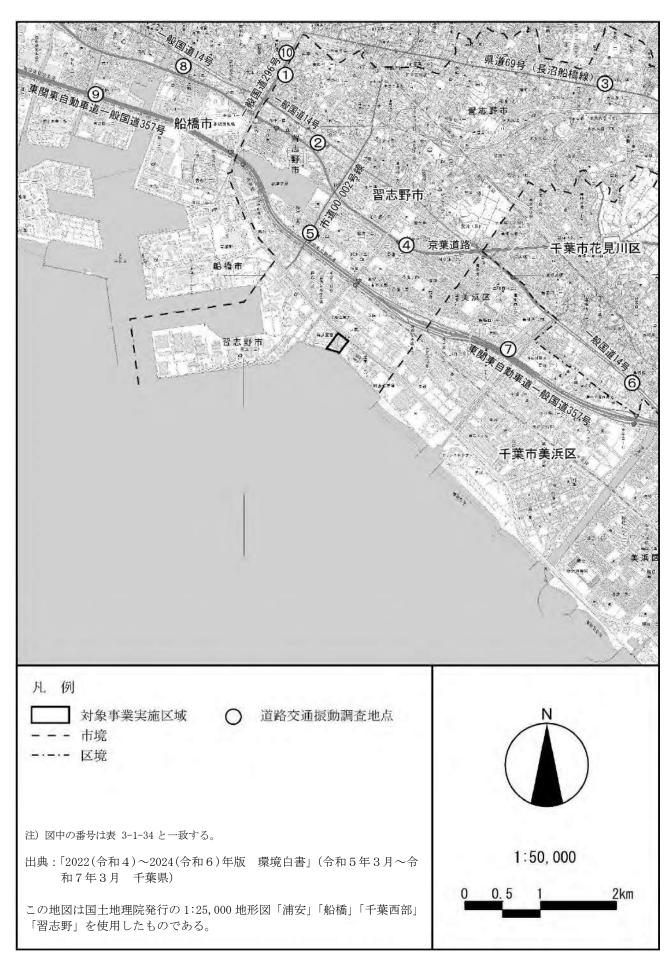


図 3-1-19 道路交通振動調査地点

3-1-8 悪臭の状況

対象事業実施区域周辺では、悪臭の調査は実施されていない。

3-1-9 地形及び地質等の状況

1. 地 形

対象事業実施区域及びその周辺の地形は、図 3-1-20(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は本市の沿岸部に位置しており、南側には東京湾がある。

対象事業実施区域は旧水面埋立地(埋立地)となっており、対象事業実施区域周辺の国道を挟んだ北側には被覆砂丘や砂州・砂堆・自然堤防、下位砂礫台地等が広がっている。

2. 地 質

対象事業実施区域及びその周辺の表層地質は、図 3-1-21(1)、(2)に示すとおりである。 対象事業実施区域は埋立地堆積物となっており、対象事業実施区域周辺の北東側には火山性岩 石であるローム1、未固結堆積物である泥がち堆積物及び砂がち堆積物等が広がっている。

3. 湧 水

対象事業実施区域周辺には、代表的な湧水は存在しない。

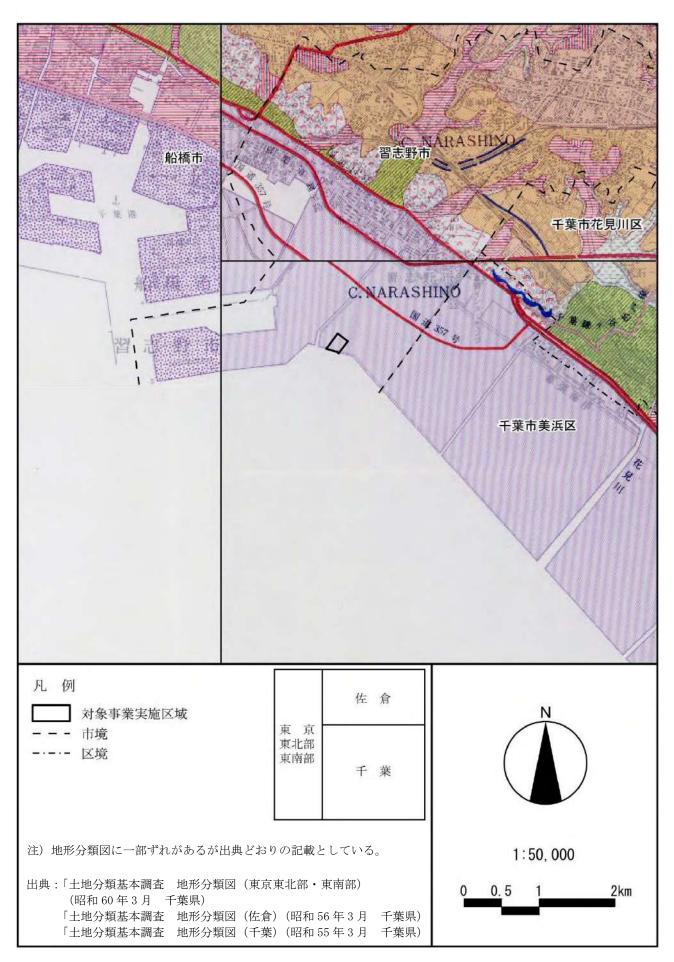


図 3-1-20(1) 地形分類図

凡例

台 地	東京東北部東南部	佐 倉	千 葉		
上位砂礫台地					
中位砂礫台地					
下位砂礫台地					
低位砂礫台地					
斜面					
低 地	東京東北部東南部	佐 倉	千 葉		
谷底平野·氾濫原平野					
砂州・砂堆・自然堤防					
被覆砂丘		A A A	A A A		
人工地形	東京東北部東南部	佐 倉	千 葉		
切土・盛土 (改変地)					
盛土地 (改変地)					
干拓地					
埋立地					
旧水面埋立地					
その他	東京東北部東南部	佐 倉	千 葉		
崖			~		
急崖		u			
分水界		_			
地形界		5			
国道					
主要地方道		_			

出典:「土地分類基本調査 地形分類図 (東京東北部・東南部) (昭和60年3月 千葉県)

「土地分類基本調査 地形分類図 (佐倉) (昭和 56 年 3 月 千葉県) 「土地分類基本調査 地形分類図 (千葉) (昭和 55 年 3 月 千葉県)

図 3-1-20(2) 地形分類図の凡例

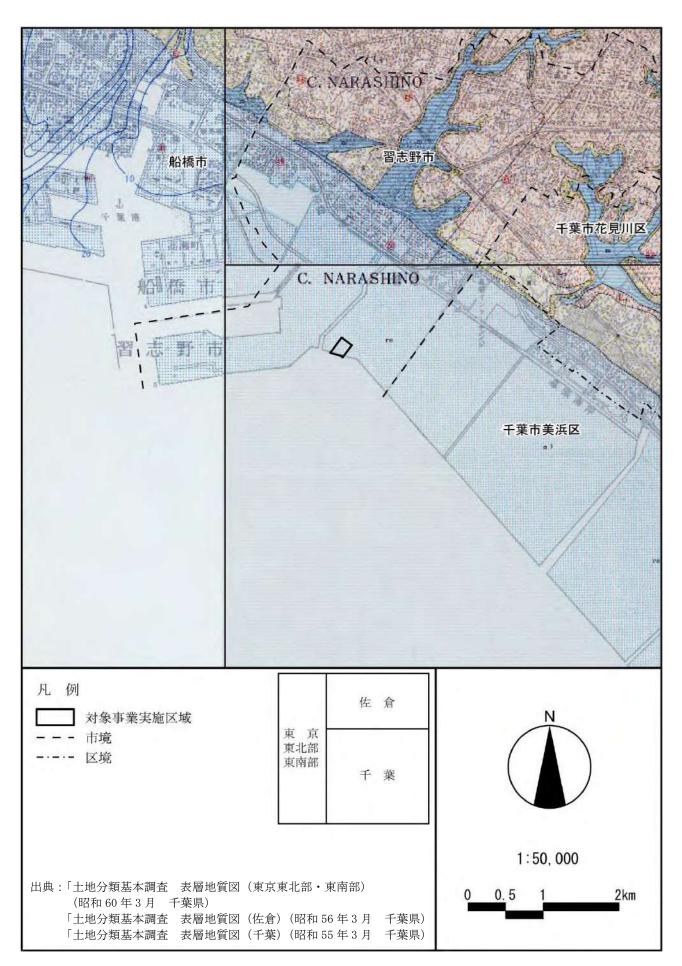


図 3-1-21(1) 表層地質図

凡例

	77	9	
未固結堆積物	東京東北部東南部	佐 倉	千 葉
埋立地堆積物	re	7.0	re
泥がち堆積物		m	m
砂がち堆積物	5		***
砂 1	5.1	6.1	**
火山性岩石	東京東北部東南部	佐 倉	千 葉
ローム 1			L
п-Д 2		135	4.3
ローム 3		La.	1
その他	東京東北部東南部	佐 倉	千 葉
岩石の種類の境界		/	
柱状図の地点		1	
軟弱層の厚さ	20 20		

出典:「土地分類基本調査 表層地質図(東京東北部・東南部)(昭和60年3月 千葉県)

「土地分類基本調査 表層地質図(佐倉)(昭和 56 年 3 月 千葉県) 「土地分類基本調査 表層地質図(千葉)(昭和 55 年 3 月 千葉県)

図 3-1-21(2) 表層地質図の凡例

3-1-10 地盤の状況

対象事業実施区域周辺の水準点における、令和元年から令和6年までの地盤変動の状況は、表3-1-35に示すとおりである。また、水準点の位置は図3-1-22に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、28地点の水準点が存在している。令和5年~令和6年において最も変動量が大きい地点は、水準点番号N-14で-7.5mmとなっている。

なお、過去5年間において環境省が地盤沈下の監視目安としている年間20mm以上の沈下はない。

表 3-1-35 水準点の変動状況

	公 0 1 00 水平派の交易以流								
	L Mr. L			変動量(mm)各年1月に測定					
番号	水準点 番 号	市区	所在地	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
	笛 万			\sim	\sim	\sim	\sim	\sim	
				令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
1	3827		谷津四丁目 4-22(ローズベイ谷津付近)	-0.9	+2.3	+6.8	+0.4	-2.7	
2	3828		鷺沼一丁目 12 地先(ピザーラ津田沼店付近)	-1.6	+3.0	+8.4	+0.0	-2.1	
3	014-023		谷津二丁目 17-10 地先(やしろクリーニング店付近)	-1.7	+2.7	+6.6	+0.5	-2.0	
4	014-024		津田沼六丁目7-9地先(マルエツ津田沼南店村近)	-1.6	+3.2	+8.5	+0.1	-1.6	
5	014-025	習志野市	鷺沼五丁目 5-6 地先(C&Cタジマヤ(株付近)	-1.7	+3.0	+8.3	-2.0	-1.8	
6	NO. 74	目心知山	袖ケ浦五丁目 25(幕張インターチェンジ)	-1.5	+2.9	+8.1	-1.2	-1.6	
7	N-3		藤崎三丁目 2-19(藤崎保育園)	-0.2	+3.8	+6. 4	-1.6	-5.6	
8	N-7		袖ケ浦一丁目 11(袖ケ浦9号緑地)	-2.3	+2.5	+7.8	+0.5	-1.8	
9	N-13		藤崎一丁目 14(森林公園付近)	-0.4	+5.8	+8.1	+1.4	-2.7	
10	N-14		藤崎六丁目 9-28(大久保小学校)	+0.1	+7.6	+5.5	-0.5	-7.5	
11	3829		幕張町一丁目 4062(庚申塚前)	-1.8	+3.4	+6.6	-0.6	-1.3	
12	014-026	千葉市	幕張本郷二丁目25地先(国道14号路肩_花見公園内)	-1.9	+2.5	+5.3	-1.5	-1.6	
13	014-028	花見川区	幕張町五丁目 214(山二テーラー)	-1.4	+3.0	+6.4	-1.9	-2.4	
14	No. 72		幕張町一丁目 940 地先(旧国道14 号線路肩 出光ガソリンスタンド)	-2.1	+3.3	+6.6	-0.6	-1.2	
15	(交)3826		宮本五丁目2-1(船橋大神宮)	-1.2	+2.4	+5. 7	+1.2	-2.4	
16	No. 78		宮本七丁目 10-1 (宮本小学校)	-1.4	+2.8	+5. 7	+1.6	-2.1	
17	F-5		西浦二丁目 17-1 (㈱NIPPO)	-4. 5	-0.4	+5.6	+0.2	-1.8	
18	F-6		栄町一丁目7-1(南本町小学校)	-3.8	+2.6	+6.8	-0.4	-0.6	
19	F-7		栄町二丁目 14-12(機械金属工業協同組合)	-3.4	+1.9	+6.4	-0.8	-0.5	
20	F-8		湊町二丁目 10-25(船橋市役所)	-0.6	+1.5	+5.8	+0.5	-5.2	
21	F-9	机 括士	日の出一丁目 1-2 (湊中学校)	-1.8	+0.9	+5.2	-0.2	-2.7	
22	F-10	船橋市	日の出二丁目18-1(京葉アサノコンクリート㈱船橋工場)	-2.4	+0.9	+6. 1	+0.1	-2.3	
23	F-11		浜町一丁目4-3(はまかぜ児童公園)	-0.9	+0.9	+6.7	+0.6	-2.4	
24	F-17		湊町一丁目 16-5 (湊町小学校)	-1.4	+1.5	+6. 7	+0.6	-2.5	
25	F-30		三山二丁目 42-1 (三山小学校)	+0.3	+7.4	+4. 7	+2.4	-4.3	
26	F-32		南本町 19(県営住宅南本町団地)	-3.9	+2.5	+6.4	-0.4	-1.2	
27	F-37		浜町二丁目5-1(千葉県葛南港湾事務所)	-2.9	-1.0	+5.0	-1.4	-3.3	
28	F-45		高瀬町 35-2 (若松公園駐車場)	+0.2	-2.9	+8. 1	-0.3	-1.8	

出典:「千葉県水準測量成果表(令和2~令和6年)」(千葉県ホームページ)

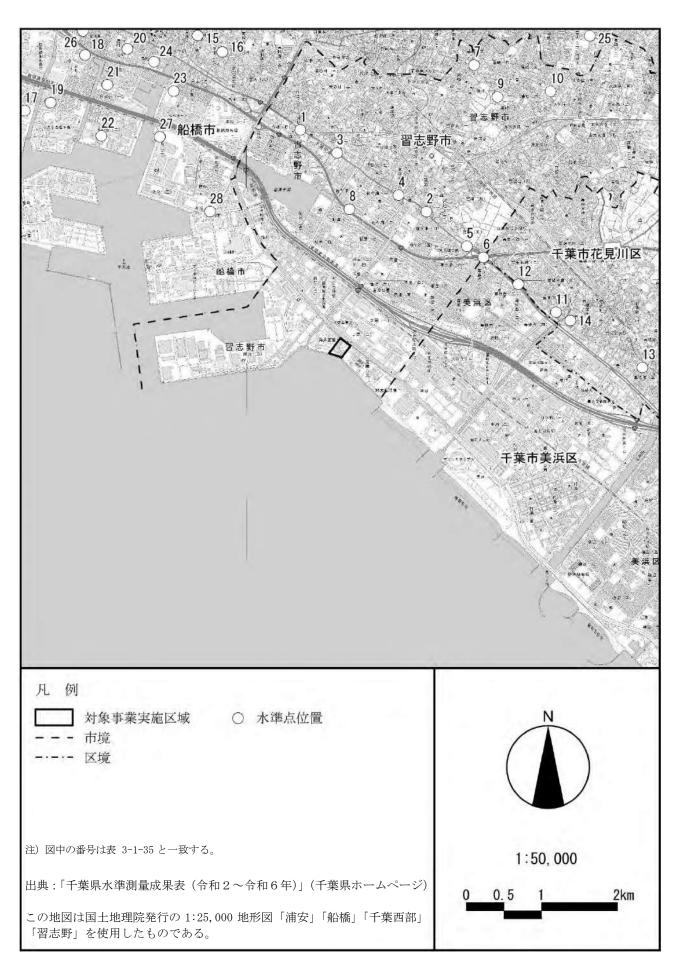


図 3-1-22 水準点位置図

3-1-11 土壌の状況

1. 土壌

対象事業実施区域及びその周辺の土壌図は、図 3-1-23(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は、地形分類図(図 3-1-20(1)参照)に示したとおり旧水面埋立地となっており、土壌は未区分地2となっている。また、対象事業実施区域周辺の北東側には台地の土壌である黒ボク土壌や淡色黒ボク土壌等が点在している。

2. 土壤汚染

対象事業実施区域周辺における土壌汚染対策法に基づく指定区域は表 3-1-36に示すとおりであり、本市で2箇所、千葉市で10箇所、船橋市で5箇所が形質変更時要届出区域に指定されている。なお、対象事業実施区域周辺において要措置区域の指定はされていない。

表 3-1-36 土壌汚染対策法に基づく指定区域(形質変更時要届出区域)

指定番号	指定年月日	区域の地番	指定基準に適合しない 指定有害物質
H28形-2	平成28年8月16日	習志野市茜浜一丁目5番1の一部	ふっ素及びその化合物
H30形-1	平成30年7月6日	習志野市芝園二丁目1番92の一部	ふっ素及びその化合物
指-2	平成23年12月15日	千葉市美浜区浜田2丁目45番9、豊砂1番5	ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物
指-3	平成24年3月22日	千葉市美浜区豊砂1番6	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
指-15	平成27年7月9日	千葉市美浜区打瀬3丁目13番地7ほか4筆	ふっ素及びその化合物
指-20 指-20-2	平成28年12月27日	千葉市美浜区若葉3丁目1番1、 1番18、1番19の各一部	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
指-39	令和2年7月14日	千葉市美浜区若葉3丁目1番11の一部	ふっ素及びその化合物
指-40	令和2年8月21日	千葉市美浜区豊砂6番1、113番2の一部、 115番1の一部	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
指-41	令和2年9月8日	千葉市美浜区幕張西4丁目7800番2の一部	砒素及びその化合物
指-45	令和3年6月9日	千葉市美浜区若葉3丁目1番23の一部	砒素及びその化合物
指-58	令和4年9月28日	千葉市美浜区若葉3丁目1番13の一部	ふっ素及びその化合物
指-69	令和6年5月30日	千葉市花見川区幕張町1丁目7685番地の一部	ふっ素及びその化合物
指-6	平成23年9月13日	船橋市高瀬町56番1、同番2、 同番4から同番14まで、55番2及び同番4	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
指-27	平成29年8月31日	船橋市日の出2丁目8番1の一部	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
指-30	令和2年5月1日 令和2年10月13日	船橋市南海神1丁目1896番11の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
指-36	令和5年11月16日	船橋市南海神1丁目1896番7の一部、1896番 8の一部	ふっ素及びその化合物
指-40	令和7年3月4日	船橋市南海神1丁目1896番9の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

⁻注) 指定区域は令和7年4月1日時点のものである。

出典:「土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域」(千葉県ホームページ)

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定」(千葉市ホームページ)

「土壌汚染対策 土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況」(船橋市ホームページ)

また、対象事業実施区域周辺における、令和 $3\sim5$ 年度の土壌のダイオキシン類の調査結果は表 3-1-37に、調査地点は図 3-1-24に示すとおりである。本市において、令和 3 年度に 1 地点、令和 4 年度に 3 地点、令和 5 年度に 1 地点で測定がされており、いずれも環境基準を達成している。

表 3-1-37 ダイオキシン類 (土壌) の測定結果

単位:pg-TEQ/g

調査年度	番号	測定地点	測定結果	環境基準
令和3年度	1	習志野市香澄2号児童公園	0.68	
	2	習志野市袖ケ浦1号児童遊園	2.8	
令和4年度	3	習志野市藤崎4丁目広場	0. 22	1,000以下
	4	習志野市茜浜緑地(多目的広場)	2. 9	
令和5年度	5	習志野市袖ケ浦運動公園	0.049	

出典:「ダイオキシン類に係る常時監視結果について(令和3~令和5年度)」(千葉県ホームページ)

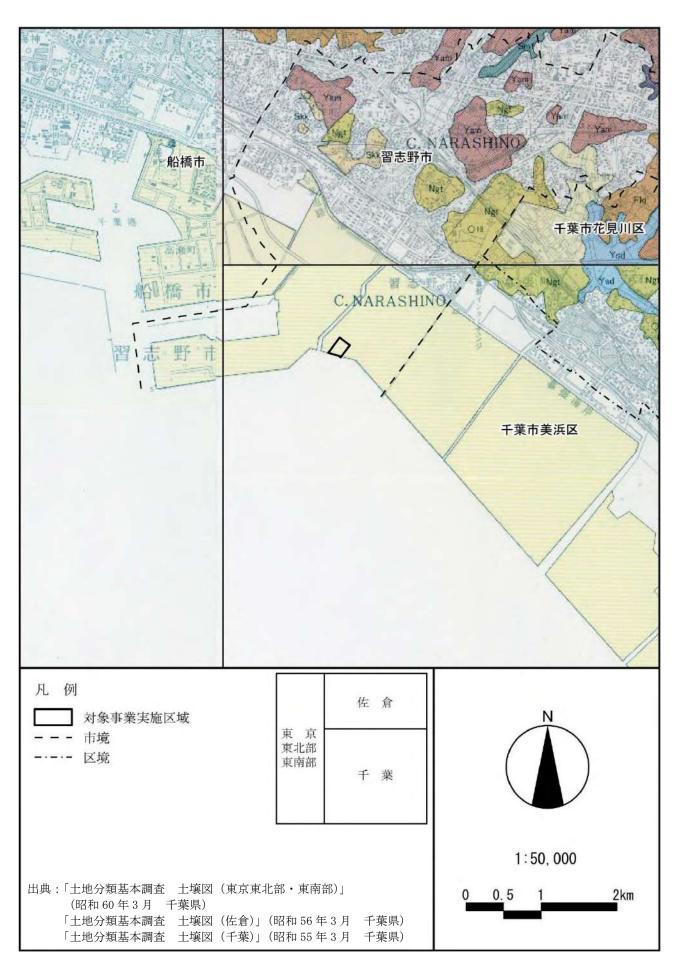


図 3-1-23(1) 土壌図

凡例

台地の土壌		東京東北部東南部	佐 倉	千 葉			
厚層黒ボク土壌	諸持統		Mrm				
黒ボク土壌	八街統		Yanı				
	船木統		Fki				
淡色黒ボク土壌	長塚統		Ngt	Ngt			
低地の土壌		東京東北部東南部	佐 倉	千 葉			
砂丘未熟土壤	榊統		Skk				
グライ土壌	下総統		Smf				
低位泥炭土壤	吉田統		Yad	Ysd			
黒泥土壌	和泉統		fzm				
その他		東京東北部東南部	佐 倉	千 葉			
未区分地 1				•			
未区分地 2							
試抗地点位置および番	F	O3					
統の境界線							

出典:「土地分類基本調査 土壌図(東京東北部・東南部)」(昭和60年3月 千葉県) 「土地分類基本調査 土壌図(佐倉)」(昭和56年3月 千葉県) 「土地分類基本調査 土壌図(千葉)」(昭和55年3月 千葉県)

図 3-1-23(2) 土壌図の凡例

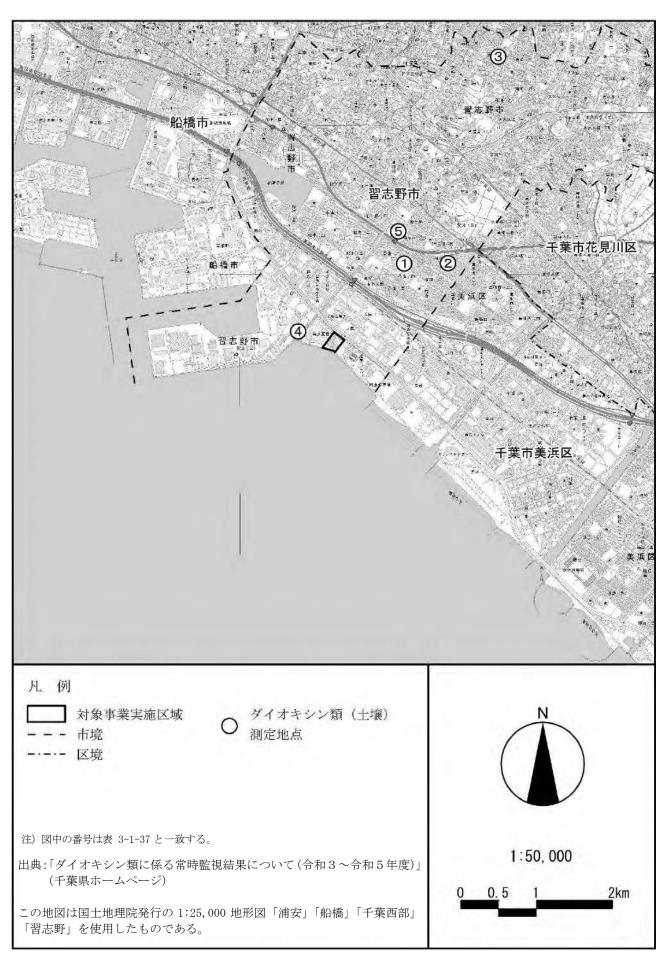


図 3-1-24 ダイオキシン類 (土壌) の測定地点

3-1-12 植物の生育及び植生の状況

1. 植物相の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植物相の状況について、既存資料を整理した。 確認した文献等は、表 3-1-38に示すとおりである。

表 3-1-38 植物種の確認文献等

		_
	文 献 名	整理の対象とした種
А	「千葉県レッドデータブックー植物・菌類編 (2023年改訂版)」 (令和5年3月 千葉県環境生活部自然保護課)	調査対象とした野生植物のうち対象事業実施 区域から3km範囲を含む10kmメッシュ(24、 25、32、33)で確認された種(ただし消息不 明・絶滅生物(X)とされている種は除く)
В	「千葉県の自然誌 別編4(千葉県植物誌)」 (平成15年3月 千葉県資料研究財団)	調査対象とした野生植物のうち習志野市、千葉 市花見川区、美浜区、船橋市で確認された種
С	「千葉市の保護上重要な野生生物-千葉市レッド リストー」 (平成 16 年 5 月 千葉市)	調査対象とした野生植物のうち文献に掲載されている全ての種(ただし消息不明・絶滅生物(X)とされている種は除く)
D	「谷津干潟ガイドブック」 (平成 13 年 10 月 習志野市)	調査対象とした野生植物のうち、文献に掲載 されている全ての種

既存資料によると対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物は、表 3-1-39に示すとおり、維管束植物で170科1,634種、非維管束植物で33科58種である。

表 3-1-39 文献等により確認された種数(植物)

分類	科	種
維管束植物	170	1,634
非維管束植物	33	58

2. 重要種の状況

文献調査で確認された種について、国、千葉県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要 種の指定状況を整理した。

(1) 選定根拠·基準

重要な植物種の選定根拠は表 3-1-40に、選定基準は表 3-1-41に示すとおりである。

表 3-1-40 重要な植物種の選定根拠

		選定根拠	選定基準
	(I)	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)	・特別天然記念物 (特天)
			・国指定天然記念物(国天)
	2	「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日 条例第8号)	・県指定天然記念物(県天)
法令等による	3	「習志野市文化財保護条例」(昭和 45 年 12 月 25 日 条例第 47 号) 「千葉市文化財保護条例」(昭和 33 年 10 月 7 日 条例第 18 号) 「船橋市文化財保護条例」(昭和 39 年 3 月 30 日 条例第 22 号)	・市指定天然記念物(市天)
指定			・国内希少野生動植物種(国内)
		Ethologopa and a company of the transfer of the transfer of the company of the transfer of the	・国際希少野生動植物種(国際)
	(4)	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	・特定第一種国内希少野生動植物種(特1)
	_	(種の保存法)」(平成4年6月5日 法律第75号)	特定第二種国内希少野生動植物種(特2)
			緊急指定種(緊急)
			・ 絶滅(EX)
			・野生絶滅 (EW)
		「第5次レッドリスト(植物・菌類)」 (令和7年3月18日 環境省報道発表資料)	・絶滅危惧IA類(CR)
	(5)		・絶滅危惧IB類(EN)
	(5)		・絶滅危惧Ⅱ類(VU)
			・準絶滅危惧(NT)
			•情報不足 (DD)
			・地域個体群 (LP)
文献			・消息不明・絶滅生物 (X)
による			・野生絶滅生物 (EW)
指定		「千葉県レッドデータブック-植物・菌類編(2023 年改訂版)」	・最重要保護生物 (A)
	6	(令和5年3月 千葉県環境生活部自然保護課)	・重要保護生物 (B)
		(1410年0万 朱示朱统王伯即日然休陵味)	・要保護生物 (C)
			•一般保護生物 (D)
			・保護参考雑種 (RH)
			・消息不明・絶滅生物 (X)
	(7)	「千葉市の保護上重要な野生生物-千葉市レッドリスト-」	・最重要保護生物 (A)
		(平成16年5月 千葉市)	・重要保護生物 (B) ^{注1)}
			・要保護生物 (C) ^{注1)}

注1) 非維管束植物種は生育状況に関する情報が特に不足しており、カテゴリーBとCの区別が困難なため、B-Cとしている。 注2) ⑤絶滅(EX)、野生絶滅(EW)、⑥消息不明・絶滅生物(X)、野生絶滅生物(EW)、⑦消息不明・絶滅生物(X)については、現在 生息している可能性は極めて低いものの、生息していないと断定できないため重要種として選定している。

注3) ⑤地域個体群(LP) は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

表 3-1-41 重要な植物種の選定基準

		選定基準	評価基準
	特別天	然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
1	国指定	· 天然記念物	国指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの。
2		子然記念物 子子然記念物	県指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で県にとって学術上価値の高いもの。
3		天然記念物	市指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの。 その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令
	国内希	7少野生動植物種	で定めるもの。
	国欧系	少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種
	四灰小	1夕月 工動作物性	(国内希少野生動植物種を除く。)であって、政令で定めるもの。
			次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの をいう。
	特定第	一種国内希少野生動植物種	ー でいっ。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。
			二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
4			次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの
			│をいう。 │一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種
	特定第	三種国内希少野生動植物種	の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。
			二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。
			三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
			四 国际的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。 環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保
	緊急指		存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。
	絶滅((EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
	野生維	色滅 (EW)	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している 種。
			種。 深刻な絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧 IA 類(CR)	(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
			であって、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。)
	44.3H		絶滅の危機に瀕している種。 (現在の供飲された) トルドウェアが引き使きない。
	絶滅 危惧	絶滅危惧 IB 類(EN)	(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、IA類(CR)ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いも
	/E X		\mathcal{O}_{\circ})
(5)		(6.8.4.	絶滅の危険が増大している種。
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)		(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、「絶滅危惧 IA 類 (CR)」また
			は「絶滅危惧 IB 類 (EN)」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの) - 存続基盤が脆弱な種。
	準絶滅危惧 (NT)		(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位
			カテゴリーに移行する要素を有するもの)
	 情報不足(DD)		カテゴリーを判定するための情報が不足している種。 (現時点での絶滅危険度は確定できないが、今後情報が得られれば「絶滅危惧」等になり
	IH +K-I	· (DD)	うるもの)
	地域個	体群 (LP)	孤立した地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの。
	消息不	明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期(およそ 50 年間)にわたって確実な生体の発見情報がない、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。
			かつて千葉県に生息・生育していた生物のうち、野生・自生では見られなくなってしまっ
	野生納	点滅生物 (EW)	たものの、千葉県の個体群の子孫が飼育・栽培などによって維持されているもの。特に埋
	判工作	E/9X = 1/2 (EW)	土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によ
			って生息・生育が維持できない状態の生物。 個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんど
	最重要	保護生物 (A)	が環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、
			あるいはそれに近い状態になるおそれのあるもの。
<u></u>	全 無/□	==== (D)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんど で環境が変の可能性がある。 などの時間にあるた物。 お置されば著しい個体数の減少は際
6	里安保	装護生物(B)	「で環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーA への移行が必至と考えられるもの。
			個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能
	要保護	生物 (C)	性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カ
			テゴリ−Bに移行することが予測されるもの。 個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能
	40 /	1=# /I. 4L	個体剱か少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能 性がある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構
	一般保	k護生物(D)	成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーC に移行することが
			予測されるもの。
	保護参	考雑種 (RH)	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及 び生息・生育環境が著しく限定されているもの。
	沙山中一	10日 《左》子 4上 144 (17)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情
	相 息个	ぶ明・絶滅生物 (X)	報がなく、千葉市から絶滅した可能性の高い生物。
	D ~ -	*/D \$# /L / / \	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんど
	最重要	「保護生物(A)	が環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉市から絶滅、 あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。
7			めるいはてれに近い仏態になるわてれがめるもの。 個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地の多くで環
	重要保	₹護生物 (B) ^{注1)}	境改変の可能性が高い、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けら
			れず、近い将来カテゴリーAへの移行が必至と考えられるもの。
	and /□ =#	= (L+++	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能
	安保護	生物 (C) ^{注1)}	性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カ テゴリーBまたはAに移行することが予測されるもの。
沙 1	\ - H-946-25	なまは 脚種は 化去仏知 に 則よっ	「フュッ BまたはAに移行することが子側でれるもの。 情報が特に不足しており カテゴリーRとCの区別が困難かため R-Cとしていろ

- 注1) 非維管束植物種は生育状況に関する情報が特に不足しており、カテゴリーBとCの区別が困難なため、B-Cとしている。注2) 表中の①~⑦は、表 3-1-40 に示した法令、文献番号と一致する。 注3) ⑤地域個体群 (LP) は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

(2) 文献調査により確認された重要種

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種のうち重要な植物種は、維管束植物は表 $3-1-42(1)\sim(10)$ に、非維管束植物は表 3-1-43(1)、(2)に示すとおりである。

維管束植物113科470種、非維管束植物33科58種となっている。

表 3-1-42(1) 重要な植物種(維管束植物)の状況

		-1-42(1) 里安は恒彻性	里(椎官鬼他物)の仏流						
No	£l	4番 夕				指定状?			
No.	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
1	イワヒバ科	カタヒバ						С	A
2		イヌカタヒバ ^{注3)}					VU		
3	ミズニラ科	ミズニラ					NT		A
4	ハナヤスリ科	オオハナワラビ							С
5		アカハナワラビ						В	
6		ナガホノナツノハナワラビ						C	В
7		フユノハナワラビ							C
8		ナツノハナワラビ						С	В
9		トネハナヤスリ					NT	A	
10		コヒロハハナヤスリ					111	**	В
11		コハナヤスリ							В
12		ヒロハハナヤスリ						С	В
13	マツバラン科	マツバラン					NT	A	Б
14	コケシノブ科	ウチワゴケ					IV I	C	Α
15		キヨスミコケシノブ							A
	ウラジロ科	ウラジロ						A	С
16	デンジソウ科	デンジソウ					NT	В	-
17	サンショウモ科	オオアカウキクサ					NT		A
18	リソンショリ七科						EN	С	A
19	- 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	サンショウモ					NT	В	A
20	コバノイシカグマ科	オウレンシダ						D	Х
21	イノモトソウ科	マツサカシダ							В
22		アマクサシダ							A
23		オオバノハチジョウシダ						-	A
24		ナチシダ						С	<u> </u>
25	チャセンシダ科	コバノヒノキシダ						D	<u> </u>
26		クモノスシダ						С	<u> </u>
27	シシガシラ科	シシガシラ							A
28	メシダ科	カラクサイヌワラビ						С	X
29		ヒロハイヌワラビ							В
30		ナチシケシダ							A
31		キヨタキシダ							A
32	オシダ科	オオカナワラビ							A
33		ミドリカナワラビ						A	A
34		ハカタシダ							В
35		ミヤコヤブソテツ イワヘゴ							В
36		イワヘゴ						С	A
37		サイゴクベニシダ ツクシイワヘゴ オシダ マルバベニシダ		<u> </u>					A
38		ツクシイワヘゴ						D	A
39		オシダ						С	A
40		マルバベニシダ							A
41		サクライカグマ ギフベニシダ						С	A
42	1	ギフベニシダ				İ		С	A
43	1	キヨスミヒメワラビ							A
44	j	キョスミヒメワラビ タニヘゴ						A	
45		イノデモドキ						С	A
	1	1// / 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1		<u> </u>	1	V	**

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-40及び表 3-1-41に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3)「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、外来生物とされている。

表 3-1-42(2) 重要な植物種(維管束植物)の状況

		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	指定状況						
No.	科	種名	(1)	2	(3)	4	5	6	(7)
46	オシダ科	ジュウモンジシダ		9					A
47		ヒメカナワラビ							A
48	シノブ科	シノブ						В	X
49	ウラボシ科	マメヅタ						_	В
50	•	ヒメノキシノブ						В	A
51	ヒノキ科	イブキ						С	
52	ジュンサイ科	ジュンサイ						A	
53	スイレン科	オニバス					VU	A	
54		コウホネ						В	A
55		ヒツジグサ						A	
56	センリョウ科	ヒトリシズカ							С
57		フタリシズカ							С
58		センリョウ						D	
59	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ							С
60		カンアオイ							A
61	モクレン科	オガタマノキ						D	
62	クスノキ科	アブラチャン						В	В
63	11 1 - N	カゴノキ						-	A
64	サトイモ科	コウキクサ ^{注3)}						В	
65	オモダカ科	ヘラオモダカ						D	В
66		サジオモダカ					EM	В	A
67 68		トウゴクヘラオモダカ アギナシ					EN	C B	v
69	 トチカガミ科	ヤナギスブタ					NT	С	X A
70		クロモ						C	X
71		トチカガミ					NT	С	A
72		イバラモ					111	В	11
73		ミズオオバコ					NT	D	A
74		セキショウモ						С	
75	アマモ科	コアマモ						D	X
76		アマモ						D	X
77	ヒルムシロ科	イトモ					NT	В	
78		エビモ							С
79		コバノヒルムシロ					VU	A	
80		ヒルムシロ							A
81		ホソバミズヒキモ						В	
82		ヤナギモ						D	В
83		ツツイトモ					VU	В	
84		ササバモ						D	
85	1	リュウノヒゲモ					NT	С	
86	カワツルモ科	カワツルモ					NT	В	X
87	ヤマノイモ科	カエデドコロ						С	В
88	ノコエコニング	キクバドコロ							В
89	イヌサフラン科 ユリ科	チゴユリ							С
90	一一リ什	ウバユリ						C	A
91		カタクリ						С	A
92 93		ヤマユリコオニユリ						С	В
93		スカシユリ						D	X
95		ホトトギス						ע	В
		ルトトイム 							ע

注1)種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注 2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-40及び表 3-1-41に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3)「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、外来生物とされている。

表 3-1-42(3) 重要な植物種(維管束植物)の状況

	61	L			‡	指定状?	7		
No.	科	種名	1)	2	3	4	5	6	7
96	ユリ科	ヤマホトトギス							В
97		アマナ						D	С
98	ラン科	シラン					NT	D	
99		エビネ					NT	D	A
100		ナツエビネ					VU	D	
101		ギンラン						D	A
102		キンラン					NT	D	A
103		ササバギンラン						D	A
104		クゲヌマラン					VU	В	
105		サイハイラン						D	A
106		シュンラン							В
107		マヤラン					VU	С	В
108		サガミラン					NT	С	A
109		クマガイソウ					VU	С	A
110		ツチアケビ						D	A
111		ハマカキラン					VU	В	
112		タシロラン					NT	С	X
113		アキザキヤツシロラン						С	A
114		クロヤツシロラン						С	A
115		ミヤマウズラ							A
116		クモキリソウ						D	A
117		コクラン							В
118		ヨウラクラン							С
119		サギソウ					NT	A	
120		オオバノトンボソウ							В
121		クモラン						В	A
122		カヤラン						В	A
123	アヤメ科	ノハナショウブ						В	
124		カキツバタ					NT	В	
125	ヒガンバナ科	ヤマラッキョウ						D	X
126		キツネノカミソリ							С
127	クサスギカズラ科	ナルコユリ							С
128		ワニグチソウ						С	A
129		ミヤマナルコユリ							С
130		アマドコロ							С
131	ミズアオイ科	ミズアオイ					NT	D	
132	ガマ科	ミクリ					NT	D	A
133		ヤマトミクリ					NT	A	X
134	ホシクサ科	ヒロハノイヌノヒゲ							A
135		ホシクサ						D	A
136		コイヌノヒゲ						D	X
137		ニッポンイヌノヒゲ						D	В
138	イグサ科	イヌイ						С	
139		ドロイ						В	
140		ヤマスズメノヒエ						С	В
141	カヤツリグサ科	イセウキヤガラ						В	
142		ハタガヤ						D	
143		イトハナビテンツキ						В	
144		ジョウロウスゲ					VU	D	A
145		ミヤマシラスゲ として「令和6年度河川水辺の国						С	В

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-40及び表 3-1-41に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

表 3-1-42(4) 重要な植物種(維管束植物)の状況

NT.	₹VI	任力				指定状态	兄		
No.	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
146	カヤツリグサ科	オニスゲ							В
147		ウマスゲ						С	
148		オキナワジュズスゲ						D	
149		サツマスゲ						В	
150		チュウゼンジスゲ						D	
151		ヤガミスゲ						С	
152		タチスゲ						С	
153		ゴウソ							В
154		ヌカスゲ						С	
155		ミヤマカンスゲ							В
156		ヒメゴウソ						D	
157		アオゴウソ						D	
158		タカネマスクサ						D	
159		イトアオスゲ						С	
160		ヤブスゲ						С	A
161		アブラシバ						В	
162		シオクグ						D	С
163		アオヒエスゲ						С	
164		オニナルコスゲ						D	
165		イヌクグ						D	
166		カンエンガヤツリ					VU	D	
167		コツブヌマハリイ					VU	В	
168		シカクイ							В
169		コアゼテンツキ						В	В
170		オオアゼテンツキ						С	
171		ノテンツキ						D	
172		ナガボテンツキ						С	
173		イソヤマテンツキ						D	
174		イトイヌノハナヒゲ						A	
175		ホタルイ							С
176		タタラカンガレイ						D	
177		コマツカサススキ						В	
178		コシンジュガヤ						В	
179	イネ科	ハネガヤ						D	
180		チョウセンガリヤス						D	
181		オガルカヤ							В
182		カリマタガヤ						D	
183		オオニワホコリ						D	
184		ヒメウキガヤ						D	
185		ミノボロ						В	
186		ササクサ						С	
187		ヌマガヤ						В	
188		キダチノネズミガヤ						A	
189		チャボチヂミザサ						D	
190		アイアシ						D	X
191		ツルヨシ						С	
192		セイタカヨシ						С	
193		シブヤザサ						С	
194		ハマヒエガエリ						В	
195		ウキシバ						С	
`- 1 TE	6万 サンドエアリン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ として「会和6年度河川水辺の国			47 33)) - 2/4			_

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-40及び表 3-1-41に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

表 3-1-42(5) 重要な植物種(維管束植物)の状況

	- CI				į	指定状?	7		
No.	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
196	イネ科	コシノコチク							A
197		アズマザサ							В
198		イヌアワ						D	
199		オオアブラススキ						D	X
200		メガルカヤ							С
201		オニシバ						D	
202	マツモ科	マツモ						С	
203	ケシ科	ヤマエンゴサク						В	A
204		ミヤマキケマン						D	
205	メギ科	イカリソウ						D	В
206	キンポウゲ科	ツクバトリカブト							С
207		ニリンソウ							С
208		イチリンソウ						D	A
209		アズマイチゲ						В	A
210		イヌショウマ							С
211		サラシナショウマ							С
212		ハンショウヅル							С
213		カザグルマ					NT	В	A
214		クサボタン						D	
215		コキツネノボタン					VU	C	
216		ヒキノカサ					VU	В	
217		ヒメウズ					****	-	С
218	1 & A	ノカラマツ					VU	В	
219	マンサク科	トサミズキ					NT	D	
220 221	スグリ科	ヤブサンザシヤマネコノメソウ						В	Α.
-	ユキノシタ科 ベンケイソウ科						NTT	D	A
222 223	ペングインり付	アズマツメクサ キリンソウ					NT	B D	
224	タコノアシ科	タコノアシ					NT	И	С
225	アリノトウグサ科	アリノトウグサ					IVI		В
226		フサモ						В	A
	ブドウ科	サンカクヅル						Б	В
	ハマビシ科	ハマビシ					EN	A	Б
229	マメ科	ホドイモ					DIT	D	В
230		フジキ						В	A
231		タヌキマメ						С	
232		サイカチ						D	
233		フジカンゾウ							С
234		レンリソウ						D	В
235		ビッチュウヤマハギ						В	
236		イヌハギ					NT	С	A
237		マキエハギ						D	
238		イヌエンジュ						D	
239		ノハラクサフジ						В	
240		オオバクサフジ						В	В
241	ヒメハギ科	ヒメハギ							В
242	クロウメモドキ科	クロウメモドキ						В	
243	アサ科	カラハナソウ						A	
244	イラクサ科	トキホコリ					NT	В	
245		カテンソウ として「令和6年度河川水辺の国							В

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-40及び表 3-1-41に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

表 3-1-42(6) 重要な植物種(維管束植物)の状況

	A)	45 h			;	指定状況	Z		
No.	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
246	バラ科	エドヒガン						A	
247		カスミザクラ						D	
248		ダイコンソウ							С
249		ズミ						В	
250		イヌザクラ							С
251		カワラサイコ						В	
252		ヒロハノカワラサイコ					VU	D	
253		シロヤマブキ ^{注3)}					EN		
254		ハマナス						D	
255		ナガボノワレモコウ						D	
256	ブナ科	カシワ						С	
257		ウバメガシ						В	
258		ウラジロガシ							С
259	クルミ科	オニグルミ						D	С
260	カバノキ科	ヤマハンノキ						D	С
261		サワシバ						A	A
262		クマシデ							В
263		アカシデ						D	В
264		ハシバミ						D	В
265	ウリ科	ゴキヅル						D	
266	カタバミ科	エゾタチカタバミ						D	
267	トウダイグサ科	ノウルシ					NT	С	
268		センダイタイゲキ					NT	В	
269	コミカンソウ科	ヒトツバハギ							В
270	ミゾハコベ科	ミゾハコベ							X
271	ヤナギ科	イイギリ						D	
272		バッコヤナギ						D	
273		コゴメヤナギ						В	
274		キヌヤナギ ^{注3)}						В	
275		オノエヤナギ						D	
276		キツネヤナギ						D	
277	スミレ科	スミレ							С
278		アツバスミレ						С	
279		ニオイタチツボスミレ							В
280		タチスミレ					VU	A	
281		アギスミレ						В	
282		ヒカゲスミレ						A	
283	アマ科	マツバニンジン					CR	A	
284	オトギリソウ科	トモエソウ						D	A
285		ヒメオトギリ						В	
286		コケオトギリ							В
287		アゼオトギリ					EN	В	
288	フウロソウ科	タチフウロ						D	В
289	ミソハギ科	ヒメミソハギ							В
290		ミソハギ							В
291		エゾミソハギ							X
292		ミズマツバ					NT	С	X
293	アカバナ科	ウシタキソウ						D	A
294		タニタデ						В	
295		ウスゲチョウジタデ	1				NT		
		トレナ「今和6年度河川北川の国	1						

注1)種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-40及び表 3-1-41に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3)「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、外来生物とされている。

表 3-1-42(7) 重要な植物種(維管束植物)の状況

,,	TV	45.6			-	指定状剂	Z		
No.	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
296	アカバナ科	ミズキンバイ					VU	С	
297	ウルシ科	ヤマウルシ							В
298	ミカン科	フユザンショウ						С	
299	アオイ科	カラスノゴマ							A
300		ハマボウ						В	
301	ジンチョウゲ科	コガンピ						С	
302	アブラナ科	ジャニンジン							В
303		ミズタガラシ						X	
304		イヌナズナ						С	
305		コイヌガラシ					NT	D	
306		ハタザオ						В	
307	ビャクダン科	ヒノキバヤドリギ						В	
308		ヤドリギ						С	
309	タデ科	ナガバノウナギツカミ					NT	В	
310		サデクサ						С	
311		シンミズヒキ							С
312		タニソバ						В	
313		ホソバノウナギツカミ						В	
314		ウナギツカミ						A	
315		ヌカボタデ					VU	С	
316		ホソバイヌタデ					NT	С	
317		ミチヤナギ						В	
318		アキノミチヤナギ						С	
319		コギシギシ					NT	С	
320	モウセンゴケ科	シロバナナガバノイシモチソウ						A	
321		モウセンゴケ						D	
322	ナデシコ科	カワラナデシコ							A
323		ヒナワチガイソウ					VU	A	A
324		フシグロ						В	
325		フシグロセンノウ						С	A
326	ヒユ科	ヤナギイノコヅチ							С
327		ホソバハマアカザ						С	X
328		マルバアカザ						С	
329		マツナ						В	X
330		ハママツナ						В	
331	ミズキ科	ヤマボウシ							A
332	アジサイ科	コアジサイ						A	
333		タマアジサイ							С
334	ツリフネソウ科	キツリフネ						С	A
335		ツリフネソウ							В
336	サクラソウ科	カラタチバナ							A
337		ノジトラノオ					VU	С	A
338		オカトラノオ							С
339		ヌマトラノオ							В
340		クサレダマ						С	A
341	マタタビ科	サルナシ							A
342	ツツジ科	ウメガサソウ						D	A
343		イチヤクソウ							В
344		ヤマツツジ							В
345	アカネ科	アリドオシ							В
VV V		として「令和6年度河川水辺の国勢調	+ - 4	7 00 11 14	- 17 1	.) = 3/4-11	n 2 2		

注 1) 種名及び配列については原則として「令和 6 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注 2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-40及び表 3-1-41に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-42(8) 重要な植物種(維管束植物)の状況

	かし	75 h				指定状	:況		
No.	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
346	アカネ科	キヌタソウ						A	
347		ヤブムグラ					VU	С	A
348		ホソバノヨツバムグラ							В
349		ハシカグサ							С
350		ハクチョウゲ ^{注3)}					VU		
351	リンドウ科	リンドウ							A
352		ホソバリンドウ						В	
353		コケリンドウ							A
354		ハルリンドウ						В	A
355		フデリンドウ							A
356		センブリ							A
357		イヌセンブリ					NT	В	
358	マチン科	ヒメナエ					VU	В	
359		アイナエ						В	A
360	キョウチクトウ科	コイケマ						В	X
361		フナバラソウ					NT	С	A
362		クサナギオゴケ					VU	С	A
363		スズサイコ					NT	D	A
364		コバノカモメヅル							В
365	ヒルガオ科	マメダオシ					EN	A	
366		アオイゴケ						В	
367	ナス科	イガホオズキ						D	
368		オオマルバノホロシ						С	
369	ムラサキ科	ホタルカズラ						_	С
370		イヌムラサキ ^{注3)}						В	
371		オオルリソウ						A	
372	ー ね し ノ が	ルリソウ						В	A
373	モクセイ科 オオバコ科	トネリコ ^{注3)} アワゴケ						В	
374	オオハコ科							0	С
375		ミズハコベ サワトウガラシ						С	С
376 377		アブノメ						C D	В
378		オオアブノメ					VU		D
-		シソクサ					VU	A	
379 380		トウオオバコ						D D	
381		イヌノフグリ					NT	D D	A
382		ヒメトラノオ					111	A A	Λ
383		カワヂシャ					NT	11	
384	ゴマノハグサ科	ゴマノハグサ					NT	С	A
385		オオヒナノウスツボ					111	В	A
386	シソ科	キランソウ							C
387	•	ジュウニヒトエ							В
388		ケブカツルカコソウ						С	A
389		ツクバキンモンソウ							В
390		コムラサキ						С	
391		クルマバナ						D	
392		フトボナギナタコウジュ						В	
393		オドリコソウ							В
394		キセワタ					VU	С	A
395		コシロネ							С

注1)種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注 2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-40及び表 3-1-41に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3)「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、外来生物とされている。

表 3-1-42(9) 重要な植物種(維管束植物)の状況

N	TV.	年 5				指定状	:況		
No.	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
396	シソ科	ヒメハッカ					NT	В	X
397		ヤマジソ					NT	В	
398		ミズネコノオ					NT	В	A
399		ミズトラノオ					VU	В	
400		ウツボグサ							С
401		ミゾコウジュ					NT	D	X
402		ヒメナミキ						D	A
403		ヤマタツナミソウ						С	В
404		ニガクサ							В
405		ツルニガクサ							В
406	ハマウツボ科	ゴマクサ					NT	В	
407		ハマウツボ					VU	A	
408		シオガマギク						В	A
409		コシオガマ							В
410	タヌキモ科	ノタヌキモ					VU	A	
411		ミミカキグサ						В	
412		ホザキノミミカキグサ						В	
413		タヌキモ					NT	С	
414		ムラサキミミカキグサ	1			1	NT	В	
	クマツヅラ科	クマツヅラ				1			A
416	モチノキ科	ウメモドキ						С	
417	キキョウ科	ツリガネニンジン							В
418		ツルニンジン	1						В
419		バアソブ					VU	В	A
420		サワギキョウ						В	_
421		タニギキョウ						_	В
422	2 W B 2 H M	キキョウ					NT	В	A
423	ミツガシワ科	ガガブタ	-				NT	C	
424	し とが	アサザ	-				NT	В	-
425	キク科	ノブキ				1		D	С
426		ヤマハハコ	1			1		В	
427		カワラヨモギ						В	
428		イヌヨモギ						В	v
429		ヒメヨモギ サワシロギク						В	X
430		オケラ						ū	С
431		スクノ センダングサ ^{注3)}						D	
433		コヤブタバコ	1					ν	A
434		ヒメガンクビソウ							A
434		アワコガネギク ^{注3)}					NT	В	Л
436		タカアザミ					111	D D	
437		シロバナタカアザミ						В	
438		フジバカマ					NT	С	A
439		サワヒヨドリ					111		В
440		オグルマ						D	A
441		カセンソウ						D	**
442		ノニガナ						D	
443		コオニタビラコ						ν	С
444		センボンヤリ	1						В
445		オオニガナ						С	
	5 6 7 3 NETZU - 1 3 1 FEBR	として「会和6年度河川水辺の国	±+ =m -+)) ~ <i>(</i>	Latz an .	<u> </u>	246-11-1-2		l

注1)種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注 2)指定状況の①~⑦は、表 3-1-40及び表 3-1-41に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3)「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、外来生物とされている。

表 3-1-42(10) 重要な植物種(維管束植物)の状況

N -	科	種名				指定	状況		
No.	件	埋 石	1	2	3	4	5	6	7
446	キク科	ナガバノコウヤボウキ							A
447		コウヤボウキ							С
448		アキノハハコグサ					EN	В	
449		タムラソウ							A
450		ハバヤマボクチ						С	
451		カントウタンポポ							С
452		エゾタンポポ							С
453		サワオグルマ						D	В
454		ウラギク					NT	С	В
455		オナモミ					VU	A	
456	ウコギ科	トチバニンジン						D	A
457	セリ科	ノダケ							С
458		シシウド							A
459		エキサイゼリ					NT	В	
460		ミシマサイコ					VU	С	
461		ハマボウフウ						D	
462		ハナウド							В
463		イブキボウフウ						D	A
464		シムラニンジン					VU	A	
465		ムカゴニンジン						С	A
466		ヌマゼリ					NT	С	A
467		カノツメソウ							С
468	ガマズミ科	ゴマキ							В
469	スイカズラ科	オミナエシ							A
470		ツルカノコソウ							С
合計	113 科	470 種	0種	0種	0種	0種	98 種	327 種	262 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-40及び表 3-1-41に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

表 3-1-43(1) 重要な植物種(非維管束植物)の状況

	r) l	ere h				指定状	況		
No.	科	種名	1	2	3	4	(5)	6	7
1	ホウオウゴケ科	ユウレイホウオウゴケ						В	
2		ジョウレンホウオウゴケ					VU	С	
3	クサリゴケ科	ナガシタバヨウジョウゴケ						D	
4	ヤワラゼニゴケ科	ヤワラゼニゴケ					NT	A	
5	ウキゴケ科	ウキゴケ							В-С
6		イチョウウキゴケ					NT	D	В-С
7	ツノゴケモドキ科	コニワツノゴケ					-112	D	B-C
8	シノブゴケ科	リュウキュウシノブゴケ							A
9	ハイゴケ科	コウライイチイゴケ							A
10	スジゴケ科	ミズゼニゴケモドキ							В-С
11	7 11	ナミガタスジゴケ							В-С
12		コモチミドリゼニゴケ						D	A
13	シッポゴケ科	オオシッポゴケ							В-С
14	ヒラゴケ科	チャボヒラゴケ							В-С
15	ウスグロゴケ科	ヒメウスグロゴケ							В-С
16	ヤナギゴケ科	コガネハイゴケ							B-C
17	サナダゴケ科	マルフサゴケ							B-C
18	ツキヌキゴケ科	ホラゴケモドキ							B-C
19	ウシケノリ科	アツバソメワケアマノリ						A	
20		アサクサノリ					EN	A	
21		カイガラアマノリ					EN	A	
22	コノハノリ科	アヤギヌ					NT	В	
23	, , , , , , , ,	ホソアヤギヌ					NT	C	
24	カワモズク科	ナツノカワモズク							A
25		ミドリカワモズク							A
26		カワモズク					NT	A	A
27	シャジクモ科	シャジクモ					VU	В	В-С
28		クサシャジクモ					EN	A	
29		シラタマモ					EN	A	
30	オオイシソウ科	オオイシソウ					NT	С	A
31	ベニマダラ科	タンスイベニマダラ					DD	A	A
32	シオグサ科	カワシオグサ							В-С
33	ウメノキゴケ科	ヒカゲウチキウメノキゴケ							A
34		サルオガセ属						В	Δ.
34		(⑥: X 及び A、C、D ランク掲載種を除く)						D	A
35		ニセマツゲゴケ							В-С
36		ハクテンゴケ							В-С
37		トゲハクテンゴケ							В-С
38		ハイイロウメノキゴケ属						D	
39	イワノリ科	トゲカワホリゴケ							A
40	ハナゴケ科	ヤリノホゴケ							A
41		マキバハナゴケ							A
42		コアカミゴケ							В-С
43	カラタチゴケ科	コフキカラタチゴケ							A
44		イワカラタチゴケ							В-С
45	ダイダイサラゴケ科	ダイダイサラゴケ							В-С
46	ベニタケ科	ヒロハシデチチタケ						D	В-С
47	テングタケ科	チャオニテングタケ						В	A
48		シロテングタケ						D	В-С
49		ウスキテングタケ						D	В-С
50	キシメジ科	シモコシ 則として「会和6年度河川水辺の国勢調査の					DD	D	В-С

注1)種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2)指定状況の①~⑦は、表 3-1-40及び表 3-1-41に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示し ている。

表 3-1-43(2) 重要な植物種(非維管束植物)の状況

Ν-	£)	科種名	指定状況						
No.	件	(里名)	1	2	3	4	5	6	7
51	キシメジ科	ハマシメジ ^{注3)}						D	В-С
52	イグチ科	ムラサキヤマドリタケ						D	В-С
53		スミゾメヤマイグチ						D	В-С
54		ホオベニシロアシイグチ						С	В-С
55		ザイモクイグチ						С	В-С
56	ショウロ科	ショウロ ^{注3)}						D	A
57	タコウキン科	ブクリョウ						D	В-С
58	イボタケ科	ボタンイボタケ							В-С
合計	33 科	58 種	0種	0種	0種	0種	14 種	32 種	46 種

- 注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
- 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-40及び表 3-1-41に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。
- 注3)「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、国内外来種とされている。

3. 植生の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況について、「第6回、7回 自然環境保全基礎調査」(環境省ホームページ)をもとに整理した。

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況は、図 3-1-25に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街地となっており、対象事業実施区域の周辺も市街地や工場地帯が広がっている地域である。そのため、部分的に小面積の残存・植栽樹群を持った公園、墓地等や残存・植栽樹群地等が点在しており、植生は畑雑草群落やクヌギーコナラ群集等が分布している。

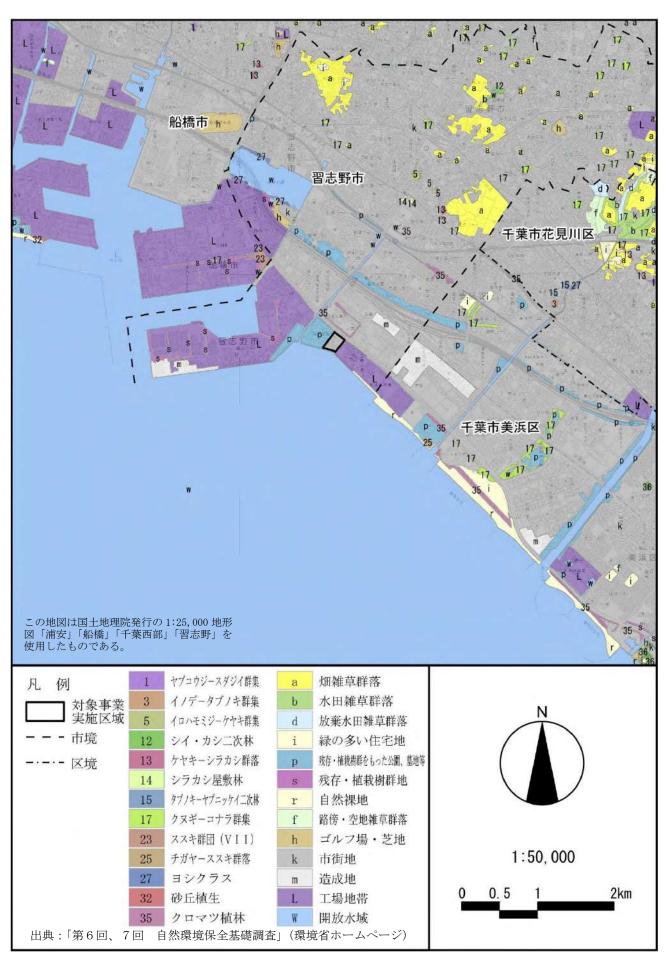


図 3-1-25 対象事業実施区域及びその周辺の植生図

4. 重要な植物群落の状況

対象事業実施区域周辺の重要な植物群落の状況について、「第2回、3回、5回 自然環境保全 基礎調査 特定植物群落調査」(環境省ホームページ)及び「千葉県の保護上重要な野生生物 -千葉県レッドデータブック - 群集・群落編」(令和2年12月 千葉県)をもとに整理した。

重要な植物群落は、表 3-1-44及び図 3-1-26に示すとおり、対象事業実施区域の北東側約2kmに特定植物群落である鷺沼古峯神社の森がある。

なお、対象事業実施区域周辺には千葉県レッドデータブックにおける重要な群集・群落は存在しない。

表 3-1-44 対象事業実施区域周辺の重要な植物群落の状況 (特定植物群落)

名称	相観区分	所在地	選定基準				
鷺沼古峯神社の森	暖温帯植生	千葉県習志野市鷺沼	Е	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの			

出典:「第2回、3回、5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」(環境省ホームページ)

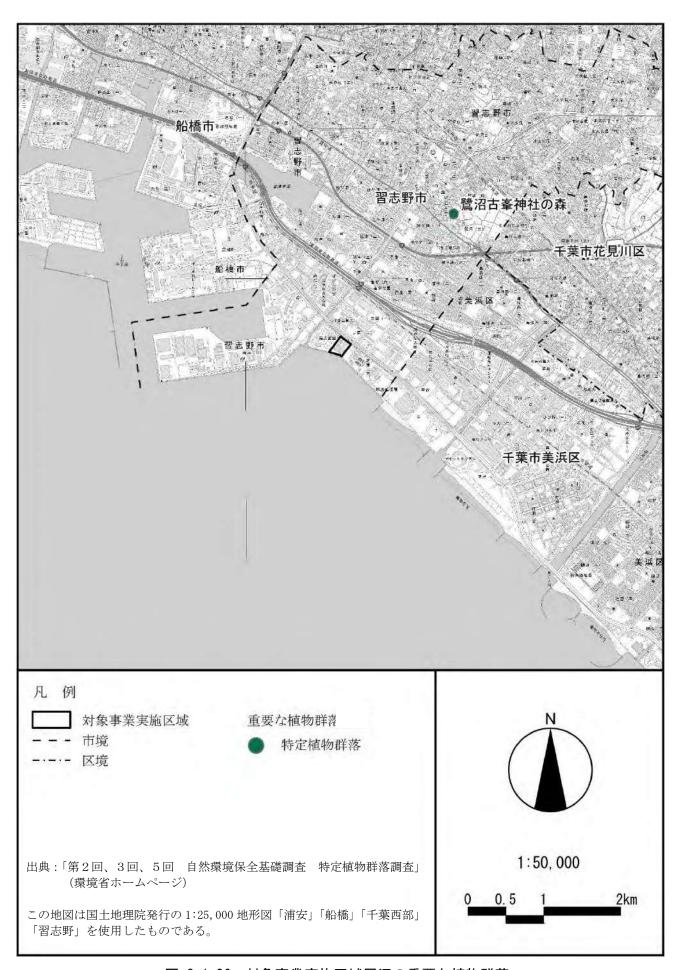


図 3-1-26 対象事業実施区域周辺の重要な植物群落

5. 巨樹・巨木の状況

対象事業実施区域周辺の巨樹・巨木の状況について、既存資料を整理した。

確認した文献等は、表 3-1-45に示すとおりである。

また、対象事業実施区域周辺で確認された巨樹・巨木は、表 3-1-46及び図 3-1-27に示すとおりである。対象事業実施区域の最寄りの巨樹巨木は、北東側約2kmに本市が推薦する名木である八剣神社のスダジイがある。

表 3-1-45 巨樹・巨木の確認文献等

	文 献 名	対象
А	「第4回、6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」(環境省ホームページ)	対象事業実施区域周辺に位 置する巨樹・巨木
В	「千葉県の巨樹・古木ガイドマップ (改訂版) ふるさとの巨樹・古木に会いに行こう! -千葉県の巨樹・古木-」(NPO 法人 樹の命を守る会ホームページ)	対象事業実施区域周辺に位 置する巨樹・古木
С	「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和6(2024)年版 習志野市名木百選」(習志野市ホームページ)	対象事業実施区域周辺に位 置する大きな木

表 3-1-46 対象事業実施区域周辺の巨樹・巨木の状況

地点番号	樹種名	所在地
1	アメリカスズカケノキ (プラタナス)	習志野市谷津3丁目 谷津公園
2	タブノキ	習志野市谷津1丁目 西光寺山門脇
3	イチョウ	習志野市藤崎2丁目 藤崎正福寺
4	イチョウ	習志野市藤崎1丁目 子安神社境内
5	スダジイ	習志野市藤崎1丁目 子安神社境内
6	スダジイ	習志野市藤崎1丁目 子安神社境内
7	タブノキ	習志野市藤崎1丁目 子安神社境内
8	ムクノキ	習志野市藤崎1丁目 子安神社境内
9	タブノキ	習志野市藤崎1丁目 子安神社境内
10	クスノキ	習志野市屋敷5丁目 花の実園分場内
11	ユリノキ	習志野市泉町3丁目 街路
12	スダジイ	習志野市実籾1丁目 習志野第二中学校
13	スダジイ	習志野市鷺沼1丁目 旧習志野市教育委員会
14	クスノキ	習志野市鷺沼2丁目 習志野市役所
15	スダジイ	習志野市鷺沼3丁目 八剣神社
16	ケヤキ	習志野市津田沼4丁目 大六天神社
17	ケヤキ	習志野市津田沼4丁目 牛頭天王宮(八坂神社)
18	イチョウ	千葉市花見川区幕張町2丁目 子守神社
19	ムクノキ	千葉市花見川区幕張町2丁目 子守神社
20	イチョウ	船橋市宮本5丁目 意富比神社(船橋大神宮)

出典:「第4回、6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」(環境省ホームページ)

「千葉県の巨樹・古木ガイドマップ (改訂版) ふるさとの巨樹・古木に会いに行こう! - 千葉県の巨樹・古木-」 (NPO法人 樹の命を守る会ホームページ)

「習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和6(2024)年版 習志野市名木百選」(習志野市ホームページ)

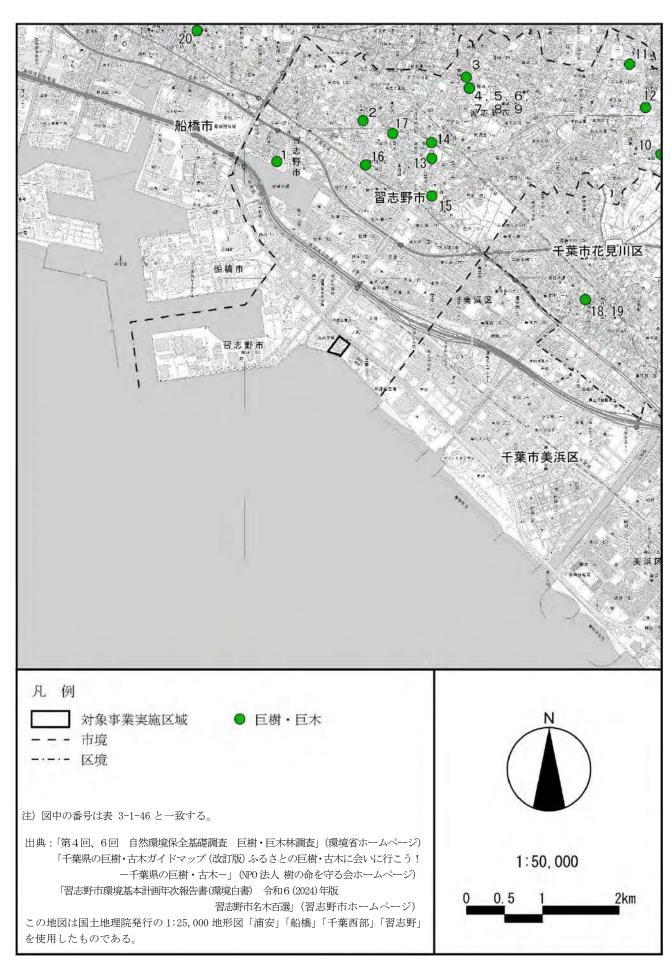


図 3-1-27 対象事業実施区域周辺の巨樹・巨木

3-1-13 動物の生息の状況

1. 動物相の状況

対象事業実施区域及びその周辺の動物相の状況について、既存資料を整理した。 確認した文献等は、表 3-1-47に示すとおりである。

表 3-1-47 動物相の確認文献等

	文 献 名	整理の対象とした種
A	「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッド データブックー動物編(2011 年改訂版)」 (平成 23 年 3 月 千葉県環境生活部自然保護課)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、 両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物)のうち習志野市、千葉市、船橋市で確認され た種(ただし消息不明・絶滅生物(X)とされてい る種は除く)
В	「千葉県産動物総目録 千葉県の自然誌資料」 (平成 15 年 3 月 千葉県資料研究財団)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物)のうち内湾低地で確認された種(海鳥類、汽水魚については内湾で確認された種)ただし、詳細な地名の記載があるものについては地名に従うこととし、習志野市、千葉市、船橋市で確認された種
С	「自然環境調査 WEB-GIS 中大型哺乳類分布調査、 動物(第2回〜第6回調査)」 (環境省 生物多様性センターホームページ)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、 両生類、昆虫類、魚類、底生動物)のうち習志野 市、千葉市花見川区、美浜区、船橋市で確認され た種
D	「千葉市の保護上重要な野生生物 -千葉市レッドリストー」 (平成 16 年 5 月 千葉市)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、 両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物)のうち文献に掲載されている全ての種(ただし消息不明・絶滅生物(X)とされている種は除く)
Е	「第7回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査(干潟調査)報告書」 (平成19年3月 環境省 生物多様性センター)	調査対象とした野生動物 (底生動物) のうち谷津 干潟で確認された種
F	「谷津干潟ガイドブック」 (平成 13 年 10 月 習志野市)	調査対象とした野生動物(鳥類、昆虫類、魚類、 底生動物)のうち、文献に掲載されている全ての 種

既存資料によると対象事業実施区域及びその周辺で確認された種数は、表 3-1-48に示すとおり、哺乳類が10科19種、鳥類が60科304種、爬虫類が8科14種、両生類が6科10種、昆虫類が253科1,778種、クモ類が35科247種、多足類が21科49種、魚類が22科63種、底生動物が150科363種である。

表 3-1-48 文献等により確認された種数 (動物)

分類	Ī	科	種
哺乳類	哺乳類		19
鳥類		60	304
爬虫類		8	14
両生類		6	10
昆虫類		253	1,778
クモ類		35	247
多足類		21	49
陸水生物	魚類	22	63
(汽水域を含む)	底生動物	150	363

2. 重要種の状況

文献調査で確認された種について、国、千葉県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要種の指定状況を整理した。

(1) 選定根拠·基準

重要な動物種の選定根拠は表 3-1-49に、選定基準は表 3-1-50に示すとおりである。

表 3-1-49 重要な動物種の選定根拠

		選定根拠	選定基準
	1 1	医足似拠	・特別天然記念物(特天)
	1	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)	・ 特別人然能感物 (特人) ・ 国指定天然記念物 (国天)
	(2)	「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日 条例第8号)	· 県指定天然記念物(県天)
	(2)	121010011201112011111111111111111111111	• 県指足大盜記芯物(県大)
N. A.		「習志野市文化財保護条例」(昭和 45 年 12 月 25 日 条例第 47 号)	
法令 による	3	「千葉市文化財保護条例」(昭和 33 年 10 月 7 日 条例第 18 号)	・市指定天然記念物(市天)
	-	「船橋市文化財保護条例」(昭和 39 年 3 月 30 日 条例第 22 号)	□ 뉴 ×
指定			・国内希少野生動植物種(国内)
		「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」(平成4年6月5日 法律第75号)	国際希少野生動植物種(国際)
	4		特定第一種国内希少野生動植物種(特1)
		\	特定第二種国内希少野生動植物種(特2)
			・緊急指定種(緊急)
			・絶滅 (EX)
			・野生絶滅 (EW)
			・絶滅危惧 I 類(CR+EN)
		「環境省レッドリスト 2020」	・絶滅危惧 I A類(CR)
	5	(令和2年3月27日改訂 環境省報道発表資料)	・絶滅危惧 I B類(EN)
			・絶滅危惧Ⅱ類(W)
			・準絶滅危惧(NT)
			・情報不足 (DD)
文献			・地域個体群 (LP)
による			・消息不明・絶滅生物 (X)
指定		「千葉県の保護上重要な野生生物	・最重要保護生物 (A)
	(6)	千葉県レッドリスト 動物編〈2019 年改訂版〉」	・重要保護生物 (B)
	0	(平成29年3月 千葉県環境生活部自然保護課)」	・要保護生物 (C)
		(十九20 1071 1米/// 大小// 大小// 大小// 大小// 大小// 大小// 大小//	•一般保護生物 (D)
			• 情報不足
			・消息不明・絶滅生物 (X)
	(7)	「千葉市の保護上重要な野生生物-千葉市レッドリスト-」	・最重要保護生物 (A)
		(平成 16 年 5 月 千葉市)	・重要保護生物 (B)
			・要保護生物 (C)

注1) ⑤絶滅 (EX)、野生絶滅 (EW)、⑥消息不明・絶滅生物 (X)、⑦消息不明・絶滅生物 (X) については、現在生息している可能性 は極めて低いものの、生息していないと断定できないため重要種として選定している。

注2) ⑤地域個体群 (LP) は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

表 3-1-50 重要な動物種の選定基準

	選定基準	評価基準					
	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。					
1	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で我が国にとって学術 上価値の高いもの。					
2	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で県にとって学術上価値 の高いもの。					
3	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で市にとって学術上価値 の高いもの。					
	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。					
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。)であって、政令で定めるもの。					
	特定第一種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。					
4	特定第二種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。					
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。					
	絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。					
	野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。					
5	 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) 絶滅危惧 I A類(CR) 絶滅危惧 I B類(EN) 絶滅危惧 I 類 (VU) 	絶滅の危機に瀕している種。 ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。 IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。 絶滅の危険が増大している種。					
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。					
	情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。					
	地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。					
	消息不明・絶滅生物(X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期(およそ50年間)にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。					
	最重要保護生物(A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんど が環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、 あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。					
<u>(6)</u>	重要保護生物(B)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーAへの移行が必至と考えられるもの。					
	要保護生物(C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーBに移行することが予測されるもの。					
	一般保護生物(D)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーC に移行することが予測されるもの。					
	情報不足	評価するだけの情報が不足している種。					
	消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉市から絶滅した可能性の高い生物。					
	最重要保護生物 (A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんど が環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉市から絶滅、 あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。					
7	重要保護生物 (B)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性が高い、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーAへの移行が必至と考えられるもの。					
	要保護生物(C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーBまたはAに移行することが予測されるもの。					
注 1	 表中の①~⑦は、表 3-1-49 に示し	テゴリーB または A に移行することが予測されるもの。					

注1)表中の①~⑦は、表 3-1-49 に示した法令、文献番号と一致する。 注2)⑤地域個体群(LP)は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

(2) 文献調査により確認された重要種

哺乳類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種(哺乳類)は、表 3-1-51 に示すとおり、7科12種である。

表 3-1-51 重要な動物種(哺乳類)の状況

N	T)	任 5			-	指定状況	1		
No	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
1	トガリネズミ科	ジネズミ						D	
2	モグラ科	ヒミズ						D	A
3	ウサギ科	ノウサギ							В
4	リス科	ニホンリス						С	A
5	ネズミ科	ハタネズミ							A
6		アカネズミ							С
7		ヒメネズミ						D	A
8		カヤネズミ						D	В
9	イヌ科	タヌキ							В
10		キツネ						В	X
11	イタチ科	ニホンイタチ							В
12		アナグマ							X
合計	7 科	12 種	0種	0種	0種	0種	0種	6種	11 種

注1)種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注 2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種(鳥類)は、表 3-1-52(1) ~(4)に示すとおり、47科162種である。

表 3-1-52(1) 重要な動物種(鳥類)の状況

No	科	種名				指定状况]		
NO		· ·	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1	キジ科	ウズラ					VU	A	
2		ヤマドリ						С	
3	カモ科	サカツラガン					DD	X	
4		ヒシクイ	国天				VU	X	
5		マガン	国天				NT	X	
6	-	シジュウカラガン ^{注3)}				国内	CR		
7	-	コクガン	国天				VU	В	
8	1	ツクシガモ	,				VU		
9	-	アカツクシガモ					DD		
10	=	オシドリ					DD	В	С
11		オカヨシガモ					22	C	C
12	1	ヨシガモ						В	В
13	1	トモエガモ					VU	В	В
14	1	スズガモ					,,	D	С
15	-	シノリガモ						D	C
16	=	ビロードキンクロ						В	
17		クロガモ						Б	В
18	-	ホオジロガモ						В	Б
19	1	ウミアイサ						D	
20	カイツブリ科	カイツブリ						С	С
	リカイフノッ件								
21	1 1	カンムリカイツブリ シラコバト					DM	D	С
22	ハト科						EN	В	
23	カツオドリ科	アカアシカツオドリ					EN	D	
24	ウ科	ヒメウ					EN	В	
25		ウミウ						В	
26	ペリカン科	ハイイロペリカン				国際			
27	サギ科	サンカノゴイ					EN	A	
28		ヨシゴイ					NT	A	A
29		ミゾゴイ					VU	A	
30	-	ダイサギ						D	С
31		チュウサギ					NT	В	С
32		コサギ						В	В
33		クロサギ						С	
34		カラシラサギ					NT	A	
35	トキ科	クロトキ					DD	X	
36		クロツラヘラサギ				国内	EN	A	
37	クイナ科	シマクイナ				国内	EN	A	
38		クイナ						X	A
39		ヒメクイナ						X	
40		ヒクイナ					NT	A	A
41		バン						В	В
42		オオバン					· · · · ·	С	С
43	カッコウ科	ホトトギス						С	В
44	1	ツツドリ						С	
45	1	カッコウ						С	
46	ヨタカ科	ヨタカ					NT	X	A
47	アマツバメ科	アマツバメ						A	
48	1	ヒメアマツバメ						С	
	L カフィドエコエロテート、マフト	け原則として「会和6年度河川水i	ロの団熱細	*のより	<i>∞</i> 44 44 11	- 1 . 1-	※生品コン		ı

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。 注3)「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、外来生物とされている。

表 3-1-52(2) 重要な動物種(鳥類)の状況

NT.	TV.	任力				指定状况]		
No	科	種名	1	2	3	4	(5)	6	7
49	チドリ科	タゲリ						D	В
50		ケリ					DD	A	
51		ムナグロ						В	С
52		ダイゼン						A	В
53		イカルチドリ						С	В
54		コチドリ						В	В
55		シロチドリ					VU	A	В
56		メダイチドリ				国際		С	В
57		オオメダイチドリ				国際			
58	ミヤコドリ科	ミヤコドリ						A	С
59	セイタカシギ科	セイタカシギ					VU	A	В
60	シギ科	コシギ						X	
61		オオジシギ					NT	A	
62		チュウジシギ						A	
63		シベリアオオハシシギ					DD	A	
64		オグロシギ						С	В
65		オオソリハシシギ					VU	С	В
66		コシャクシギ				国際	EN		
67		チュウシャクシギ						С	С
68		ダイシャクシギ						A	В
69		ホウロクシギ				国際	VU	A	В
70		ツルシギ					VU	A	A
71		アカアシシギ					VU	В	
72		アオアシシギ						В	С
73		カラフトアオアシシギ				国内	CR	A	
74		クサシギ						С	С
75		タカブシギ					VU	В	A
76		キアシシギ						С	В
77		メリケンキアシシギ						A	
78		ソリハシシギ						С	В
79		イソシギ						A	В
80		キョウジョシギ						С	В
81		オバシギ				国際		С	В
82		コオバシギ				国際			
83		ミユビシギ						D	С
84		トウネン						D	В
85		ウズラシギ						В	В
86	-	サルハマシギ				国際	w	_	
87	-	チシマシギ				1	DD	В	
88	-	ハマシギ					NT	В	A
89	-	ヘラシギ	_			国内	CR	A	
90	h . 1 . 12/11	キリアイ					****	В	A
91	タマシギ科	タマシギ	_			-	VU	A	A
92	ツバメチドリ科	ツバメチドリ					VU	X	
93	カモメ科	ズグロカモメ				1	VU	A	A
94	-	オオセグロカモメ					NT		
95	-	オオアジサシ					VU	A	D
96	-	コアジサシ					VU	A C	В
97	-	セグロアジサシ ベニアジサシ					VII		
98	-						VU	В	
99	-	エリグロアジサシ アジサシ				-	VU		
100						L			С

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

表 3-1-52(3) 重要な動物種(鳥類)の状況

N.	¥Ν	1F b				指定状況			
No	科	種名	1	2	3	4	(5)	6	7
101	ウミスズメ科	ウミガラス				国内	CR		
102		ケイマフリ					VU	A	
103		マダラウミスズメ					DD	В	
104		ウミスズメ					CR	В	
105		カンムリウミスズメ	国天				VU	A	
106	ミサゴ科	ミサゴ					NT	В	В
107	タカ科	ハチクマ					NT	В	
108		トビ							В
109		オジロワシ	国天			国内国際	VU	В	
110		オオワシ	国天			国内	VU	В	
111		チュウヒ				国内	EN	A	В
112		ツミ						D	В
113		ハイタカ					NT	В	С
114		オオタカ					NT	С	В
115		サシバ					VU	A	В
116		ノスリ						С	С
117		イヌワシ	国天			国内	EN		
118	フクロウ科	オオコノハズク						В	
119		シマフクロウ				国内	CR		
120		フクロウ						В	A
121		アオバズク						A	A
122		トラフズク						С	В
123		コミミズク						A	В
124	カワセミ科	カワセミ						С	С
125		ヤマセミ						A	
126	キツツキ科	アオゲラ						С	
127	ハヤブサ科	ハヤブサ				国内	VU	A	С
128	サンショウクイ科	サンショウクイ					VU	X	
129	カササギヒタキ科	サンコウチョウ						A	
130	モズ科	アカモズ				国内	EN	X	
131	カラス科	カケス						D	С
132	シジュウカラ科	ヤマガラ							С
133	ヒバリ科	ヒバリ						D	В
134	ツバメ科	ツバメ							С
135		コシアカツバメ						В	
136		イワツバメ						D	С
137	ウグイス科	ウグイス							С
138		ヤブサメ						С	С
139	エナガ科	エナガ							С
140	ムシクイ科	センダイムシクイ						С	
141	メジロ科	メジロ							С
142	センニュウ科	マキノセンニュウ					NT		
143		ウチヤマセンニュウ					EN		
144		オオセッカ				国内	EN	A	
145	ヨシキリ科	オオヨシキリ						D	С
146		コヨシキリ						D	В
147	セッカ科	セッカ						D	С
148	ミソサザイ科	ミソサザイ						С	
149	ヒタキ科	トラツグミ						A	С
150		コサメビタキ						A	
151		キビタキ						A	
152		オオルリ						В	
		見則として「会和6年度河川水i		- > -> -					

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

表 3-1-52(4) 重要な動物種(鳥類)の状況

N	£)	任 A				指定状	況		
No	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
153	イワヒバリ科	カヤクグリ						D	
154	セキレイ科	キセキレイ						В	В
155		セグロセキレイ							С
156	アトリ科	イカル						D	
157	ホオジロ科	ホオジロ						С	В
158		ホオアカ						С	
159		カシラダカ							С
160		クロジ						D	
161		コジュリン					VU	A	
162		オオジュリン						D	С
合計	47 科	162 種	7種	0種	0種	22 種	68 種	135 種	82 種

注1)種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2)指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

③ 爬虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種(爬虫類)は、表 3-1-53 に示すとおり、7科13種である。

指定状况 科 種名 No (1) (2) (3) (6) 7 (4) イシガメ科 1 ニホンイシガメ NT A A クサガメ^{注3)} 2 С スッポン科 情報不足 X 3 ニホンスッポン DD ヤモリ科 ニホンヤモリ С 4 5 トカゲ科 ヒガシニホントカゲ В В ニホンカナヘビ 6 カナヘビ科 D 7 ナミヘビ科 シマヘビ С В 8 アオダイショウ D С 9 ジムグリ В В シロマダラ В В 10 11 ヒバカリ D С ヤマカガシ 12 D С クサリヘビ科 ニホンマムシ 13 В 0種 0種 0種 12種 合計 7科 13 種 0種 2種 12種

表 3-1-53 重要な動物種(爬虫類)の状況

④ 両生類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種(両生類)は、表 3-1-54 に示すとおり、5 科 8 種である。

科 ンショウウオ科 モリ科	種名 トウキョウサンショウウオ アカハライモリ	1	2	3	④ 特 2	⑤ VU	6	7
モリ科					特2	VII	Δ.	
, ,,	アカハライモリ				1	٧U	A	A
トルーット						NT	A	A
キガエル科	アズマヒキガエル						С	С
カガエル科	ニホンアカガエル						A	A
	ヤマアカガエル						С	
	トウキョウダルマガエル					NT	В	A
	ツチガエル						A	X
オガエル科	シュレーゲルアオガエル						D	С
5科	8種	0種	0種	0種	1種	3種	8種	7種
ス	ナガエル科	ヤマアカガエル トウキョウダルマガエル ツチガエル シュレーゲルアオガエル	ヤマアカガエル トウキョウダルマガエル ツチガエル シュレーゲルアオガエル	ヤマアカガエル トウキョウダルマガエル ツチガエル シュレーゲルアオガエル	ヤマアカガエル トウキョウダルマガエル ツチガエル シュレーゲルアオガエル	ヤマアカガエル トウキョウダルマガエル ツチガエル シュレーゲルアオガエル	ヤマアカガエル NT トウキョウダルマガエル NT ツチガエル シュレーゲルアオガエル	ヤマアカガエル C トウキョウダルマガエル NT B ツチガエル A ナガエル科 シュレーゲルアオガエル D

表 3-1-54 重要な動物種(両生類)の状況

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注 2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3)「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、国内外来種とされている。

注1)種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注 2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑤ 昆虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種(昆虫類)は、表 3-1-55(1) ~(7)に示すとおり、106科307種である。

表 3-1-55(1) 重要な動物種(昆虫類)の状況

No	科	種名				指定状况	2		
NO	# †	1里石	1	2	3	4	5	6	7
1	フタオカゲロウ科	オオフタオカゲロウ							С
2	ヒラタカゲロウ科	サトキハダヒラタカゲロウ						A	A
3	アオイトトンボ科	ホソミオツネントンボ							В
4		アオイトトンボ						С	В
5		オオアオイトトンボ							С
6		オツネントンボ						A	
7	イトトンボ科	ホソミイトトンボ						В	A
8		キイトトンボ						С	A
9		ヒヌマイトトンボ					EN	A	
10		モートンイトトンボ					NT	A	A
11		クロイトトンボ						D	
12		セスジイトトンボ						В	
13		オオセスジイトトンボ					EN	A	
14		ムスジイトトンボ						В	A
15		オオイトトンボ						A	В
16	モノサシトンボ科	オオモノサシトンボ					EN	A	
17	カワトンボ科	ハグロトンボ							С
18		ヒガシカワトンボ							С
19	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ					NT	В	
20		アオヤンマ					NT	В	В
21		マルタンヤンマ						С	
22		クロスジギンヤンマ						D	
23		ギンヤンマ							С
24		カトリヤンマ						В	
25		ヤブヤンマ						D	
26		サラサヤンマ						D	В
27	サナエトンボ科	ミヤマサナエ						A	
28		ヤマサナエ						D	С
29		キイロサナエ					NT	В	
30		オナガサナエ						В	
31		ウチワヤンマ						D	A
32		ナゴヤサナエ					VU	A	
33	エゾトンボ科	トラフトンボ						A	A
34		オオヤマトンボ							В
35		コヤマトンボ							В
36		ハネビロエゾトンボ					VU	A	
37	トンボ科	ショウジョウトンボ							С
38		コフキトンボ							С
39		ョツボシトンボ						A	
40		ハラビロトンボ						В	В
41		コシアキトンボ							С
42		チョウトンボ						D	В
43		コノシメトンボ						D	С
44		マユタテアカネ							С
45		マイコアカネ						D	С
46		ヒメアカネ						A	
47		ミヤマアカネ						X	
\\ - \ 13	G ク ゼンドエコエロニ - ハ・ーニュニロ	「 即しして「会和6年度河川水辺の	<u> </u>	a 2 12 a	71.44.11	. 1 . 1-3	# LLn 1 L	_	

注1)種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注 2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-55(2) 重要な動物種(昆虫類)の状況

		▼ 1 00 (Z) 主安 /3 到 1971至				指定状	沪		
No	科	種名	(1)	2	3	4	(5)	6	(7)
48	トンボ科	リスアカネ	(I)	2	0	4	0	В	Û
49	トンが行	オオキトンボ					EN	Х	
50	ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ					LIN	С	
51	カマキリ科	ヒナカマキリ						D	
52	77 T 7 1 T	ウスバカマキリ					DD	情報 「精研足	
53	アミメカワゲラ科	フタスジクサカワゲラ					עע	IHTK I XC	С
54	クツワムシ科	クツワムシ						С	A
55	ツユムシ科	エゾツユムシ						C	C
56	キリギリス科	ヒガシキリギリス							В
57	マツムシ科	クチキコオロギ						D	D
58	() A) A	カヤコオロギ						A	
59		マツムシ						D	
60	コオロギ科	クロツヤコオロギ						С	
61	ヒバリモドキ科	ハマスズ						A	
62		キンヒバリ						Α	С
63	バッタ科	アカハネバッタ				国内	CR	X	C
64	イ・スプ 作	ショウリョウバッタモドキ				1711	CIV	Λ	С
65	イナゴ科	ヤマトフキバッタ							В
66	1 / 2/17	セグロイナゴ						Λ	
67	セミ科	ヒグラシ						A	X C
-	化文件	ハルゼミ						Λ	_
68	サシガメ科	オオトビサシガメ						A	A
69 70	サンルメ科	クロバアカサシガメ						С	C C
-	コナバサンゼノ利	*							C
71	マキバサシガメ科	ベニモンマキバサシガメ						A	
72	ヘリカメムシ科	アズキヘリカメムシ						С	
73	ナガカメムシ科	ヒメマダラナガカメムシ						D	
74	ツノカメムシ科	オオツノカメムシ						D	0
75	い オキ))) が	ベニモンツノカメムシ						С	С
76	ツチカメムシ科	フタボシツチカメムシ						С	
77	.t- > > > <fy< td=""><td>ヨコヅナツチカメムシ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>С</td><td></td></fy<>	ヨコヅナツチカメムシ						С	
78	カメムシ科	トゲカメムシ						С	0
79		ハナダカカメムシ						D	С
80		フタテンカメムシ						С	
81		イネカメムシ						С	
82	ナン・キリングが	ルリクチブトカメムシ						С	
83	キンカメムシ科	オオキンカメムシ						С	
84	クヌギカメムシ科	ナシカメムシ						С	С
85	アブラムシ科	ヤシャブシトゲマダラアブラムシ					N/m	Б	С
86	アメンボ科	エサキアメンボ					NT	В	
87	ノトマン、バが	ハネナシアメンボ					7777	В	
88	イトアメンボ科	イトアメンボ					VU	A	
89	ミズムシ科	ミゾナシミズムシ					NT		
90	コオイムシ科	コオイムシ				ut-	NT		A
91	101 - 1001	タガメ				特2	VU	A	
92	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ							С
93	V . 8 17 A	ヘビトンボ				-			C
94	センブリ科	ネグロセンブリ							A
95	ラクダムシ科	ラクダムシ						-	A
96	カマキリモドキ科	ヒメカマキリモドキ						В	С
97	ツノトンボ科	ツノトンボ						С	С
98		キバネツノトンボ 「全和6年度河川水辺の国勢							С

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

表 3-1-55(3) 重要な動物種(昆虫類)の状況

					į	指定状?	元		
No	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
99	ガガンボモドキ科	ガガンボモドキ							A
100	シリアゲムシ科	ヤマトシリアゲ						D	В
101	カクツツトビケラ科	トウヨウカクツツトビケラ						D	С
102	エグリトビケラ科	セグロトビケラ						В	
103		ホタルトビケラ							В
104	マルバネトビケラ科	マルバネトビケラ						D	В
105	ケトビケラ科	グマガトビケラ							С
106	コウモリガ科	コウモリガ							A
107	ボクトウガ科	ハイイロボクトウ					NT		
108	セセリチョウ科	アオバセセリ						В	
109		ミヤマセセリ						В	В
110		ホソバセセリ						В	В
111		ギンイチモンジセセリ					NT		
112		ミヤマチャバネセセリ						С	
113		オオチャバネセセリ						В	С
114	シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ						С	С
115		コツバメ						В	В
116		オオミドリシジミ						С	С
117		アカシジミ						С	С
118		ウラナミアカシジミ						С	С
119		ミドリシジミ						С	В
120		シルビアシジミ					EN	В	X
121	タテハチョウ科	コムラサキ						С	В
122		ミドリヒョウモン						С	В
123		オオウラギンスジヒョウモン						A	A
124		ゴマダラチョウ						С	
125		アサマイチモンジ						С	Х
126		ヒョウモンモドキ				国内	CR	X	
127		ジャノメチョウ				<u></u>		С	С
128		クモガタヒョウモン						A	X
129		ミスジチョウ						С	В
130		ヒオドシチョウ						В	В
131		オオムラサキ					NT	В	A
132	アゲハチョウ科	オナガアゲハ					111	С	С
133	シロチョウ科	ツマグロキチョウ					EN	X	X
134	アゲハモドキガ科	アゲハモドキ				<u> </u>	,		В
135	イボタガ科	イボタガ				<u> </u>			В
136	カレハガ科	カレハガ							A
137	. 211	クヌギカレハガ							A
138		ヤマダカレハガ							A
139	ヤママユガ科	エゾヨツメ				<u> </u>			В
140		ヤママユガ				<u> </u>			С
141		ウスタビガ	+						В
142		クスサン							В
143		シンジュサン				<u> </u>			В
144	スズメガ科	ホソバスズメ							A
145		ウチスズメ							X
146	シャチホコガ科	ハイイロシャチホコ							В
147	ヒトリガ科	マエアカヒトリ	1				NT	X	Х
148	- 1 2 / 41	ヒトリガ	1				111	В	X
149	ドクガ科	スゲドクガ	+				NT	ע	- 11
		ハラ ドラ 24 『則として「令和6年度河川水辺の国勢	調木のと	1200	<u> </u>	.) = 3/4-1			1

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

表 3-1-55(4) 重要な動物種(昆虫類)の状況

No 科 種名 ① ② ③ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥						‡	旨定状?	兄		
150	No	科	種名	(Ī)	(2)		1		(6)	(7)
151	150	ヤガ科	フサヒゲオビキリガ							С
152										В
153 154 155 156 156 156 157 158 159 159 159 159 159 160 151 161 161 161 161 162 163 163 164 165 166 17 17 166 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17								NT		
154										X
155			ジョナスキシタバ							В
156										С
158			アトジロキリガ							В
159	157		ホソバオビキリガ						D	A
160	158		ウスミミモンキリガ					NT		A
161 162	159		キシタアツバ					NT		
162	160		ミスジキリガ					NT	В	X
163	161		オオチャバネヨトウ					VU	С	A
164 クロスジキリガ 166 アブ科 イシハラアブ A 167 クロバエ科 ミドリバエ D 168 カエルキンバエ DD X 169 イエバエ科 ウミベカトリバエ B 170 ヒメイエバエ科 ウミベカトリバエ B 171 センイエバエ科 B B 172 ホルヒゲヒメイエバエ B B 173 ニクバエ科 キーガンニクバエ C C 174 ホンクビゴミムシ科 アイバネホソクビゴミムシ D C 175 オオメンクビゴミムシ科 C C 176 オオムシ科 オオスミズギワゴミムシ A A 177 178 アカボネオリムシ WU D C C C C A A A A A A A A A D D C C C C C C C A A A A A D D C C C A <	162		マエグロシラオビアカガネヨトウ							В
165 コブ材料 ツクシアオリンガ イシハラアブ A A 167 クロバエ科 ミドリバエ DD X 168 カエルキンバエ DD X サミイエバエ科 ウミベカトリバエ B B シナハマヒメイエバエ B B シナハマヒメイエバエ B B アオバネホソクビゴミムシ DD TX アオバネホソクビゴミムシ C T オサムシ科 オオズミズギワゴミムシ DD C T オサムシインス・カーター T A A T A T A T A T A T A T A T A T A	163		ギンモンアカヨトウ					VU		
166			クロスジキリガ 							С
167	165	コブガ科								С
168	166								A	
169 イエバエ科	167	クロバエ科	ミドリバエ						D	
170			カエルキンバエ					DD	X	
171	169								В	
172	170	ヒメイエバエ科							В	
173										
174 ホソクビゴミムシ科 アオバネホソクビゴミムシ C 176 オサムシ科 オオズミズギワゴミムシ A 177 178 アカガネオサムシ WU 179 セアカオサムシ NT B 180 コキベリアオゴミムシ NT A 181 クマガイクロアオゴミムシ NT A 182 コアトワアオゴミムシ C 183 オオサカアオゴミムシ CR A 184 アオヘリアオゴミムシ VU C 185 フャキベリアオゴミムシ VU A 186 キバネキバナガミズギワゴミムシ VU A 187 オオキバナガミズギワゴミムシ C 189 オリムシモドキ C 190 キイロホソゴミムシ EN A 191 セョウゴチビヒョウタンゴミムシ EN A 192 コハンミョウモドキ EN A 193 オオギベリアオゴミムシ D 194 ヤホシゴミムシ VU A 195 キョウトクコミズギワゴミムシ WU A 196 ムツモンコミズギワゴミムシ NT C										
175 コホソクビゴミムシ C T オオズミズギワゴミムシ A A T オズミズギワゴミムシ D VU セアカオサムシ T A D D C T A T A T A T A T A T A T A T A T A T	-									
176 オサムシ科 オオズミズギワゴミムシ A 177 178 アカガネオサムシ VU 179 180 コキベリアオゴミムシ NT B 180 コキベリアオゴミムシ NT A 181 ファトワアオゴミムシ C C 183 オオサカアオゴミムシ CR A 184 アオヘリアオゴミムシ VU C 185 マヤキベリアオゴミムシ VU A 186 キバネキバナガミズギワゴミムシ VU A 187 188 キバナガミズギワゴミムシ C C 189 キイロホソゴミムシ C C 190 キイロホソゴミムシ EN A 191 ヒョウゴチビヒョウタンゴミムシ B 192 コハンミョウモドキ EN A 193 オオキベリアオゴミムシ D 194 ヤホシゴミムシ VU A 195 ボョウトクコミズギワゴミムシ B 196 イグチケブカゴミムシ NT C		ホソクビゴミムシ科								С
177 178 ヒメマイマイカブリ VU 179 セアカオサムシ NT B 180 コキベリアオゴミムシ NT A 181 クマガイクロアオゴミムシ NT A 182 コアトワアオゴミムシ CC 183 オオサカアオゴミムシ CR A 184 アオヘリアオゴミムシ VU C 185 ツヤキベリアオゴミムシ VU A 186 キバネキバナガミズギワゴミムシ VU A 187 オオキバナガミズギワゴミムシ C 188 キバナガミズギワゴミムシ C 189 オサムシモドキ C 190 キイロホソゴミムシ EN A 191 ヒョウゴチビヒョウタンゴミムシ B 192 コハンミョウモドキ EN A 193 オオキベリアオゴミムシ D 194 ヤホシゴミムシ VU A 195 ギョウトクコミズギワゴミムシ B 196 ムツモンコミズギワゴミムシ NT C	_									
178		オサムシ科							A	
179								****		A
180										В
181			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					NT	В	В
182								NIT		С
183 オオサカアオゴミムシ DD C 184 アオヘリアオゴミムシ CR A 185 ツヤキベリアオゴミムシ VU C 186 キバネキバナガミズギワゴミムシ VU A 187 188 キバナガミズギワゴミムシ C 189 オサムシモドキ C 190 キイロホソゴミムシ EN A 191 ヒョウゴチビヒョウタンゴミムシ B 193 コハンミョウモドキ EN A 194 ヤホシゴミムシ D 195 ボョウトクコミズギワゴミムシ VU A 196 ムツモンコミズギワゴミムシ B 197 イグチケブカゴミムシ NT C								NI		0
Tオへリアオゴミムシ								DD		С
185 ツヤキベリアオゴミムシ VU C 186 キバネキバナガミズギワゴミムシ VU A 187 オオキバナガミズギワゴミムシ VU A 188 キバナガミズギワゴミムシ C 189 オサムシモドキ C 190 キイロホソゴミムシ EN A 191 ヒョウゴチビヒョウタンゴミムシ B 192 コハンミョウモドキ EN A 193 オオキベリアオゴミムシ D 194 ヤホシゴミムシ VU A 195 ムツモンコミズギワゴミムシ B 197 イグチケブカゴミムシ NT C										
186 キバネキバナガミズギワゴミムシ VU A 187 オオキバナガミズギワゴミムシ VU A 188 キバナガミズギワゴミムシ C 189 オサムシモドキ C 190 キイロホソゴミムシ EN A 191 ヒョウゴチビヒョウタンゴミムシ B 192 コハンミョウモドキ EN A 193 オオキベリアオゴミムシ D 194 ヤホシゴミムシ VU A 195 ムツモンコミズギワゴミムシ B 197 イグチケブカゴミムシ NT C										
187 オオキバナガミズギワゴミムシ VU A 188 キバナガミズギワゴミムシ C 189 オサムシモドキ C 190 キイロホソゴミムシ EN A 191 ヒョウゴチビヒョウタンゴミムシ B 192 コハンミョウモドキ EN A 193 オオキベリアオゴミムシ D 194 ヤホシゴミムシ VU A 195 ムツモンコミズギワゴミムシ B 197 イグチケブカゴミムシ NT C										
188 キバナガミズギワゴミムシ C 189 オサムシモドキ C 190 キイロホソゴミムシ EN A 191 ヒョウゴチビヒョウタンゴミムシ B 192 コハンミョウモドキ EN A 193 オオキベリアオゴミムシ D 194 ヤホシゴミムシ VU A 195 エョウトクコミズギワゴミムシ B 196 イグチケブカゴミムシ NT C										
189 オサムシモドキ C 190 キイロホソゴミムシ EN A 191 ヒョウゴチビヒョウタンゴミムシ B 192 コハンミョウモドキ EN A 193 オオキベリアオゴミムシ D 194 ヤホシゴミムシ WU A 195 ギョウトクコミズギワゴミムシ B 196 ムツモンコミズギワゴミムシ NT C								,,,		
190 キイロホソゴミムシ EN A 191 ヒョウゴチビヒョウタンゴミムシ B 192 コハンミョウモドキ EN A 193 オオキベリアオゴミムシ D 194 ヤホシゴミムシ VU A 195 エッモンコミズギワゴミムシ B 197 イグチケブカゴミムシ NT C							<u> </u>			
191 ヒョウゴチビヒョウタンゴミムシ B 192 コハンミョウモドキ EN A 193 オオキベリアオゴミムシ D 194 ヤホシゴミムシ VU A 195 ムツモンコミズギワゴミムシ B 197 NT C			, , , , ,					EN		
192 コハンミョウモドキ EN A 193 オオキベリアオゴミムシ D 194 ヤホシゴミムシ 195 ギョウトクコミズギワゴミムシ VU A 196 ムツモンコミズギワゴミムシ B 197 NT C								211		
193 オオキベリアオゴミムシ D 194 ヤホシゴミムシ VU A 195 ギョウトクコミズギワゴミムシ WU A 196 ムツモンコミズギワゴミムシ B 197 イグチケブカゴミムシ NT C								EN		
194 ヤホシゴミムシ VU A 195 ギョウトクコミズギワゴミムシ VU A 196 ムツモンコミズギワゴミムシ B 197 NT C										С
195 ギョウトクコミズギワゴミムシ VU A 196 ムツモンコミズギワゴミムシ B 197 NT C										С
196 ムツモンコミズギワゴミムシ B 197 NT C								VU	A	
	196								В	
198 ハマベゴミムシ NT A	197		イグチケブカゴミムシ					NT	С	
	198		ハマベゴミムシ					NT	A	
199 カジムラヒメナガゴミムシ C	199		カジムラヒメナガゴミムシ						С	
200 ヒョウタンゴミムシ D	200		ヒョウタンゴミムシ						D	
201 クビナガヨツボシゴミムシ DD R	201		クビナガヨツボシゴミムシ					DD	В	

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

表 3-1-55(5) 重要な動物種(昆虫類)の状況

		/			4	指定状?			
No	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
202	ハンミョウ科	ハラビロハンミョウ					VU		
203		カワラハンミョウ					EN	A	X
204		ニワハンミョウ							A
205		コニワハンミョウ							В
206		ホソハンミョウ					VU	A	A
207		コハンミョウ						С	В
208		ハンミョウ							A
209	ゲンゴロウ科	トダセスジゲンゴロウ					VU	В	A
210		ゲンゴロウ				特2	VU	X	X
211		コガタノゲンゴロウ					VU	A	
212		ハイイロゲンゴロウ							С
213		マルガタゲンゴロウ				特2	VU	В	
214		シマゲンゴロウ					NT	D	В
215		オオイチモンジシマゲンゴロウ				特2	EN	A	A
216		キベリクロヒメゲンゴロウ					NT	В	
217		シャープツブゲンゴロウ					NT	A	
218		オオヒメゲンゴロウ						С	
219	ミズスマシ科	オオミズスマシ					NT	С	A
220		ミズスマシ					VU	С	A
221	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ					VU	В	
222		コガシラミズムシ							С
223	カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ						С	
224	ガムシ科	マルヒラタガムシ					NT	A	
225		コガムシ					DD	D	С
226		ガムシ					NT	С	
227		シジミガムシ					EN		
228	エンマムシ科	ニセハマベエンマムシ						В	
229	シデムシ科	ベッコウヒラタシデムシ						D	
230		ヤマトモンシデムシ					NT	В	В
231		オニヒラタシデムシ						С	
232	ハネカクシ科	オオツノハネカクシ					DD	С	
233	ムネアカセンチコガネ科							D	С
234	センチコガネ科	オオセンチコガネ							A
235	クワガタムシ科	ミヤマクワガタ							A
236		ノコギリクワガタ							С
237	コガネムシ科	ヒゲブトハナムグリ						С	
238		オオフタホシマグソコガネ						В	
239		クロモンマグソコガネ					NT	A	
240		コカブトムシ							С
241		ヤマトケシマグソコガネ						С	
242		オオヒラタハナムグリ							В
243		シロスジコガネ						С	X
244		クロカナブン							C
245	1 10 1 1 2 21	アオカナブン							C
246	ナガハナノミ科	ヒゲナガハナノミ							С
247	タマムシ科	クロタマムシ							В
248		タマムシ							С
249	V.V. 1. V. V. A.	アオタマムシ						В	A
250	コメツキムシ科	ウバタマコメツキ							С
251		カワイヒラアシコメツキ						С	
252		ヒゲコメツキ して「今和6年度河川水辺の国勢調本							С

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

表 3-1-55(6) 重要な動物種(昆虫類)の状況

N	Ţ١	1			ŧ	旨定状活	兄		
No	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
253	ホタル科	ゲンジボタル						В	X
254		ヘイケボタル						С	A
255		クロマドボタル						С	В
256	ツチハンミョウ科	マメハンミョウ							С
257	ゴミムシダマシ科	ナガニジゴミムシダマシ							С
258		オオモンキゴミムシダマシ						D	
259	カミキリムシ科	シロスジカミキリ							A
260		ハンノキカミキリ						A	
261		アカアシオオアオカミキリ						В	
262		ミドリカミキリ							С
263		ヒナルリハナカミキリ							С
264		ホソカミキリ							C
265		ホシベニカミキリ							С
266		ベーツヒラタカミキリ						В	
267		ベニバハナカミキリ						С	
268		チャイロヒメハナカミキリ						D	С
269		ネジロカミキリ						С	
270		アオカミキリ							A
271		ヨツボシカミキリ					EN	A	В
272		アカハナカミキリ					EN	A	С
273		アサカミキリ					VU	Λ	C
274	ハムシ科	ハンノキハムシ					VU	A	С
275	/\A\\/\	オオルリハムシ					NT	В	
276		フトネクイハムシ					NI	С	A
277		キンイロネクイハムシ					NT	В	
278		イネネクイハムシ					NI	С	-
									Λ.
279 280	ヒゲナガゾウムシ科	ジュンサイハムシ エゴヒゲナガゾウムシ						D	A
281	オトシブミ科	ゴマダラオトシブミ							C B
-	<u></u>								
282	ノリムン科	オオアオゾウムシ							С
283		エゴシギゾウムシ						Δ	С
284	よいロナ (21年)	ハマベゾウムシ					DD	A	
285	ヤドリキバチ科	トサヤドリキバチ					DD	С	
286	キバチ科 セイボウ科	ヒゲジロキバチ セイドウマルセイボウ						C	
287	ピイルリ科						DD	C	С
288	コリが	オオセイボウ					DD		
289	アリ科	ヒゲナガニセハリアリ					****		В
290		トゲアリ					VU		
291	コー・シー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー	ヒラタウロコアリ					1	- 0	С
292	スズメバチ科	キボシトックリバチ					DD	С	
293	カエンイが	ヤマトアシナガバチ					DD	-	-
294	クモバチ科	ミイロツメボソクモバチ						C	<u> </u>
295	W. W	ムツボシクモバチ						A	
296	ギングチバチ科	アカオビケラトリバチ						В	
297		ニッポントゲアナバチ						С	В
298		コウライクモカリバチ						В	<u> </u>
299		フクイジガバチモドキ					DD	В	
300	ドロバチモドキ科	ニッポントゲアワフキバチ						С	С
301		ニッポンハナダカバチ					VU		<u> </u>
302		キアシハナダカバチモドキ					VU	В	С

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

表 3-1-55(7) 重要な動物種(昆虫類)の状況

N	£)					指定	伏況		
No	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
303	ミツバチ科	シロスジフトハナバチ						A	A
304		クロマルハナバチ					NT	С	С
305		シロスジムカシハナバチヤドリ						С	
306	ハキリバチ科	フルカワフトハキリバチ					DD	A	A
307	コマユバチ科	ウマノオバチ					NT	С	
合計	106 科	307 種	0種	0種	0種	6種	81 種	203 種	177 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

⑥ クモ類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種(クモ類)は、表 3-1-56 に示すとおり、5科9種である。

NI -	A)	種名			į	旨定状況	7		
No	科	性石	1	2	3	4	5	6	7
1	ジグモ科	ワスレナグモ					NT	A	
2	カネコトタテグモ科	カネコトタテグモ					NT	A	
3	トタテグモ科	キノボリトタテグモ					NT	В	X
4		キシノウエトタテグモ					NT	В	A
5	コガネグモ科	オニグモ						D	
6		コガネグモ						С	В
7		ナカムラオニグモ						D	С
8		シッチコモリグモ						С	С
9	ホウシグモ科	ドウシグモ					DD		
合計	5 科	9 種	0種	0種	0種	0種	5種	8種	5種

表 3-1-56 重要な動物種(クモ類)の状況

⑦ 多足類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種(多足類)は、表 3-1-57 に示すとおり、9科18種である。

M	£ί	廷女			1	指定状况	Z		
No	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
1	タマヤスデ科	ヤマトタマヤスデ						В	
2		フイリタマヤスデ						В	A
3		ミクニタマヤスデ							В
4	ハガヤスデ科	コブヤスデ						A	A
5		ヒメヨロイヤスデ						С	
6	ババヤスデ科	タカクワヤスデ						В	
7		トラフババヤスデ						A	A
8		ミドリババヤスデ							A
9	ヒラタヤスデ科	クロヒメヤスデ						В	
10	フサヤスデ科	ウスアカフサヤスデ							В
11		イソフサヤスデ						A	
12		ハイイロチビケフサヤスデ						A	
13		ハイイロチビフサヤスデ							A
14	イシムカデ科	キスジイシムカデ						A	
15		タジマガハラヒトフシムカデ						A	A
16	トゲイシムカデ科	ニホントゲイシムカデ						С	
17	ベニジムカデ科	エリジロベニジムカデ						С	
18	ゲジ科	ゲジ						В	
合計	9科	18 種	0種	0種	0種	0種	0種	14 種	8種

表 3-1-57 重要な動物種(多足類)の状況

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注 2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑧ 陸水生物 (汽水域を含む)

ア. 魚類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種(魚類)は、表 3-1-58 に示すとおり、11科28種である。

表 3-1-58 重要な動物種(魚類)の状況

N	ŦN	年力				指定状态	况		
No	科	種名	1	2	3	4	(5)	6	7
1	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類 ^{注4)}					VU	A	A
2	ウナギ科	ニホンウナギ					EN	С	A
3	コイ科	ゲンゴロウブナ ^{注3)}					EN		
4		キンブナ					VU	В	В
5		ギンブナ						D	С
6		ヤリタナゴ ^{注3)}					NT	В	X
7		ワタカ ^{注3)}					CR		
8		ハス ^{注3)}					VU		
9		オイカワ							С
10		ウグイ							В
11		モツゴ						D	С
12		カマツカ						В	В
13		ニゴイ						С	
14		スゴモロコ ^{注3)}					VU		
15	ドジョウ科	ドジョウ					NT		
16		シマドジョウ							В
17	フクドジョウ科	ホトケドジョウ					EN	С	A
18	ギギ科	ギバチ					VU	В	A
19	ナマズ科	ナマズ						В	В
20	シラウオ科	シラウオ						С	
21	メダカ科	メダカ							A
22	サヨリ科	クルメサヨリ					NT	С	
23	ハゼ科	トビハゼ					NT	В	
24		ヌマチチブ						D	С
25		トウヨシノボリ							С
26		ビリンゴ						D	
27		ジュズカケハゼ					NT	В	
28		エドハゼ					VU	С	
合計	11 科	28種	0種	0種	0種	0種	15 種	18種	16種

注1)種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注 2)指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3)「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、外来生物とされている。

注4) ⑤環境省RLでは「スナヤツメ北方種」及び「スナヤツメ南方種」がVUに指定されている。また、⑥千葉県RLでは「スナヤツメ種群」がAに指定されている。

イ. 底生動物

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種(底生動物)は、表 3-1-59(1) \sim (4)に示すとおり、88科186種である。

表 3-1-59(1) 重要な動物種(底生動物)の状況

.,	イ ソ	15. h				指定状	況		
No	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
1	ニシキウズガイ科	イボキサゴ					NT	С	X
2	ゴマガイ科	ゴマガイ							С
3	ヤマタニシ科	ヤマタニシ							С
4		ミジンヤマタニシ							В
5	ムシオイガイ科	ムシオイガイ							A
6	タニシ科	マルタニシ					VU	D	С
7		オオタニシ					NT		С
8	ウミニナ科	ホソウミニナ ^{注3)}							X
9		ウミニナ					NT	С	X
10	カワニナ科	ヒタチチリメンカワニナ							С
11		カワアイ ^{注3)}						A	X
12	スナモチツボ科	シマモツボ						A	X
13	ワカウラツボ科	カワグチツボ					NT	D	В
14	イツマデガイ科	カタヤマガイ					CR+EN	A	
15	カワザンショウガイ科	カワザンショウガイ							X
16	ミズゴマツボ科	エドガワミズゴマツボ					NT		
17		ミズゴマツボ					VU	A	A
18	イソコハクガイ科	シラギク						A	X
19	ソデボラ科	シドロ						В	X
20	ハナゴウナ科	ハナゴウナ						В	X
21	ミズゴマツボ科	ウミゴマツボ					NT		В
22	イトカケガイ科	クリンイトカケ							В
23		クレハガイ					NT		В
24		セキモリ							В
25		オダマキ					NT	D	В
26	フトコロガイ科	マルテンスマツムシ					CR+EN	A	X
27	ムシロガイ科	キヌボラ						D	X
28		ムシロガイ					NT	С	X
29	アッキガイ科	カゴメガイ						В	X
30		オウウヨウラク						В	
31	エゾバイ科	ミクリガイ						С	
32		トウイト						В	
33	タケノコガイ科	イボヒメトクサ						A	X
34	タモトガイ科	スミスシラゲガイ						A	X
35	マクラガイ科	マクラガイ					NT	В	
36	オオシイノミガイ科	ムラクモキジビキガイ	1				NT	В	X
37	ブドウガイ科	カミスジカイコガイダマシ					VU	A	X
38	スイフガイ科	ツマベニカイコガイダマシ						A	
39	ヘコミツララガイ科	マツシマコメツブガイ	1					В	Х
40	トウガタガイ科	ミガキクチキレ						В	Х
41	タクミニナ科	タクミニナ	1				CR	A	Х
42	トウガタガイ科	クチキレガイ	1					В	Х
43	モノアラガイ科	モノアラガイ					NT	A	В
44	ヒラマキガイ科	ミズコハクガイ					VU	A	A
45		ヒラマキミズマイマイ	1				DD	В	В
46	ケシガイ科	ニホンケシガイ							С

注1)種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3)「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、外来生物とされている。

表 3-1-59(2) 重要な動物種(底生動物)の状況

No	科					指定状况			
		·	1	2	3	4	5	6	7
	イソマイマイ科	イトコシタダミ						A	
+	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ					NT	С	С
49	オナジマイマイ科	オオケマイマイ							A
50	キセルガイ科	オオタキコギセル						D	С
51		ナミギセル							В
52		ヒクギセル							A
53	キバサナギガイ科	スナガイ ^{注3)}					NT		В
	サナギガイ科	マルナタネ							В
	タワラガイ科	タワラガイ							С
	ナンバンマイマイ科	キヌビロードマイマイ						С	A
	ベッコウマイマイ科	キビガイ							C
58		コシダカシタラ							C
59		ウメムラシタラ					NT		A
60		カサキビ		-			P.D.	-	С
61	12/13/15/	オオウエキビ				1	DD	В	A
	イシガイ科	ドブガイ					NIT		C
63		ヨコハマシジラガイ					NT	С	A
64		イシガイ					NIT	D	A
65 CC	コナボカボノ到	マツカサガイ					NT	В	A
66 67	フナガタガイ科 シジミ科	ウネナシトマヤガイ ^{注3)} マシジミ					NT	A	С
	マメシジミ科	ニホンマメシジミ					VU	A C	В
	マルスダレガイ科	オキシジミ						C	
70	マルスタレカイ科	ワスレガイ						D	X
71		イヨスダレ						В	
	イワホリガイ科	シオツガイ						В	
73	ニッコウガイ科	ユウシオガイ					NT	A	
74	ー ノーリスイイ	サビシラトリ					111	В	X
75	シオサザナミ科	イソシジミ						В	X
76	V 77 77 X11	ムラサキガイ					VU	В	X
	ツキガイ科	チヂミウメ						В	X
78	2 (22 (1)	コボレウメ						В	X
79	オキナガイ科	ソトオリガイ						С	X
	オオノガイ科	ヒメマスオ						В	В
81		オオノガイ					NT		
82	フナムシ科	フナムシ							С
83		ニホンヒメフナムシ							С
84	ホンワラジムシ科	オカメワラジムシ							С
	ヌマエビ科	ミゾレヌマエビ						A	A
86		ヌカエビ						С	A
87	テナガエビ科	テナガエビ						D	В
88		シラタエビ							С
89		スジエビ						D	В
90		スジエビモドキ							С
91	ハサミシャコエビ科	ハサミシャコエビ						С	
	サワガニ科	サワガニ						С	A
93	ベンケイガニ科	アカテガニ						D	
94		ウモレベンケイガニ						A	
95		クロベンケイガニ						D	В
96		カクベンケイガニ				1			В
97	モクズガニ科	モクズガニ				1		D	A
98		アシハラガニ 則として「令和6年度河川水辺の						D	

- 注1)種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
- 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。
- 注3)「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、外来生物とされている。

表 3-1-59(3) 重要な動物種(底生動物)の状況

		0 1 00(0) 重要多期初				指定状況			
No	科	種名	1	2	3	4	5	6	7
99	コメツキガニ科	チゴガニ					-	D	С
100	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	コメツキガニ	1						С
101	オサガニ科	オサガニ						В	В
102	. , , ,	ヤマトオサガニ							C
103	フタオカゲロウ科	オオフタオカゲロウ							С
104	ヒラタカゲロウ科	サトキハダヒラタカゲロウ						A	A
105	アオイトトンボ科	ホソミオツネントンボ							В
106		アオイトトンボ						С	В
107		オオアオイトトンボ							C
108		オツネントンボ						A	
109	イトトンボ科	ホソミイトトンボ						В	A
110		キイトトンボ						C	A
111		ヒヌマイトトンボ					EN	A	
112		モートンイトトンボ					NT	A	A
113		クロイトトンボ						D	
114		セスジイトトンボ						В	
115		オオセスジイトトンボ	†				EN	A	
116		ムスジイトトンボ						В	A
117		オオイトトンボ						A	В
118	モノサシトンボ科	オオモノサシトンボ					EN	A	_
119	カワトンボ科	ハグロトンボ							С
120	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ヒガシカワトンボ							С
121	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ					NT	В	
122		アオヤンマ					NT	В	В
123		マルタンヤンマ						С	
124		クロスジギンヤンマ						D	
125		ギンヤンマ							С
126		カトリヤンマ						В	
127		ヤブヤンマ						D	
128		サラサヤンマ						D	В
129	サナエトンボ科	ミヤマサナエ						A	
130		ヤマサナエ						D	С
131		キイロサナエ					NT	В	
132		オナガサナエ						В	
133		ウチワヤンマ						D	A
134		ナゴヤサナエ					VU	A	
135	エゾトンボ科	トラフトンボ						A	A
136		オオヤマトンボ							В
137		コヤマトンボ							В
138		ハネビロエゾトンボ					VU	A	
139	トンボ科	ショウジョウトンボ							С
140		コフキトンボ							С
141		ョツボシトンボ						A	
142		ハラビロトンボ						В	В
143		コシアキトンボ							С
144		チョウトンボ						D	В
145		コノシメトンボ						D	С
146		マユタテアカネ							С
147		マイコアカネ						D	С
148		ヒメアカネ						A	
149		ミヤマアカネ						X	
150		リスアカネ						В	
\\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	5 A A 3 2 2 2 1 7 1 - 1 - 2 1 1 F	 	1 #4 #m -4-	- 2	/I d/ 33 -	- 3 3-20	(fellow a la		

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

表 3-1-59(4) 重要な動物種(底生動物)の状況

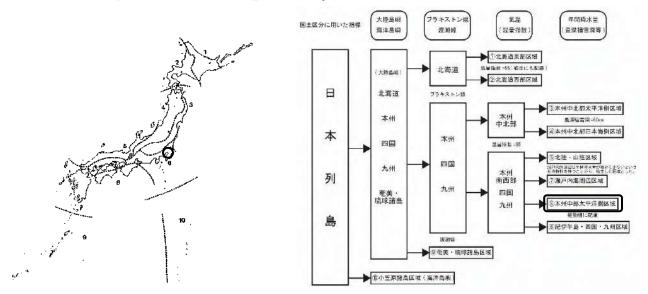
N	±N	種名				指定均	犬況		
No	科	埋 名	1	2	3	4	5	6	7
151	トンボ科	オオキトンボ					EN	X	
152	アミメカワゲラ科	フタスジクサカワゲラ							С
153	アメンボ科	エサキアメンボ					NT	В	
154		ハネナシアメンボ						В	
155	イトアメンボ科	イトアメンボ					VU	A	
156	ミズムシ科(昆)	ミゾナシミズムシ					NT		
157	コオイムシ科	コオイムシ					NT		A
158		タガメ				特2	VU	A	
159	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ							С
160		ヘビトンボ							С
161	センブリ科	ネグロセンブリ							A
162	カクツツトビケラ科	トウヨウカクツツトビケラ						D	С
163	エグリトビケラ科	セグロトビケラ						В	
164		ホタルトビケラ							В
165	マルバネトビケラ科	マルバネトビケラ						D	В
166	ゲンゴロウ科	トダセスジゲンゴロウ					VU	В	A
167		ゲンゴロウ				特2	VU	X	X
168		コガタノゲンゴロウ					VU	A	
169		ハイイロゲンゴロウ							С
170		マルガタゲンゴロウ				特2	VU	В	
171		シマゲンゴロウ					NT	D	В
172		オオイチモンジシマゲンゴロウ				特2	EN	A	A
173		キベリクロヒメゲンゴロウ					NT	В	
174		シャープツブゲンゴロウ					NT	A	
175		オオヒメゲンゴロウ						С	
176	ミズスマシ科	オオミズスマシ					NT	С	A
177		ミズスマシ					VU	С	A
178	コガシラミズムシ科	コガシラミズムシ							С
179	ガムシ科	マルヒラタガムシ					NT	A	
180		コガムシ					DD	D	С
181		ガムシ					NT	С	
182		シジミガムシ					EN		
183	ホタル科	ゲンジボタル						В	X
184		ヘイケボタル						С	A
185		クロマドボタル						С	В
186	ヒメテンコケムシ科	ヒメテンコケムシ							С
合計	88 科	186 種	0種	0種	0種	4種	60 種	129種	133種

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。 注2) 指定状況の①~⑦は、表 3-1-49及び表 3-1-50に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示 している。

3-1-14 生態系の状況

1. 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周辺を含む千葉県は、「自然環境のアセスメント技術(I)」(平成11年 環境庁)の生物多様性保全のための国土区分(試案)によると、図 3-1-28に示すとおり本州中部太平洋側区域に属しており、大まかな生物群集としては「照葉樹林生物群集」の北限域に該当すると考えられる。潜在的な植生はシイやカシ類の常緑広葉樹が発達し、低木類はヤブツバキ、サカキなどの植生があったものと想定される。



出典:「自然環境のアセスメント技術 (I)」(平成11年 環境庁)を参考に作成

図 3-1-28 生物多様性保全のための国土区分(試案)及びその作成方法

対象事業実施区域及びその周辺は図 3-1-25に示したとおり、海域を造成した埋立地であり、 工場及び市街地が広がっており、対象事業実施区域に隣接する残存・植栽樹群をもった公園、墓 地が存在するほか、防風林であるクロマツ植林や小規模なクヌギーコナラ群集、内陸に畑雑草群 落が点在しているものの、生産者である植物の生育基盤は少なく、多様性は乏しいものと考えら れる。

また、対象事業実施区域南側には東京湾が広がっているが、海岸沿いは概ね消波帯となる人工 護岸が続き、一部に養浜が進められている砂浜が自然裸地として見られるものの、いずれも海浜 植生は見られない。

消費者である動物相は、人為的影響の強い植生に適応する種で構成され、多様性に乏しいと推 定されるが、対象事業実施区域北西側にはラムサール条約湿地に指定されている谷津干潟があり、 水鳥や水生動物等の多様な生物の生息地となっている場所もある。

これらを踏まえて対象事業実施区域及びその周辺を概観すると、埋立地上に成立した市街地や 工場地帯等の人為的な環境が広がっており、生物相は人為的な環境に適応した種で構成されてい るが、局所的に多様性に富む干潟の生態系等の自然環境が維持されているものと考えられる。

3-1-15 景観の状況

1. 主要な眺望点

対象事業実施区域周辺における、人が集まり眺望点となり得る主要な地点は、表 3-1-60及び 図 3-1-29に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の主要な眺望点としては、主に公園や橋梁等があげられ、対象事業実施 区域西側に海浜公園が隣接している。そのほか、南西側約1.3kmに茜浜緑地、北西側約2.0kmに谷 津干潟自然観察センター等が位置している。

表 3-1-60 主要な眺望点

市名	地点 番号	名称	眺望の状況
	1	茜浜緑地	東京湾に面した見晴らしの良い公園である。天 気が良い日は富士山を眺めることができる。
	2	谷津干潟自然観察センター	東京湾に残された数少ない干潟で、ラムサール 条約登録湿地となっており、この全景を一望で きる。
	3	習志野親水護岸 (展望広場)	遊歩道や展望広場が整備されており、東京湾を 一望することができる。
習志野市	4	海浜公園	昼夜問わず東京湾の素晴しい眺望を見ること ができる。
日心却山	5	鷺沼城址公園	広い広場と複合遊具のある公園で、富士山を見 ることができる。
	6	鷺沼東跨線橋	天候の良い日は、跨線橋上から東京湾、富士山、 幕張、津田沼方面を一望できる。
	7	しらさぎ橋	天候の良い日は、遠く富士山を望むことができる。
	8	さくら広場	幕張新都心の高層ビル群が眺められ、ソメイヨシノの自然美と近代建築デザインの造形美が織り成す風景を見ることができる。
千葉市	9	JFA夢フィールド幕張温泉 湯楽の里	展望露天風呂から、東京湾の雄大な景色を一望 できる。
	10	ふなばし三番瀬海浜公園	2階建て高さ約10mの展望デッキから、三番瀬の干潟から東京湾までを一望できる。
船橋市	11	船橋港親水公園	見晴しのよい展望デッキからは、船橋港を一望。漁船が行き交う様子を見ることができる。
	12	SHIRASE 5002	退役後の南極観測船である。イベント等の際に 乗船でき、かつてヘリポートだった広い甲板か ら周辺の景色を一望できる。

出典:「千葉県観光マップ」(令和6年3月 千葉県) 「葛南地域観光ガイドマップ」(令和3年11月 千葉県)

「ちば観光ナビ」(千葉県観光物産協会ホームページ)

「ちば眺望100景」(平成18年9月 千葉県) 「公園・史跡」(習志野市ホームページ)

「ぶらっと習志野観光ガイドブック」(令和6年 習志野市) 「ならしの駅からマップ2」(習志野市) 「千葉市観光ガイド」(千葉市観光協会ホームページ)

2. 景観資源

対象事業実施区域周辺における、主要な景観資源は表 3-1-61及び図 3-1-29に示すとおりであ る。

表 3-1-61 主要な景観資源

名称	分類
三番瀬と谷津干潟	ちば遺産100選
千葉市幕張新都心の都市景観と稲毛・検見川周辺の旧海岸景観	ちば文化的景観
船橋の漁港景観	りは人口的京戦

出典:「ちば遺産100選」(平成20年11月 千葉県) 「ちば文化的景観」(平成20年11月

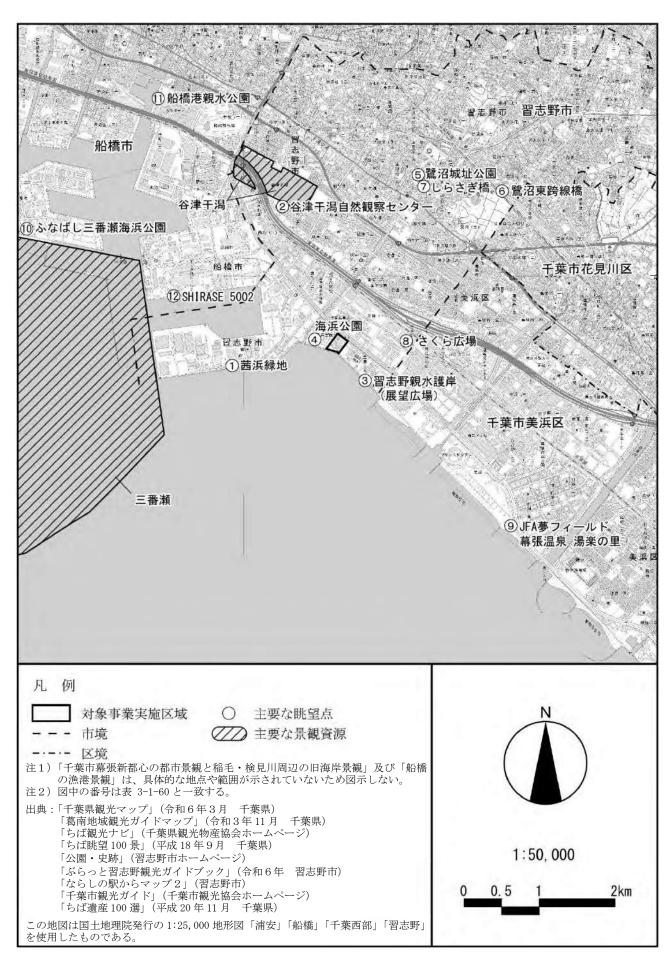


図 3-1-29 主要な眺望点及び景観資源

3-1-16 人と自然との触れ合いの活動の状況

対象事業実施区域周辺における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3-1-62及 び図 3-1-30に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場としては、主に公園や海岸等が あげられ、対象事業実施区域西側に海浜公園が隣接している。そのほか、北西側約2.2kmに谷津干 潟、約4.5kmにふなばし三番瀬海浜公園等が位置している。

表 3-1-62 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

市名	地点 番号	名称
	1	谷津干潟
	2	谷津干潟自然観察センター
	3	谷津バラ園
	4	茜浜緑地
	5	海浜公園
	6	香澄公園
習志野市	7	秋津公園
	8	さくら広場
	9	梅林園
	10	菊田水鳥公園
	11	藤崎森林公園
	12	鷺沼城址公園
	13	ハミングロード
	14	花見川緑地交通公園
	15	幕張海浜公園
	16	見浜園(幕張海浜公園内)
千葉市	17	幕張の浜
	18	検見川の浜
	19	メッセモール
	20	花見川サイクリングコース
船橋市	21	ふなばし三番瀬海浜公園

出典:「千葉県観光マップ」(令和6年3月 千葉県)

「葛南地域観光ガイドマップ」(令和3年11月 千葉県) 「ぶらっと習志野観光ガイドブック」(令和6年 習志野市) 「健康な街歩きマップ」(令和3年7月 習志野市) 「ならしの駅からマップ2」(習志野市)

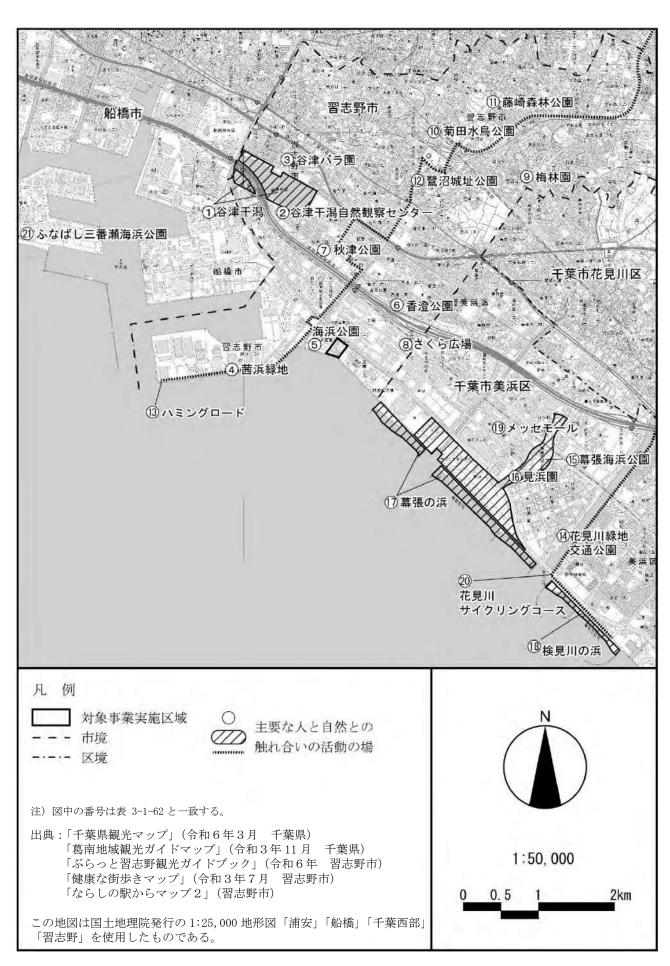


図 3-1-30 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

3-2 社会的状況

3-2-1 人口の状況

対象事業実施区域の位置する本市及び周辺の千葉市(美浜区、花見川区)、船橋市(以下、「周辺市」という。)の人口、世帯数等の状況及び人口の推移は、表 3-2-1及び表 3-2-2に示すとおりである。

本市の人口は増加の傾向にあり、平成28年から令和7年までの10年間で約6,500人増加している。 また、周辺市については、千葉市花見川区を除いて増加の傾向にある。

表 3-2-1 人口及び世帯数等の状況

市		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km²)
習志野市		175, 948	83, 163	3, 966
千葉市	美浜区	155, 120	73, 317	3, 458
	花見川区	177, 180	86, 276	2, 523
船橋市		649, 493	306, 920	3, 585

注) 令和7年4月1日現在。

出典:「千葉県毎月常住人口調査月報(令和7年)」(千葉県ホームページ)

表 3-2-2 人口の推移

42.0		人口(人)							
項目 年	習志野市	千弟	千葉市						
+	自心到刊	美浜区	花見川区	船橋市					
平成28年	169, 367	148, 487	179, 049	624, 540					
平成29年	171, 876	148, 432	178, 651	629, 065					
平成30年	172, 389	148, 313	178, 339	633, 263					
令和元年	173, 268	149, 022	178, 569	636, 736					
令和2年	173, 939	149, 508	178, 880	640, 695					
令和3年	176, 240	150, 719	177, 116	644, 175					
令和4年	176, 015	151, 932	176, 965	644, 697					
令和5年	175, 982	152, 338	177, 026	646, 322					
令和6年	175, 966	153, 914	177, 359	647, 319					
令和7年	175, 948	155, 120	177, 180	649, 493					

注) 各年4月1日現在。

出典:「千葉県毎月常住人口調査月報(平成28~令和7年)」(千葉県ホームページ)

3-2-2 産業の状況

本市及び周辺市の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3-2-3に示すとおりである。

本市では、事業所数が3,944事業所、従業者数が57,071人となっている。業種別にみると、事業所 数、従業者数ともに卸売業、小売業の割合が最も高くなっており、事業所数で21.8%、従業者数で 19.8%である。

表 3-2-3 産業分類別事業所数及び従業者数

	市	77 4	mz 		千芽	葉市		An I	
		習志	野市	美洲			川区	船村	喬市
産業分類	区分	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)
# 11.77.344	総数	3	20	_	_	4	29	36	223
農林漁業	構成比(%)	0.1	0.0	_	_	0.1	0.1	0.2	0.1
鉱業、採石業、	総数	_	_	_	_	_	_	_	_
砂利採取業	構成比(%)	_	_	_	_		-	-	
建設業	総数	279	2,611	142	4, 430	498	3, 637	1, 386	12, 173
7 K	構成比(%)	7. 1	4.6	4.0	4. 6	13.0	8.3	9. 1	6.3
製造業	総数	153	7, 259	123	7, 595	241	4,606	680	16, 911
	構成比(%)	3. 9	12. 7	3. 5	7. 9	6.3	10.5	4. 5	8.8
電気・ガス・	総数	1	3	13	305	<u> </u>	_	14	316
熱供給・水道業	構成比(%)	0.0	0.0	0.4	0.3	_	_	0. 1	0.2
情報通信業	総数	52	2, 472	106	7, 841	47	365	207	2, 132
旧私処旧米	構成比(%)	1.3	4.3	3. 0	8. 1	1.2	0.8	1.4	1. 1
運輸業、郵便業	総数	142	5, 714	140	4, 590	109	3, 735	456	16, 153
注	構成比(%)	3.6	10.0	4.0	4.8	2.8	8.5	3. 0	8.4
卸売業、小売業	総数	858	11, 297	1, 110	26, 338	845	9, 150	3, 497	39, 471
即见未、行见未	構成比(%)	21.8	19.8	31. 4	27. 3	22.0	20.9	23.0	20.5
金融業、保険業	総数	51	746	90	5, 804	48	420	262	4, 504
立	構成比 (%)	1.3	1.3	2.5	6.0	1.2	1.0	1. 7	2.3
不動産業、物品賃貸業	総数	368	1, 324	170	3, 271	346	1, 150	1, 299	8, 128
个别准未、初吅貝貝未	構成比(%)	9.3	2.3	4.8	3. 4	9.0	2.6	8. 5	4. 2
学術研究、	総数	218	2, 274	200	4, 714	157	747	785	4, 251
専門・技術サービス業	構成比(%)	5. 5	4.0	5. 7	4.9	4.1	1.7	5. 2	2.2
宿泊業、	総数	488	4, 860	361	6, 919	315	3, 397	1,833	18, 131
飲食サービス業	構成比(%)	12. 4	8.5	10. 2	7. 2	8.2	7.8	12. 1	9.4
生活関連サービス業、	総数	412	2, 693	255	3, 519	328	1, 515	1, 463	7, 876
娯楽業	構成比(%)	10.4	4.7	7. 2	3.6	8.5	3.5	9.6	4. 1
教育、学習支援業	総数	206	3, 521	167	4, 423	134	1,075	633	6, 930
教育、子白义仮未	構成比(%)	5. 2	6.2	4.7	4.6	3. 5	2.5	4. 2	3.6
医療、福祉	総数	475	8, 514	331	7, 049	490	7, 919	1,677	29, 706
达 想、 怕 他	構成比 (%)	12.0	14.9	9. 4	7. 3	12.7	18. 1	11.0	15.5
塩 ヘサードフ車光	総数	14	98	15	95	19	127	55	930
複合サービス事業	構成比(%)	0.4	0.2	0.4	0.1	0.5	0.3	0.4	
サービス業	総数	224	3, 665	316	9, 535	263	5, 843	911	24, 370
(他に分類されないもの)	構成比(%)	5. 7	6.4	8. 9	9. 9	6.8	13.4	6.0	12.7
公務	総数			_				_	
(他に分類されるものを除く)	構成比 (%)	_		_		_	_	_	_
A =1	総数	3, 944	57, 071	3, 539	96, 428	3, 844	43, 715	15, 194	192, 205
合 計	構成比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 令和3年6月1日現在。 注2) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

注3) 「-」は皆無又は該当数字がないものである。

出典:「令和3年(2021年)経済センサス-活動調査結果〈確報〉」(千葉県ホームページ)

3-2-3 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

本市及び周辺市の地目別面積は、表 3-2-4に示すとおりである。また、対象事業実施区域及び その周辺の土地利用現況図は図 3-2-1に示すとおりである。

本市では、宅地の割合が56.8%と最も多くなっており、次いでその他が25.5%、雑種地が12.1% となっている。

対象事業実施区域の土地利用状況は、建物用地及びその他の用地となっている。対象事業実施 区域周辺の土地利用状況は、対象事業実施区域と同様に建物用地及びその他の用地が広がってい るほか、道路や河川地及び湖沼、海浜等がみられる。

市・項目	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
習志野市	面積(1,000m²)	21	1, 071	11, 906	-	92	-	-	2, 534	5, 347	20, 971
自心到川	構成比(%)	0. 1	5. 1	56.8	_	0. 4	_	_	12. 1	25. 5	100. 0
千葉市	面積(1,000m²)	12,600	29, 789	89, 046	242	32, 668	100	1, 576	25, 860	77, 368	269, 249
一条川	構成比(%)	4. 7	11. 1	33. 1	0.1	12. 1	_	0.6	9.6	28.7	100.0
船橋市	面積(1,000m²)	2, 140	9, 511	42, 153	0	2, 854	22	22	10, 425	18, 493	85, 620
列口 们前 1 1	構成比(%)	2.5	11. 1	49. 2	0.0	3. 3	_	0.0	12. 2	21.6	100.0

表 3-2-4 地目別面積

注4) 「-」は皆無又は該当数字がないもの、「0」は単位未満のものである。

出典:「千葉県統計年鑑(令和5年)」(千葉県ホームページ)

注1) 令和5年1月1日現在。

注2) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合が ある。

注3) 田の地積は介在田及び市街化区域田を、畑の地積は介在畑及び市街化区域畑を、山林の地積は介在山林を、それぞれ含む。「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいう。

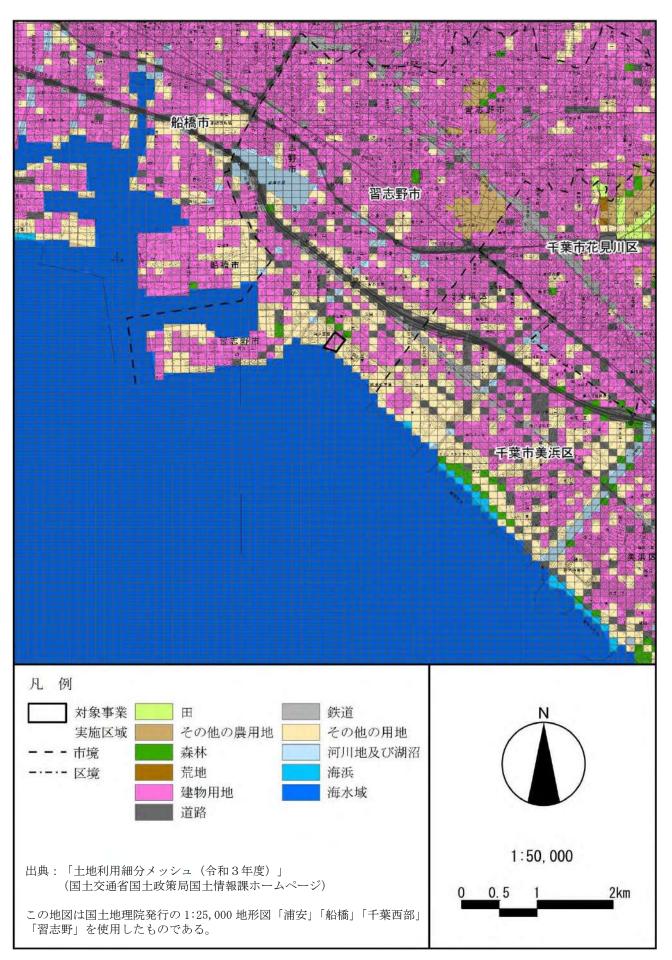


図 3-2-1 土地利用現況図

2. 都市計画の状況

本市及び周辺市の都市計画(用途地域)の指定状況は、表 3-2-5に示すとおりである。また、 対象事業実施区域及びその周辺の都市計画図は、図 3-2-2(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、準工業地域となっている。

表 3-2-5 都市計画 (用途地域) の指定状況

区分			市	習志野市	千葉市	船橋市
		総面積(ha)		2, 097	27, 176	8, 564
		第一種低層住居専用地域	面積(ha)	392	3, 438	1,806
		第一種似層住店等用地域	構成比 (%)	18. 7	12. 7	21. 1
		第二種低層住居専用地域	面積(ha)	10	62	_
		另一種區層圧凸等用地域	構成比(%)	0.5	0.2	_
		 第一種中高層住居専用地域	面積(ha)	452	2,036	1, 274
		另 俚中同唐江西寺市地域	構成比(%)	21.6	7. 5	14. 9
		 第二種中高層住居専用地域	面積(ha)	43	608	9.8
		为一 <u>俚</u> 个问信 压冶 分	構成比(%)	2. 1	2.2	0.1
		第一種住居地域	面積(ha)	402	2, 450	959
	市	为 俚口后地级	構成比(%)	19.2	9.0	11.2
都		第二種住居地域	面積(ha)	27	854	188
市	街	为一 怪口石也极	構成比(%)	1. 3	3. 1	2. 2
. 1. ←	化	準住居地域	面積(ha)	33	82	70
計		中 山石地域	構成比(%)	1. 6	0.3	0.8
画	区	近隣商業地域	面積(ha)	36	497	88
区	域	及19年1日/木/日/ 以	構成比(%)	1. 7	1.8	1. 0
·		商業地域	面積(ha)	28	429	285
域		同人心头	構成比(%)	1. 3	1.6	3. 3
		準工業地域	面積(ha)	253	631	317
			構成比 (%)	12. 1	2.3	3. 7
		工業地域	面積(ha)	137	432	206
			構成比 (%)	6. 5	1.6	2. 4
		工業専用地域	面積(ha)	93	1, 363	348
			構成比 (%)	4. 4	5.0	4. 1
		□	面積(ha)	1, 905	12, 854	5, 551
		н	構成比 (%)	90.8	47.3	64.8
	市街化調	整区域	面積(ha)	192	14, 322	3, 013
	. 1- 1-3 L 🗆 H/H	- 7N	構成比(%)	9. 2	52. 7	35. 2

注1) 令和5年3月31日現在。

注2) 「-」は皆無又は該当数字がないものである。

出典:「令和5年都市計画現況調査」(国土交通省ホームページ)

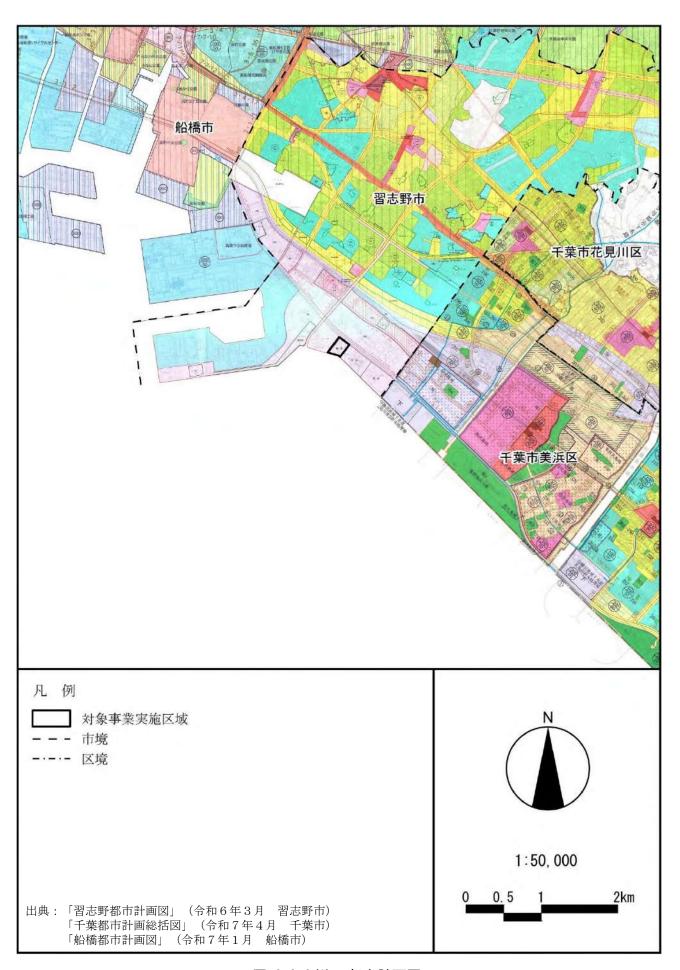


図 3-2-2(1) 都市計画図

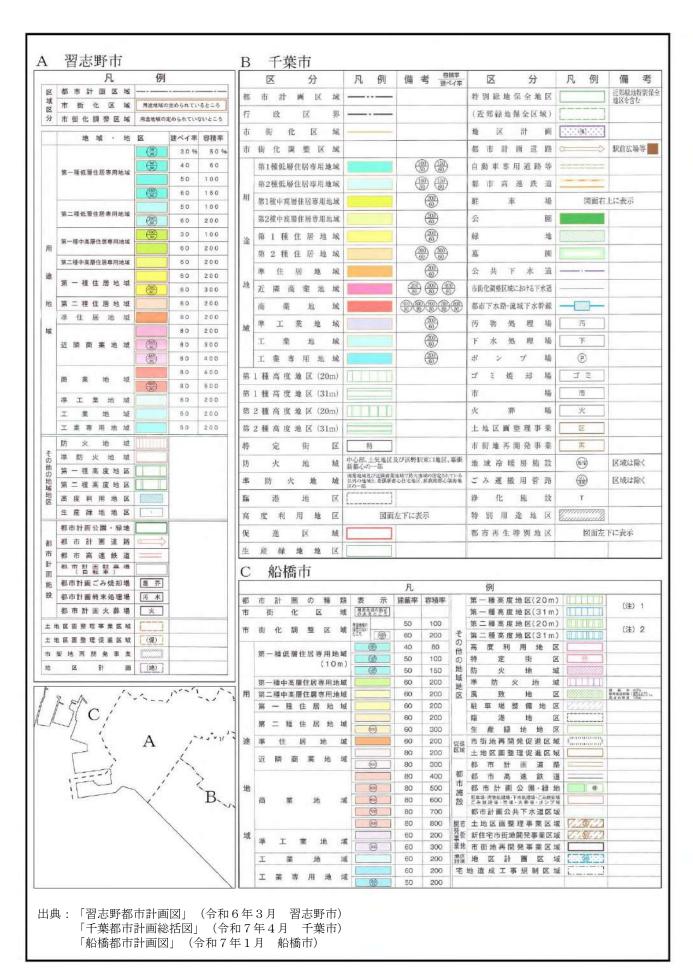


図 3-2-2(2) 都市計画図の凡例

3-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 上水道の普及状況

本市及び周辺市の令和5年度における水道の普及状況は、表 3-2-6に示すとおりである。本市の水道普及率は99.3%となっており、水源は利根川水系江戸川及び地下水である。

表 3-2-6 水道の普及状況 (令和5年度)

項目	行政区域内	現	現在給水人口(人)					
市	総人口(人) ①	総 ②	上水道	専用水道	普及率(%) ②/①×100			
習志野市	175, 966	174, 748	174, 748	0	99. 3			
千葉市	981, 909	957, 475	953, 903	3, 572	97. 5			
船橋市	647, 319	636, 832	635, 369	1, 463	98. 4			

出典:「令和5年度 千葉県の水道」(令和7年3月 千葉県)

2. 河川及び海域の利用状況

対象事業実施区域周辺の主な河川は図 3-1-13に示したとおりである。

対象事業実施区域周辺の河川は、水道用水供給事業の水源及び農業用水としての利用はされて おらず、また、内水面漁業権の設定もされていない。

なお、対象事業実施区域周辺の海域における漁業権の設定状況は、表 3-2-7及び図 3-2-3に示すとおりである。

対象事業実施区域西側の船橋市地先において、第1・2種短期共同漁業権及び第1種短期区画 漁業権が設定されている。

表 3-2-7 漁業権の状況

漁業権	免許 番号	種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置	漁業の名称及び 漁業時期
外刀	k 面					
共同沒	短共第2号	第1種 第2種	船橋市	R 6. 9. 1から R 7. 8.31まで	船橋市地先	第1種 おごのり、もがい、か き、はまぐり、あさ り、ばかがい、しおふ き、ほんびのすがい、 餌むし $(1/1\sim12/31)$ 第2種 雑魚固定式刺し網 $(1/1\sim12/31)$
漁業権	短共第3号	第1種 第2種	船橋市	R 6. 9. 1から R 7. 8.31まで	船橋市地先	第1種 おごのり、もがい、か き、はまぐり、あさ り、ばかがい、しおふ き、ほんびのすがい、 餌むし $(1/1\sim12/31)$ 第2種 雑魚固定式刺し網 $(1/1\sim12/31)$
区画海	短区第7号	第1種	船橋市	R 6.8.20から R 7.4.30まで	船橋市地先	のり養殖 (8/20~翌4/30)
区画漁業権	短区第8号	第1種	船橋市	R 6.8.20から R 7.4.30まで	船橋市地先	のり養殖 (8/20~翌4/30)

出典:「千葉県における漁業権の概要」(令和6年9月 千葉県農林水産部水産局)

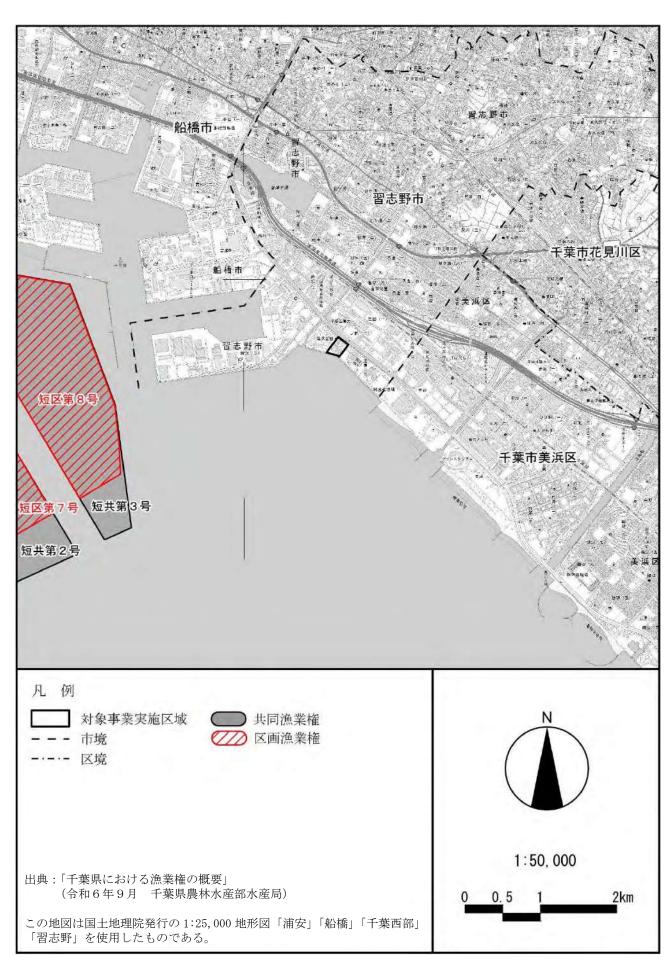


図 3-2-3 漁業権漁場の位置

3. 地下水の利用状況

本市及び周辺市の令和5年度における地下水の利用状況は、表 3-2-8に示すとおりである。また、千葉県における法律及び条例による地下水採取規制指定地域は、図 3-2-4に示すとおりである。

本市では、水道用が主な用途となっており、これらの用途で全体の約9割を占めている。

なお、本市は「工業用水法」、「ビル用水法」及び「千葉県環境保全条例」に基づく地下水採取 規制の指定地域に該当する。

表 3-2-8 用途別揚水量の内訳(令和5年度)

市	工業用 (m³/日)	ビル用 (m³/日)	水道用 (m³/日)	農業用 (m³/日)	その他 (m³/日)	計 (m³/日)	井戸稼働本数 (本)
習志野市	4	1	11, 284	0	0	11, 289	15
千葉市	1,078	165	1,836	13, 567	128	16, 775	251
船橋市	366	1	3, 121	2, 728	0	6, 216	34

出典:「令和5年地下水揚水量調査結果」(千葉県ホームページ)

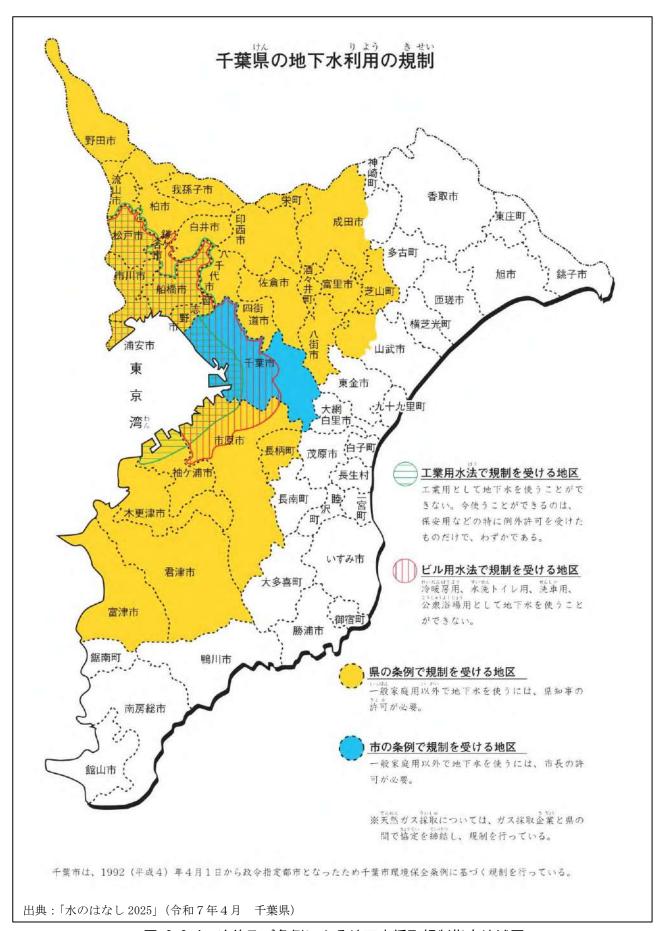


図 3-2-4 法律及び条例による地下水採取規制指定地域図

3-2-5 交通の状況

1. 道路交通

対象事業実施区域周辺における主要な道路の状況は、図 3-2-5に示すとおりである。また、令和 3年度における交通量調査結果は、表 3-2-9(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の主要道路は千葉船橋海浜線があげられる。

令和3年度の調査結果をみると、最寄りの調査地点である千葉船橋海浜線(区間番号:40470)では、12時間交通量は17,133台、大型車混入率は26.1%となっている。また、24時間交通量が最も多い東関東自動車道(区間番号:00080)では、12時間交通量は77,397台、大型車混入率は35.5%となっている。

表 3-2-9(1) 交通量調査結果(平日)

路線名	区間 番号	調査地点		2時間自動 上下合記			f間自動車 上下合言		昼間 12時間
	留万		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	大型車 混入率
	00080	湾岸市川 I C~谷津船橋 I C	49, 958	27, 439	77, 397	67, 726	39, 832	107, 558	35.5%
	00090	谷津船橋 I C~湾岸習志野 I C	42, 435	21, 325	63, 760	57, 670	31, 170	88, 840	33.4%
東関東自動車道	00100	湾岸習志野 I C ~湾岸千葉 I C	30, 836	16, 985	47, 821	41, 942	24, 972	66, 914	35.5%
	00110	湾岸千葉IC~宮野木JCT	37, 949	19, 099	57, 048	50, 740	27, 726	78, 466	33.5%
	11010	千葉市花見川区 幕張本郷 1-36	22, 426	2, 437	24, 863	30, 224	4, 833	35, 057	9.8%
	11020	千葉市花見川区 幕張町1-7782-2地先	22, 743	2, 415	25, 158	31, 366	3, 352	34, 718	9.6%
一般国道 14 号	11030	千葉市花見川区 幕張町 5 -417-268 地先	20, 465	1, 865	22, 330	28, 926	2, 827	31, 753	8.4%
	30040	-	8, 755	908	9, 663	11, 278	1, 477	12, 755	9.4%
	30050	習志野市谷津4-6	11, 213	943	12, 156	14, 458	1, 709	16, 167	7.8
	30060	-	19, 414	2, 424	21, 838	25, 911	4, 225	30, 136	11.1%
	11070	千葉市境(幕張 I C) ~武石 I C	57, 217	14, 034	71, 251	76, 047	20, 039	96, 086	19.7%
一般国道 14 号	11100	船橋IC~花輪IC	58, 568	14, 720	73, 288	81, 250	21, 342	102, 592	20.1%
(京葉道路)	11110	花輪IC~幕張IC	59, 187	14, 699	73, 886	82, 549	21, 580	104, 129	19.9%
	11120	幕張 I C ~千葉市境(武石 I C)	57, 217	14, 034	71, 251	76, 047	20, 039	96, 086	19.7%
一般国道 296 号	30560	_	5, 783	1, 958	7, 741	7, 680	2, 383	10, 063	25.3%
双 国坦 290 万	30570	船橋市東船橋 5-23	21, 634	4, 498	26, 132	29, 787	7, 059	36, 846	17. 2%

注)斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。

出典:「令和3年度道路交通センサス 一般交通量調査」(令和5年6月 国土交通省道路局)

表 3-2-9(2) 交通量調査結果(平日)

路線名	区間 番号	観測地点		2時間自動 上下合記			24時間自動車類 交通量上下合計(台)		
	笛万		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	大型車 混入率
	23040	千葉市美浜区 若葉町1-3地先	29, 011	8, 068	37, 079	42, 414	13, 513	55, 927	21.8%
一般国道 357 号	12000- 23050	習志野市谷津 3-30-2地先	13, 547	4, 613	18, 160	22, 150	9, 266	31, 416	25.4%
从日起 001 万	12100- 23050	千葉市美浜区 浜田 2-14-1 地先	21, 499	7, 633	29, 132	33, 674	12, 554	46, 228	26. 2%
	23060	船橋市若松 1 地先	19, 242	8, 150	27, 392	32, 244	15, 172	47, 416	29.8%
	40030	千葉市美浜区 豊砂3-1	5, 828	1, 565	7, 393	7, 705	1, 980	9, 685	21. 2%
千葉船橋海浜線	40040	-	11, 194	3, 632	14, 826	15, 247	4, 620	19, 867	24.5%
	40470	習志野市芝園 2-1	12, 653	4, 480	17, 133	17, 469	5, 661	23, 130	26.1%
	40130	_	5, 146	340	5, 486	6, 425	597	7, 022	6.2%
千葉鎌ケ谷松戸線	40140	千葉市花見川区 幕張町 4-27	12, 384	1, 221	13, 605	16, 016	2, 079	18, 095	9.0%
40160		千葉市花見川区 幕張町 4-63	1, 616	108	1, 724	1, 960	161	2, 121	6.3%
船橋我孫子線	40265	船橋市駿河台2-9	11, 735	3, 125	14, 860	15, 797	4, 115	19, 912	21.0%
船橋停車場線	41260	船橋市本町1-6-1	3, 854	703	4, 557	4, 943	936	5, 879	15.4%
	42280	習志野市藤崎 5-4	7, 700	1, 530	9, 230	10, 119	2, 065	12, 184	16.6%
長沼船橋線	42290	-	9, 422	1, 496	10, 918	12, 273	2, 139	14, 412	13. 7%
	42300	_	7, 989	1, 742	9, 731	10, 527	2, 318	12, 845	17.9%
幕張停車場線	60090	千葉市花見川区 幕張町 5-451	2, 951	414	3, 365	3, 668	538	4, 206	12.3%
津田沼停車場前原線	60570	船橋市前原西 2-13- 16	5, 049	1, 119	6, 168	6, 570	1, 448	8, 018	18.1%
船橋埠頭線	60960	船橋市湊町3-19-12	4, 991	1, 261	6, 252	6, 531	1, 597	8, 128	20.2%
津田沼停車場線	61750	習志野市津田沼 5-12	3, 593	363	3, 956	4, 471	514	4, 985	9.2%
壬 養院海绵	80010	千葉市美浜区 高浜2-2	13, 528	5, 035	18, 563	19, 058	6, 559	25, 617	27.1%
千葉臨海線	80020	千葉市美浜区 磯辺8-24	17, 369	4, 757	22, 126	23, 969	6, 565	30, 534	21.5%
磯辺茂呂町線	80160	千葉市美浜区 真砂 3-4-3	6, 201	582	6, 783	7, 874	944	8, 818	8.6%

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。

出典:「令和3年度道路交通センサス 一般交通量調査」(令和5年6月 国土交通省道路局)

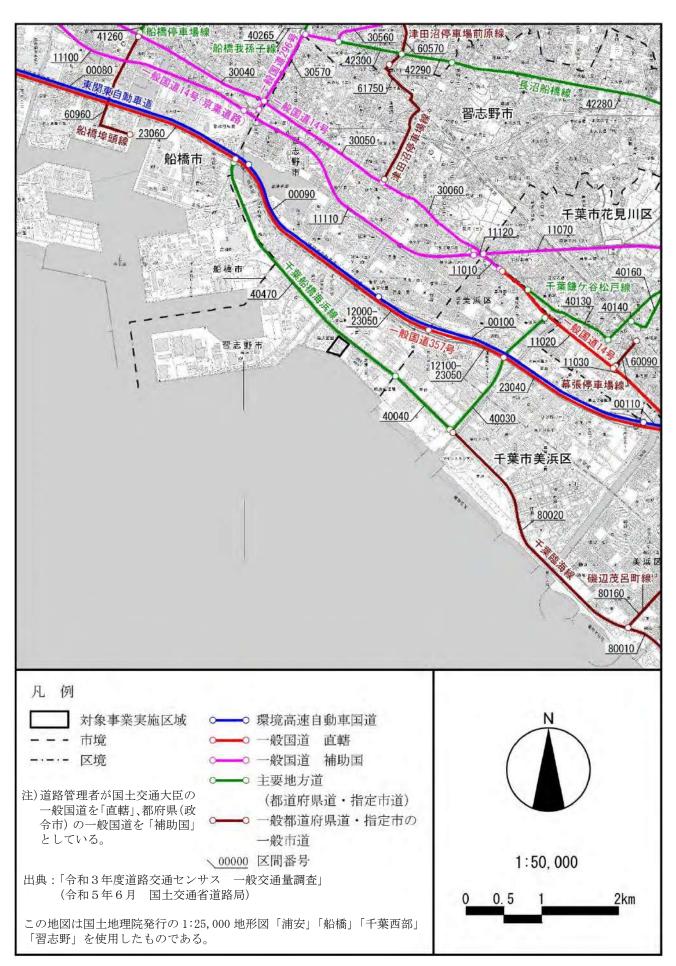


図 3-2-5 交通量調査路線図

2. 鉄道

対象事業実施区域周辺における鉄道の状況は、図 3-2-6に示すとおりである。また、平成30年度から令和4年度における駅別平均乗車人員の推移は、表 3-2-10に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、JR武蔵野線・JR京葉線の新習志野駅及び幕張豊砂駅があり、令和4年度における新習志野駅の平均乗車人員は11,330人/日である。

表 3-2-10 駅別平均乗車人員

単位:人/日

路線	駅名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
JR武蔵野線	南船橋	22, 808	22, 763	18, 027	19, 586	21, 123
JR京葉線	新習志野	13, 561	13, 295	9, 106	10, 559	11, 330
JRA·朱脉	海浜幕張	68, 378	68, 111	40, 073	43, 896	52, 058
JR京葉線	検見川浜	15, 684	15, 635	12, 187	13, 011	13, 870
	津田沼	103, 912	102, 846	76, 886	79, 799	85, 072
JR総武本線	幕張本郷	29, 796	29, 556	22, 773	23, 355	24, 874
	幕張	16, 088	15, 944	12, 191	13, 024	14, 113
京成本線						
京成千葉線	京成津田沼	52,880	52, 759	40,872	44, 463	47, 962
京成松戸線						
	大神宮下	2, 506	2, 591	2, 087	2, 308	2, 526
京成本線	船橋競馬場	10, 546	10, 465	7, 939	8,642	9, 139
不及个冰	谷津	5, 568	5, 529	4, 297	4, 508	4,878
	京成大久保	17, 575	17, 647	12, 030	14, 599	16, 402
京成千葉線	京成幕張本郷	8, 225	8, 349	6, 471	6, 922	7, 509
尔 风 Ⅰ 荣脉	京成幕張	4, 175	4, 238	3, 072	3, 504	3, 771
京成松戸線	新津田沼	34, 654	34, 221	26, 269	27, 106	29, 247

注)幕張豊砂駅は令和5年3月18日開業のため平均乗車人員のデータは存在しない。

出典:「千葉県統計年鑑 (令和元~令和5年)」(千葉県ホームページ)

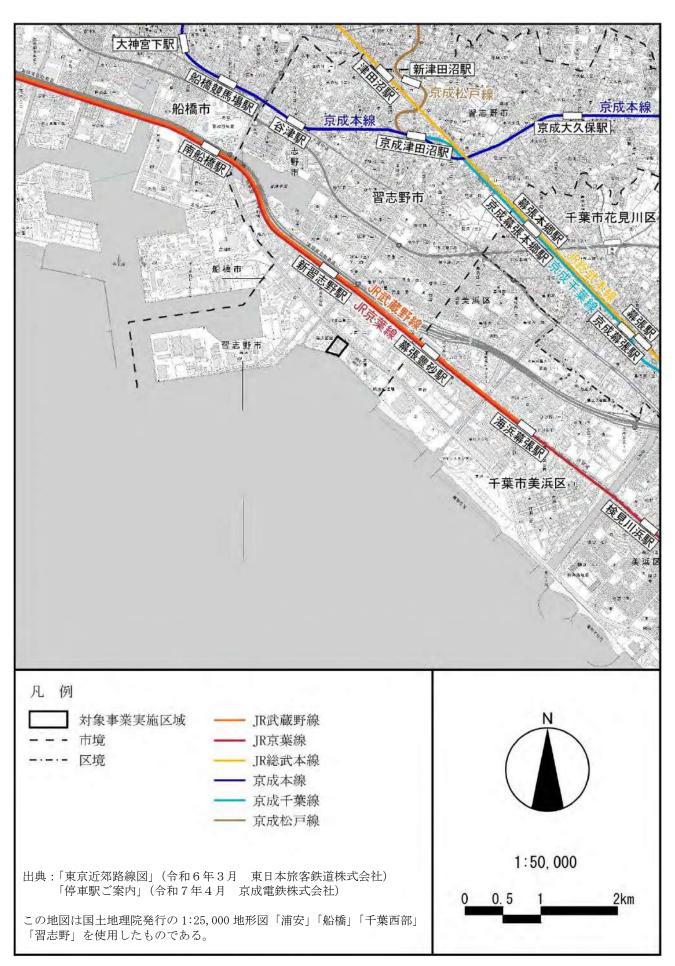


図 3-2-6 鉄道の状況

3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域周辺における、学校、医療施設その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況は、表 $3-2-11(1)\sim(7)$ 及び図 $3-2-7(1)\sim(3)$ に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の環境の保全について特に配慮が必要な施設として、北側約0.3kmの千葉工業大学新習志野キャンパスや南東側約1.4kmの千葉県総合救急災害医療センター等があげられる。住宅の配置の状況については、対象事業実施区域周辺には住宅が密集した地区はなく、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、北東側約0.9kmの本市香澄地区及び北側約1.2kmの本市秋津地区となっている。

表 3-2-11(1) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(教育施設)

区分	Ī		No.	施設名	住 所
			1	青葉幼稚園	津田沼 3-15-20
			2	大久保こども園	泉町3-2-1
			3	大久保東幼稚園	大久保 2-12-1
			4	新習志野こども園	香澄4-6-1
			5	杉の子こども園	本大久保 2-3-15
			6	袖ケ浦こども園	袖ケ浦2-5-3
	羽士熙士		7	第一くるみ幼稚園	谷津 5-20-5
	自心判川	習志野市		津田沼幼稚園	津田沼4-5-1
				習志野みのり幼稚園	藤崎 6-20-22
				藤崎幼稚園	藤崎 4-12-1
			11	みのりつくしこども園	藤崎 6-6-13
●幼稚園			12	向山こども園	谷津2-16-36
●幼作区			13	屋敷幼稚園	屋敷 2-1-1
			14	谷津幼稚園	谷津5-1-17
				磯辺白百合幼稚園	磯辺 4-14-1
			16	打瀬保育園	打瀬1-3-5
			17	幕張海浜こども園	幕張西 2-7-2
	千葉市	美浜区	18	こざくら第二幼稚園	真砂 4-17-2
			19	城徳学園いそべ幼稚園	磯辺 7-16-1
			20	幕張インターナショナルスクール	若葉3-2-9
			21	芳野学園附属幼稚園	幕張西 3-2-9
			22	恵楓幼稚園	宮本8-35-12
	船橋市		23	すずらん幼稚園	三山 3-40-8
			24	若松幼稚園	若松2-3-3
			1	秋津小学校	秋津3-1-1
			2	大久保小学校	藤崎 6 - 9 -28
			3	大久保東小学校	大久保 2-12-1
			4	香澄小学校	香澄4-6-1
			5	鷺沼小学校	鷺沼3-1-1
	22 → H4 →		6	袖ケ浦西小学校	袖ケ浦1-1-1
	習志野市		7 8	袖ケ浦東小学校 津田沼小学校	袖ケ浦 5-11-1 津田沼 4-5-2
			9	藤崎小学校	藤崎4-12-1
			_		· · · · ·
				屋敷小学校	谷津2-16-32 屋敷2-1-1
				谷津小学校 谷津小学校	
▲小学校				谷津南小学校	谷津3-1-36
				機辺小学校	磯辺 4 -16- 1
				打瀬小学校	打瀬1-3-1
	美浜区			海浜打瀬小学校	打瀬 3-3-1
			17	幕張インターナショナルスクール	若葉3-2-9
				幕張西小学校	幕張西 2-8-1
	千葉市		19	美浜打瀬小学校	打瀬 2-18-1
	1 2/2/11			上の台小学校	幕張本郷 4-8-1
				西の谷小学校	幕張本郷 3 -22-6
		花見川区	22	幕張小学校	幕張町 4-781
			23	幕張東小学校	幕張町 4-681
			24	幕張南小学校	幕張町 3 -7718
		let de termina		[日本ートページ)	1.11.00. 1.20

出典:「令和6年版 千葉県教育便覧」(千葉県ホームページ) 「私立幼稚園名簿」(千葉県ホームページ) 「認定こども園一覧」(千葉県ホームページ) 「認定こども園一覧」(千葉市ホームページ)

表 3-2-11(2) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(教育施設)

区分	Ħ	片	No.	施設名	住 所
			25	前原小学校	前原西 2 -28- 1
			26	湊町小学校	湊町1-16-5
	to the to		27	南本町小学校	
▲小学校	船橋市		28	三山小学校	三山 2-42-1
			29	宮本小学校	宮本 7-10-1
			30	若松小学校	若松 3-2-4
				第一中学校	奏の杜1-13-1
			1 2	第二中学校	実籾 1 -44- 1
			3	第三中学校	袖ケ浦4-3-1
	習志野市		4	第五中学校	藤崎 2 - 3 - 16
			5	第六中学校	屋敷 2-17-7
			6	第七中学校	香澄6-1-1
			7	東邦大学付属東邦中学校	泉町2-1-37
			8	磯辺中学校	磯辺 7-1-1
■中学校			9	打瀬中学校	打瀬 3-12-1
		美浜区	10	渋谷教育学園幕張中学校	若葉 1-3
	千葉市	J () () —	11	昭和学院秀英中学校	若葉 1-2
	1 2/4-11		12	幕張西中学校	幕張西 2 - 9 - 1
		4	13	幕張中学校	幕張町 4-45
		花見川区	14	幕張本郷中学校	幕張本郷 5 -18-1
			15	湊中学校	日の出1-1-2
	船橋市		16	宮本中学校	東船橋 7-8-1
	/44 114		17	若松中学校	若松 3-2-3
	77 (1	津田沼高等学校	秋津5-9-1
	習志野市		2	東邦大学付属東邦高等学校	泉町2-1-37
			3	磯辺高等学校	磯辺 2-7-1
			4	検見川高等学校	真砂4-17-1
A	~ ++L-	* ~ F	5	渋谷教育学園幕張高等学校	若葉 1-3
◆高等学校	千葉市	美浜区	6	昭和学院秀英高等学校	若葉 1-2
			7	千葉西高等学校	磯辺 3 −30− 3
			8	幕張総合高等学校	若葉 3-1-6
	40 55		9	中山学園高等学校	本町 3-34-10
	船橋市		10	船橋高等学校	東船橋 6-1-1
			1	千葉工業大学 津田沼キャンパス	津田沼2-17-1
	괴괴 → m⇒ →		2	千葉工業大学 新習志野キャンパス	芝園 2-1-1
	習志野市		3	日本大学生産工学部 津田沼キャンパス	
			4	日本大学生産工学部 実籾キャンパス	新栄 2-11-1
→ + 25			5	神田外語大学	若葉1-4-1
★大学・ 専門学校			6	東都大学 幕張キャンパス	ひび野1-1
子门子仪	千葉市	美浜区	7	東都大学 幕張キャンパス 2 号館	中瀬1-3幕張テク ノガーデンE棟
			8	 放送大学	若葉 2 -11
			9	千葉県立保健医療大学	若葉 2-10-1
	船橋市		10	東邦大学 習志野キャンパス	三山 2-2-1
▼その他の 教育施設	習志野市		1	習志野特別支援学校	袖ケ浦 5-11-1
47/ 11 WEBA			1	 新習志野図書館	秋津3-6-3
	習志野市		2	中央図書館	本大久保3-8-19
●図書館			3		谷津 5-16-33
	千葉市	美浜区	4	美浜図書館打瀬分館	打瀬 2-13
				大八〇目は11kg/7 は 県ホームページ)	111000 10

出典:「令和6年版 千葉県教育便覧」(千葉県ホームページ) 「図書館」(習志野市ホームページ) 「図書館・公民館図書室マップ」(千葉市図書館ホームページ)

表 3-2-11(3) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(医療・福祉施設)

区分	市		No.	施設名	住 所
<u> </u>	'	1 -	1	千葉県済生会習志野病院	泉町1-1-1
			2	津田沼中央総合病院	谷津1-9-17
	 習志野市	•	3	東京湾岸リハビリテーション病院	谷津4-1-1
	日心知山		4	習志野第一病院	津田沼 5 - 5 - 25
			5	6 公 2 分 2 分 2 分 2 分 2 分 2 分 2 分 2 分 2 分 2	谷津4-6-16
			6	自動車事故対策機構千葉療護センター	磯辺 3 -30-1
■病院			7	千葉県総合救急災害医療センター	豊砂6-1
		美浜区	8	千葉市立海浜病院	磯辺 3 -31-1
	千葉市	大侠区	9	幕張病院	幕張西 4 - 2 - 12
			10	みはま病院	打瀬1-1-5
		花見川区	11	千葉健生病院	幕張町 5 - 392 - 4
	船橋市	化允川区	12	いけだ病院	前原東1-6-4
	養護老人	+-1	14	(1) /こ7内内	削原果 1 - 0 - 4
	習志野市		1	習志野市立白鷺園	鷺沼 3-6-44
		老人ホーム		日心为中心是國	鳥伯 5 - 0 -44
	付別食護	七八小一五	2	サンクレール谷津	谷津4-6-10
			3	サンクレール台拝 セイワ習志野	秋津3-5-3
	 習志野市		4	マイホーム習志野	
	自心判川		5	ゆいまーる習志野	秋津3-5-1
			6		
	千葉市	花見川区	7	お光苑習志野ローズ館 桐花園	
	丁柴川	化兄川区	8		幕張町 3 -2362-2
	船橋市		9	ノテ南船橋 三山園	若松 2 - 3 -51
	加拉索羊	州城宏美刑企藩 老人			三山2-3-2
	型 型 型 型 表 野 市			施設(小規模特別養護老人ホーム)	16/# 0 F 1
	千葉市 千葉市	花見川区	10 11	ゆいまーる習志野 きさらぎ荘	秋津3-5-1 幕張町3-2273
		化兒川區 保健施設	11	さららされ	希坂町 3-2213
	月喪七八	体医旭苡	12	あっとほーむ習志野	大久保4-2-11
	習志野市	•	13	ケアセンター習志野	秋津3-5-2
	千葉市	花見川区	14	まくはりの郷	幕張町 5 -405- 2
◆福祉施設	船橋市	化兄川区	15	前原苑	前原東1-6-4
▼佃畑旭政		ホーム(ケ			刑/5/末1-0-4
	牲貝七八	, M : A (7)	16	ノヘ) ヴィラ清和	秋津3-5-3
	習志野市	•	17	ケアハウス習志野	
	- 	花見川区			- - - - - - - - - -
				- 何化園 ス付き高齢者向け住宅は除く)	イチンドゥ」 O -2902- Z
	1917七八	, M : A () '	19	へ付き	藤崎 4-1-5
			20	ウェルケアテラス谷津	谷津4-7-34
			21	お年寄りお世話の家	藤崎 3 -12-14
	 習志野市		22	そんぽの家 京成大久保	大久保 2 - 9 - 30
	日心知山		23	そんぽの家 津田沼	藤崎 4-10-18
			24	らくらくホーム大久保	屋敷 3 - 1 -12
			25	リハビリホームボンセジュール谷津	
		美浜区	26	パークウェルステイト幕張ベイパーク	若葉 3 - 1 -23
		大铁凸	27	アズハイム千葉幕張	幕張町 3 -876- 3
			28	グッドタイムナーシングホーム・幕張	幕張本郷 2-15-8
	千葉市	花見川区	29	さくらの郷幕張	幕張町 5 -417-292
		16元川凸	30	サニーライフ幕張	幕張本郷 3 - 3 - 12
			31	リーーノイノ 辞版 シニア町内会癒しのまくはり館	幕張平5-370-4
L 出典:「医療情	±n -> 1 (<u> </u> 			# 110 010 任

出典:「医療情報ネット (ナビィ)」(厚生労働省)
「病院名簿」(千葉県ホームページ)
「社会福祉施設等一覧表 (令和6年度)」(千葉県ホームページ)
「高齢者の福祉施設」(習志野市ホームページ)
「高齢者向けの施設と住宅についてご紹介します。」(習志野市ホームページ)
「千葉市内の介護施設等一覧」(千葉市ホームページ)

[「]高齢者施設等の案内」(船橋市ホームページ)

表 3-2-11(4) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(医療・福祉施設)

区分	市		No.	施設名	住 所	
	有料老人ホーム(サ		ービス付き高齢者向け住宅は除く)			
			32	ブロッサムビレッジ幕張	幕張町 5-417-73	
			33	ベストライフ幕張	幕張本郷 2-15-22	
	千葉市	花見川区	34	ホームステーションらいふ幕張本郷	幕張本郷 1-15-1	
			35	幕張の丘	幕張本郷 2-16-16	
			36	幕張やわらぎ苑	幕張本郷 1 -14-20	
	船橋市		37	カイト	前原西 3-10-21	
			38	家族の家ひまわり船橋	東船橋 5 -17-10	
			39	グルウプリビング礎 3	若松 2-6-1-103	
			40	グルウプリビング礎 5	三山 8-12-20	
			41	ブレスト船橋壱番館	南本町 6-15	
◆福祉施設			42	マルミ南本町つつじの郷	南本町 21-21	
			43	リアンレーヴ東船橋	宮本4-12-39	
	老人憩の家					
	船橋市		44	船橋市老人憩の家	浜町2-1-15	
			45	船橋市老人憩の家	三山 2-42-3	
			46	船橋市老人憩の家	若松 2-3-6	
	老人福祉センター					
	習志野市		47	習志野市立老人福祉センター さくらの家	秋津3-4-1	
	船橋市		48	船橋市南老人福祉センター	湊町 1 -11-19	
	老人介護支援センター			(在宅介護支援センター)	17. 1 1 11 10	
	船橋市	- ***	49	湊町在宅介護支援センター	湊町 2-11-3	

出典:「社会福祉施設等一覧表(令和6年度)」(千葉県ホームページ)

「高齢者の福祉施設」(習志野市ホームページ) 「高齢者向けの施設と住宅についてご紹介します。」(習志野市ホームページ) 「千葉市内の介護施設等一覧」(千葉市ホームページ) 「高齢者施設等の案内」(船橋市ホームページ)

表 3-2-11(5) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(保育施設)

●保育施設 1 青葉保育園 津田沼3-14-17 2 青葉外推園 津田沼3-15-20 3 秋津保育所 秋津3-8-1 5 7×2 りかなでのもり保育園 秦の杜2-1-1 5 7×2 りかなでのもり第二保育園 秦の杜2-1-1 5 7×2 りかなでのもり第二保育園 秦の杜2-1-1 7 人久保2-5 七 人久保2-7 7 7 人父保2-7 7 7 人父保全国 香港4-1-1 9 第田みのり保育園 李田沼4-6-6 9 中本ブルデン薬の社園 李田沼4-6-6 7 4 京淮のほいくえん 日の中入津田沼ザ・タワー 15 サンライズキッズ保育園 秦の杜1-12-13 16 サンライズキッズ保育園 秦の杜1-12-13 17 サンライズキッズ保育園 李田沼4-10-1 18 新習志野こども園 香港4-6-1 19 移の子とども園 香港4-6-1 19 移の子とども園 香港4-6-1 19 移の子とども園 本人久保2-3-15 20 文ェイスセレソンスポーツ保育園 大久保2-3-15 21 柚ケ油2-5 12 4 しまわり保育園3-14 22 25 しまわり保育園3-14 大久保4-12-3 25 しまわり保育園3-14 日本人久保4-12-3 27 0まわり保育園3-14 日本人久保4-12-3 28 藤崎2-5 6 10 10 10 10 10 10 10	区分	Ħ	†	No.	施設名	住 所
●保育施設 2 再薬幼稚園 津田23-15-20 秋津3-8-1 4 アスタかなでのもり保育園 奏の杜2-1-1 5 アスタかなでのもり保育園 奏の杜1-3-31 6 大久保ととも園 泉町3-2-1 7 大久保みとも園 泉町3-2-1 7 大久保みのり保育園 大久保2-7-7 8 かすみ保育園 大久保2-7-7 8 かすみ保育園 本大久保2-7-7 8 かすみ保育園 本世2-19-5 大久保2-7-7 8 かすみ保育園 本大久保2-19-5 大久保2-7-7 10 キッズガーデン奏の比園 津田24-6-6 10 キッズガーデン棒の比園 本大久保4-1-4 13 カーナー・カード・カード・カード・カード・カード・カード・カード・カード・カード・カー		,,,		1		津田沼3-14-17
■ 保育施設 ■ 保育施設 ■ 保育施設 ● 保育施設 ● 保育施設 ■ 大水保 2-1-1 5 アスクかなでのもり第一保育園 奏の社 1-3-31 6 大久保 2-1 日				2		
●保育施設 ●保育施会 ・大久保 1-20-19 26 ひまわり保育園 3-rd 大久保 1-20-19 27 次表 2-20-19 28 藤崎 2-219 29 藤崎とでども園 藤崎 4-20-3 藤崎 3-2-19 30 ブレーメン連田沼保育樹 津田沼 2-9-1 31 オイン・エン・ルースール オ大久保 4-1-4 32 本大久保第二条育所 森大久保 4-5-1 33 みのりつくしこども園 藤崎 4-20-3 藤崎 4-20-3 藤崎 3-2-19 34 大人と発育 3-11-3-3 35 育山上ごも園						
●保育施設 5				_		
●保育施設 ●保育を						
本のでは、				6		
●保育施設 ・会社の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表						-
10 キッズガーデン奏の社園				8	かすみ保育園	香澄4-1-1
11				9	菊田みのり保育園	津田沼4-6-6
●保育施設 12 C00本大久保保育園 本大久保 4-1-4 13 ク=ナ麥の社保育園 奏の社3-10-7 京進のほいくえん 14 HOPPA 津田沼ザ・タワー 15 サンライズキッズ保育園寮の社園 津田沼4-11-11 16 サンライズキッズ保育園園 津田沼4-11-11 17 サンライズキッズ保育園園 本大久保 2-3-15 18 新習志野ごども園 本大久保 2-3-15 20 スマイスセレソンスポーツ保育園 本大久保 2-3-15 21 袖ケ浦ごども園 本大久保 2-3-15 22 そらまめ保育園かなでの社 奏の社 3-14-9 23 そらまめ保育園かなでの社 奏の社 3-14-9 24 ひまわり保育園 1 大久保 1-20-19 25 ひまわり保育園 2 大久保 1-21-14 25 ひまわり保育園 3 rd 大久保 1-21-14 25 ひまわり保育園 3 rd 大久保 1-20-19 26 ひまわり保育園 3 rd 大久保 1-20-19 27 ひまわり保育園 3 rd 本大久保 4-20-3 28 藤崎子びぼし保育園 幕時高 4-20-3 29 藤崎みびぼし保育園 津田沼 2-9-1 30 ブレーメン津田沼保育園 津田沼 2-9-1 31 ポビンズナーリースクール イオンモール津田沼 津田沼 1-23-1 22 本大久保第二保育所 本大久保 4-5-1 33 みのりつくしこども園 薄高 1-4-16 35 向山こども園 第6-6-6-13 34 明徳そでにの保育園 今津 2-16-36 表でにの保育園 今津 2-10-36 36 社の子保育園 奈津 1-14-16 35 向山こども園 第2-10-41 37 会津保育所 今津 3-1-13 34 明徳そでにの保育園 第長新都心 黄河 1-14-16 35 内山こども園 第2-20-2 37 会津保育所 今津 3-1-13 36 全津のり保育園 第長新都心 豊砂 1-1 47 エジジュソリール保育園 再展新報 中瀬 1-3 47 インゆめみらい保育園 事展新都心 豊砂 1-1 47 オンジュソリール保育園 再展幕張園 ひび野 1-6-2 47 海浜幕張国際大通り 中瀬 1-3 57 スク海浜幕張保育園 1 いび野 1-6-2 47 オンジュソリール保育園 海浜幕張 中瀬 1-3 57 スク海浜幕張保育園 7 いび野 1-6-2				10	キッズガーデン奏の杜園	奏の杜 2-19-5
●保育施設 ■				11	キッズガーデン津田沼園	谷津2-9-18
●保育施設 ・大久保1-21-14 ・大久保1-20-19 ・大保1-20				12	C00 本大久保保育園	本大久保4-1-4
●保育施設 ●保育施数 ●保育施数 ●保育施数 ●保育施数 ●保育施数 ●保育施数 ●保育施数 ・保育施数 ・保育施益の ・保育施数 ・保育施数 ・保育施数 ・保育施数 ・保育施数 ・保育施数 ・保育施数 ・保育施数 ・保育施益の ・保育施数 ・保育・1-1-1-1 ・保育・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・				13		奏の杜3-10-7
●保育施設 ●保育園 3rd 本大久保1-20-19 本大久保1-20-19 ・本大久保4-12-3 ・でまわり保育園 3rd 本大久保4-12-3 ・でまわり保育園 第藤崎4-01-19 ・藤崎2-01-19 ・神田沼2-9-1 ・ボビンズナーサリースクール ・オン・エール津田沼 ・本大久保第二保育所 本大久保4-5-1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				14		谷津 1 -15-22
●保育施設 ・でまかり保育園 ・ 本大久保1-20-19 本大久保4-12-3 ②でまかり保育園 ・ 藤崎4-20-3 展飾4-20-3 展藤崎4-20-3 フレーメン津田沼保育園 ・ 津田沼 2-9-1 オンジュアリースクール イオンモール津田沼 ・本大久保4-5-1 第1 日曜・大久保4-5-1 展飾3-2-19 ・本大久保第二保育園 ・ 本大久保4-5-1 第2 本大久保第二保育所 ・ 本大久保4-5-1 第3 みのりつくしこども園 ・ 藤崎6-6-13 34 明徳・でにの保育園 ・ 管沼1-14-16 35 向山こども園 ・ 谷津2-16-36 ・社の子保育園 ・ 谷津2-16-36 ・社の子保育園 ・ 谷津2-17-10 ・谷津4-6所 ・ 谷津3-1-11 ・谷津4-6所 ・ 谷津3-1-11 ・谷津4-71-10 ・谷津4-71-10 ・谷津2-5-6 ・日が、・日が、・日が、・日が、・日が、・日が、・日が、・日が、・日が、・日が、				15		
■				16		
図志野市 20				-		
●保育施設 ●保育園 2nd 大久保1-21-14 25 ひまわり保育園 2nd 大久保1-20-19 本大久保4-12-3 27 ひまわり保育園 3nd 本大久保4-12-3 27 ひまわり保育園 場路・20-19 基齢・2-19 28 藤崎よども園 藤崎 3-2-19 基齢・3-2-19 基神の子のほし保育園 津田沼 2-9-1 オピンズナーサリースクール オンモール津田沼 オインモール津田沼 第福1-14-16 33 みのりつくしこども園 第福1-14-16 34 明徳そでにの保育園 第福1-14-16 35 向山こども園 祭神と-17-10 37 谷津保育所 谷津 2-16-36 40 子保育園 谷津 2-16-36 表の社 2-17-10 37 谷津保育所 谷津 2-20-2 38 谷津南保育所 谷津 3-1-13 39 谷津みのり保育園 校津 2-5-6 40 リトルガーデンインターナショナル 新漢 2-2-1 新習志野保育園 秋津5-5-6 中瀬1-3 中瀬1-3 中瀬1-3 中瀬1-3 大次修り-1-1 45 打瀬保育園 幕張新都心 豊砂・1-1 45 打瀬保育園 神飛の手張蘭 野駅新都・ 豊砂・1-1 46 オンジュソリール保育園 海張幕張園 ひび野 1-6-2 オンジュソリール保育園 海浜幕張園 ひび野 1-6-2 オンジュソリール保育園 海浜幕張園 ひび野 1-6-2				-		
●保育施設 ・大久保1-20-19				-		
●保育施設 ②2 そらまめ保育園かなでの杜 奏の杜3-14-9 23 そらまめ保育園				-		
●保育施設 - 保育施設 - 保育 保育		習志野市				
●保育施設 ②4				-		
●保育施設 ●保育施設 25						
●保育施設 26 ひまわり保育園 3 rd 本大久保 4-12-3 27 ひまわり保育園 Sola 谷津6-16-19 28 藤崎こども園 藤崎 3-2-19 29 藤崎みつぼし保育園 藤崎 3-2-19 30 ブレーメン津田沼保育園 津田沼 2-9-1 31 ポピンズナーサリースクール オコ・23-1 32 本大久保第二保育所 本大久保 4-5-1 33 みのりつくしこども園 藤崎 6-6-13 34 明徳そでにの保育園 第沼 1-14-16 35 向山こども園 第沼 1-14-16 35 向山こども園 祭の社 2-17-10 37 谷津保育所 谷津 2-20-2 38 谷津南保育所 谷津 2-5-6 40 リトルガーデンインターナショナル 新習志野保育園 大津5-5-6 40 リトルガーデンインターナショナル 新習志野保育園 大津5-5-6 41 ロゼッタ保育園 秋津5-5-6 42 AIAI NURSERY 海浜幕張 中瀬1-3 43 アスク海浜幕張保育園 中瀬1-3 44 イオンゆめみらい保育園 幕張新都心 豊砂1-1 45 打瀬保育園 中瀬1-3 44 イオンゆめみらい保育園 幕張新都心 豊砂1-1 45 打瀬保育園 中瀬1-3 47 インジュソリール保育園海浜幕張園 ひび野1-6-2 47 オンジュソリール保育園 48 オンジュソリール保育園海浜幕張園 ひび野1-7				-		
27	●保育施設			_		
28 藤崎こども園 藤崎4-20-3 藤崎3-2-19 藤崎3-2-19 藤崎3-2-19 藤崎3-2-19 津田沼2-9-1 津田沼2-9-1 津田沼1-23-1 津田沼1-23-1 津田沼1-23-1 津田沼1-23-1 津田沼1-23-1 津田沼1-23-1 津田沼1-23-1 津田沼1-23-1 北大久保第二保育所 本大久保4-5-1 藤崎6-6-13 藤崎6-6-13 東崎6-6-13 東高1-14-16 表 中本日本の子保育園 本津2-10-36 本津2-20-2 表 日本の子保育園 本津2-10-36 本津2-20-2 表 日本の子保育園 日本日本の子保育園 日本日本の子保育園 日本日本の子保育園 日本日本の子保育園 日本日本の子保育園 日本日本の子保育園 中瀬1-3 日本日本の子保育園 中瀬1-3 日本日本の子保育園 中瀬1-3 日本日本の子保育園 中瀬1-3 日本日本の子保育園 中瀬1-3 日本日本の子保育園 日本日本の子本の子内・日本	- 11 17 AERA			-		
29 藤崎みつぼし保育園 藤崎 3 - 2 - 19 30 ブレーメン津田沼保育園 津田沼 2 - 9 - 1 31 ポピンズナーサリースクール 津田沼 1 - 23 - 1 32 本大久保第二保育所 本大久保 4 - 5 - 1 33 みのりつくしこども園 藤崎 6 - 6 - 13 34 明徳そでにの保育園 鷺沼 1 - 14 - 16 35 向山こども園 奈本投 2 - 16 - 36 16 社の子保育園 奈本投 2 - 17 - 10 37 谷津保育所 谷津 2 - 10 - 2 38 谷津のり保育園 谷津 2 - 5 - 6 40 リトルガーデンインターナショナル 新習志野保育園 谷津 2 - 5 - 6 41 ロゼッタ保育園 秋津 5 - 5 - 6 41 ロゼッタ保育園 秋津 5 - 5 - 6 42 AIAI NURSERY 海浜幕張 中瀬 1 - 3 中瀬 1 - 3 1 3 44 イオンゆめみらい保育園 幕張新都心 豊砂 1 - 1 45 打瀬保育園 打瀬 1 - 3 - 5 46 オンジュソリール保育園 本浜幕張園 丁が野 1 - 6 - 2 イアが野 1 - 6 - 2 47 本のジュソリール保育園 本浜幕張園 カンジュソリール保育園 カンジュソリール保育園 カンジュソリール保育園 カンジュソリール保育園 カンジュソリール保育園 カンジョスリール保育園 カンジュソリール保育園 カンジョスリール保育園 カング野 1 - 6 - 2 カンジョスリール保育園 カング野 1 - 6 - 2 カンジョスリール保育園 カンズ 1 - 6 - 2 カンジョスリール保育園 カング野 1 - 6 - 2 カンジョスリール保育園 カング野 1 - 6 - 2 カング 1 - 6 - 2						
30 ブレーメン津田沼保育園 津田沼 2-9-1						
31						
33 みのりつくしこども園 藤崎 6-6-13				31	ポピンズナーサリースクール	津田沼 1-23-1
34				32	本大久保第二保育所	本大久保4-5-1
35 向山こども園 谷津2-16-36 表の杜2-17-10 37 谷津保育所 谷津2-20-2 38 谷津南保育所 谷津3-1-13 39 谷津みのり保育園 谷津2-5-6 40 リトルガーデンインターナショナル 新習志野保育園 秋津5-5-6 41 ロゼッタ保育園 秋津5-5-6 42 AIAI NURSERY 海浜幕張 中瀬1-3 43 アスク海浜幕張保育園 中瀬1-3 44 イオンゆめみらい保育園 幕張新都心 豊砂1-1 45 打瀬保育園 打瀬1-3-5 46 オンジュソリール保育園海浜幕張園 ひび野1-6-2 インジュソリール保育園海浜幕張園 ひび野1-7 インジュソリール保育園海浜幕張 ひび野1-7 インジュソリール保育園海浜幕張 日本ので野1-6-2 インジュソリール保育園海浜幕張 日本ので野1-6-2 イスので野1-7 イスので野1-7 イスので野1-7 イスので野1-7 イスので野1-6-2 イスので野1-7 イスので野1-6-2 イスので野1-7 イスので野1-6-2 イスので野1-6-2				33		
36 杜の子保育園 秦の杜2-17-10 37 谷津保育所 谷津2-20-2 38 谷津南保育所 谷津3-1-13 谷津3-1-13 39 谷津みのり保育園 谷津2-5-6 40 リトルガーデンインターナショナル 茜浜2-2-1 新習志野保育園 秋津5-5-6 41 ロゼッタ保育園 秋津5-5-6 42 AIAI NURSERY 海浜幕張 中瀬1-3 43 アスク海浜幕張保育園 中瀬1-3 44 イオンゆめみらい保育園 幕張新都心 豊砂1-1 45 打瀬保育園 打瀬1-3-5 大変ュソリール保育園海浜幕張園 ひび野1-6-2 オンジュソリール保育園 次び野1-6-2 オンジュソリール保育園 オンジュソリール保育園 カボ野1-6-2 オンジュソリール保育園 カボ野1-6-2				-		
37 谷津保育所 谷津 2-20-2 38 谷津南保育所 谷津 3-1-13 39 谷津みのり保育園 谷津 2-5-6 40 リトルガーデンインターナショナル 茜浜 2-2-1 41 ロゼッタ保育園 秋津 5-5-6 42 AIAI NURSERY 海浜幕張 中瀬 1-3 43 アスク海浜幕張保育園 中瀬 1-3 44 イオンゆめみらい保育園 幕張新都心 豊砂 1-1 45 打瀬保育園 打瀬 1-3-5 46 オンジュソリール保育園海浜幕張園 ひび野 1-6-2 47 オンジュソリール保育園 カび野 1-7 48 オンジュソリール保育園海浜幕張 Park アンび野 1-6-2 47 オンジュソリール保育園海浜幕張 Park アンび野 1-6-2						
38 谷津南保育所				-		
39 谷津みのり保育園 谷津2-5-6 40 リトルガーデンインターナショナル 茜浜2-2-1 新習志野保育園 秋津5-5-6 41 ロゼッタ保育園 秋津5-5-6 42 AIAI NURSERY 海浜幕張 中瀬1-3 43 アスク海浜幕張保育園 中瀬1-3 44 イオンゆめみらい保育園 幕張新都心 豊砂1-1 45 打瀬保育園 打瀬1-3-5 46 オンジュソリール保育園海浜幕張園 ひび野1-6-2 イアジュソリール保育園 カンジュソリール保育園 カンジュソリール保育園 カンジュソリール保育園 カンジュソリール保育園 カンジュソリール保育園 カンジュソリール保育園海浜幕張 Park アンジョフリール保育園海浜幕張 Park カンジュソリール保育園海浜幕張 Park カンジュソリール保育園海浜幕張 Park カンジュソリール保育園海浜幕張 Park カンジョン・ロール保育園海浜幕張 カンジョン・ロール保育園 カンジョン・ロール						
40リトルガーデンインターナショナル 新習志野保育園茜浜 2-2-141ロゼッタ保育園秋津 5-5-642AIAI NURSERY 海浜幕張 中瀬 1-3中瀬 1-343アスク海浜幕張保育園 44中瀬 1-344イオンゆめみらい保育園 45打瀬 1-3-546オンジュソリール保育園 海浜幕張国際大通りひび野 1-6-247オンジュソリール保育園 海浜幕張国際大通りひび野 1-7						
40新習志野保育園茜浜 2-2-141ロゼッタ保育園秋津 5-5-642AIAI NURSERY 海浜幕張中瀬 1-343アスク海浜幕張保育園中瀬 1-344イオンゆめみらい保育園 幕張新都心豊砂 1-145打瀬保育園打瀬 1-3-546オンジュソリール保育園海浜幕張園ひび野 1-6-247オンジュソリール保育園ひび野 1-748オンジュソリール保育園海浜幕張 Parkなび野 1-6-2				39		谷津2-5-6
42AIAI NURSERY 海浜幕張中瀬1-343アスク海浜幕張保育園中瀬1-344イオンゆめみらい保育園 幕張新都心 豊砂1-145打瀬保育園打瀬1-3-546オンジュソリール保育園海浜幕張園ひび野1-6-247オンジュソリール保育園海浜幕張 Parkひび野1-748オンジュソリール保育園海浜幕張 Parkなび野1-6-2					新習志野保育園	
43アスク海浜幕張保育園中瀬1-344イオンゆめみらい保育園 幕張新都心 豊砂1-145打瀬保育園打瀬1-3-546オンジュソリール保育園海浜幕張園ひび野1-6-247オンジュソリール保育園海浜幕張 Parkひび野1-748オンジュソリール保育園海浜幕張 Parkなび野1-6-2				_		
千葉市44 イオンゆめみらい保育園 幕張新都心 豊砂1-1 45 打瀬保育園 打瀬1-3-5 46 オンジュソリール保育園海浜幕張園 ひび野1-6-2 47 本ンジュソリール保育園 次び野1-748 オンジュソリール保育園海浜幕張 Park イング野1-6-2		千葉市	4 4 4 美浜区 4			
千葉市45打瀬保育園打瀬1-3-5美浜区46オンジュソリール保育園海浜幕張園ひび野1-6-247オンジュソリール保育園海浜幕張国際大通りひび野1-748オンジュソリール保育園海浜幕張 Parkひび野1-6-2						
千葉市美浜区46オンジュソリール保育園海浜幕張園ひび野 1-6-247オンジュソリール保育園 海浜幕張国際大通りひび野 1-748オンジュソリール保育園海浜幕張 Park オンジュソリール保育園海浜幕張 Parkひび野 1-6-2						
47オンジュソリール保育園 海浜幕張国際大通りひび野 1 - 748オンジュソリール保育園海浜幕張 Park イルバ野 1 - 6 - 2						
47 海浜幕張国際大通り 48 オンジュソリール保育園海浜幕張 Park 70人が野 1-6-2						•
48 オンジュソリール保育園海浜幕張 Park 7 NA THE 1 - 6 - 2				47	1 11 11 11 11	ひび野1-7
				10		て
出典:「社会福祉施設等一覧表(令和6年度)」(千葉県ホームページ)					Side	

出典:「社会福祉施設等一覧表(令和6年度)」(千葉県ホームページ) 「認可保育所一覧」(習志野市ホームページ) 「ちばしのマップ」(千葉市ホームページ)

表 3-2-11(6) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(保育施設)

区分	-	市	No.	施設名	住 所
———			49	キッズガーデン海浜幕張保育園	ひび野 2-1-1
			50	Kids Resort UTASE	打瀬2-3
				京進のほいくえん	-
			51	HOPPA 幕張ベイタウン	打瀬1-2-1
			52	京進のほいくえん HOPPA 幕張ベイパーク	若葉 3-1-18
			53	第2幕張海浜保育園	ひび野 2-110
			54	ChaCha Children Makuhari	打瀬 2-18-2
			55	チューリップのおうちえん	磯辺 5 −10− 1
			56	幕張海浜こども園	幕張西 2-7-2
		美浜区	57	真砂第三保育所	真砂 5-44-1
			58	美浜ナーサリーささえ愛	磯辺 6-3-10
			59	美波保育園	真砂4-3-5
			60	みらいつむぎ保育園海浜	ひび野1-9
			61	みらい保育園	打瀬 3-11-3
			62	もみじ保育園	磯辺 5 −14− 5
			63	リトルガーデンインターナショナル 海浜幕張認可保育園	中瀬2-6-1
			64	リトルガーデンインターナショナル 幕張ベイパーク保育園	若葉 3-1-39
			65	AIAI NURSERY 幕張	幕張町 5 -187- 1
			66	泉保育園	幕張本郷 6-21-20
			67	オンジュソリール保育園幕張駅北口園	幕張町6-112-1
			68	かえで保育園幕張駅前	幕張町 6-115-1
			69	かえで保育園幕張本郷	幕張本郷 1 - 7 - 11
	千葉市		70	かえで保育園幕張本郷6丁目	幕張本郷 6-21-23
●保育施設			71	キートスチャイルドケア幕張本郷	幕張本郷 7-5-1
			72	キッズスペース・ウィーピー幕張本郷	幕張本郷 2-6-4
		花見川区	73	Kid's Patio まくはり園	幕張町 5 -498-2
			74	キッズフィールド幕張みなみ園	幕張町 5-417-222
			75	京進のほいくえん HOPPA 幕張本郷駅前	幕張本郷 2 - 3 -15
			76	京進のほいくえん HOPPA 幕張町5丁目	幕張町 5 -392- 5
			77	スクルドエンジェル保育園幕張園	幕張町2-1411-2
			78	チャイルドケアセンタープレイディア	幕張本郷 1 - 3 -22
			79	ほしぞらの丘 星のおうち幕張	幕張本郷 7-28-1
			80	<u> </u>	幕張町 4 -586- 1
			81 82	ほのぼのたんぽぽほいくえん	幕張本郷 1 -20-11 幕張本郷 1 -20- 9
			83	幕張いもっこ保育園	幕張平和 1 -20-9 幕張町 4 -608-1
			84	幕張いものこ保育園分園	幕張町4-607-1
			85	幕張第一保育所	幕張町 5 -417-260
			86	幕張第二保育所	幕張町 4 -636
			87	幕張第三保育所	幕張町 3 -7730-5
			88	幕張本郷きらきら保育園	幕張本郷 5-8-8
			89	幕張本郷すきっぷ保育園	幕張本郷 6 -27-10
			90	幕張本郷ナーサリー	幕張本郷 2 -21-1
			91	幕張本郷なないろ保育室	幕張本郷 2-8-9
			92	幕張本郷ひだまり園	幕張本郷 1 - 9 - 25
			93	マミー&ミー幕張園	幕張町4-805-1
			94	みどり保育園	幕張町 2-972
			O.E.	リトルガーデンインターナショナル	黄涯大郷の の の
			95	幕張本郷認可保育園	幕張本郷 3-2-9
111 Th	T 1 TF = 11 Fe/e	野台士: / △ 払o	c左齿)」(千葉県ホームページ)	.

出典:「社会福祉施設等一覧表(令和6年度)」(千葉県ホームページ) 「ちばしのマップ」(千葉市ホームページ)

表 3-2-11(7) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(保育施設)

区分	市	No.	施設名	住 所
	船橋市	96	AIAI NURSERY 宮本	宮本3-9-4
		97	京進のほいくえん HOPPA 津田沼園	前原西2-7-9
		98	たちばな保育園きらきら館	前原西 2-24-10
		99	浜町保育園	浜町1-1-1
		100	船橋ピコレール保育園	宮本2-6-26
●保育施設		101	前原ひまわり保育園	前原西 4-18-19
●休月施設		102	まなびの森保育園船橋競馬場駅前	宮本9-1-11
		103	湊町保育園	湊町1-16-23
		104	南船橋保育園	若松 2-3-15
		105	宮本第二保育園	宮本8-9-10
		106	りりぱっとナーサリー津田沼園	前原西 2-44-10
		107	若松保育園	若松 2-6-3

出典:「社会福祉施設等一覧表(令和6年度)」(千葉県ホームページ) 「認可保育所等の一覧」(船橋市ホームページ)

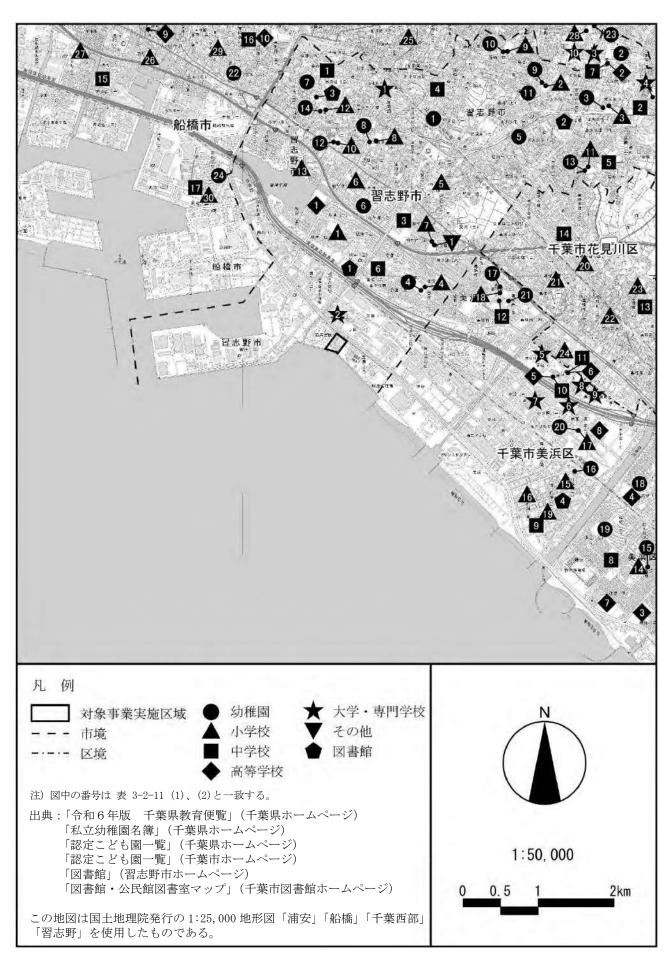


図 3-2-7(1) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(教育施設)

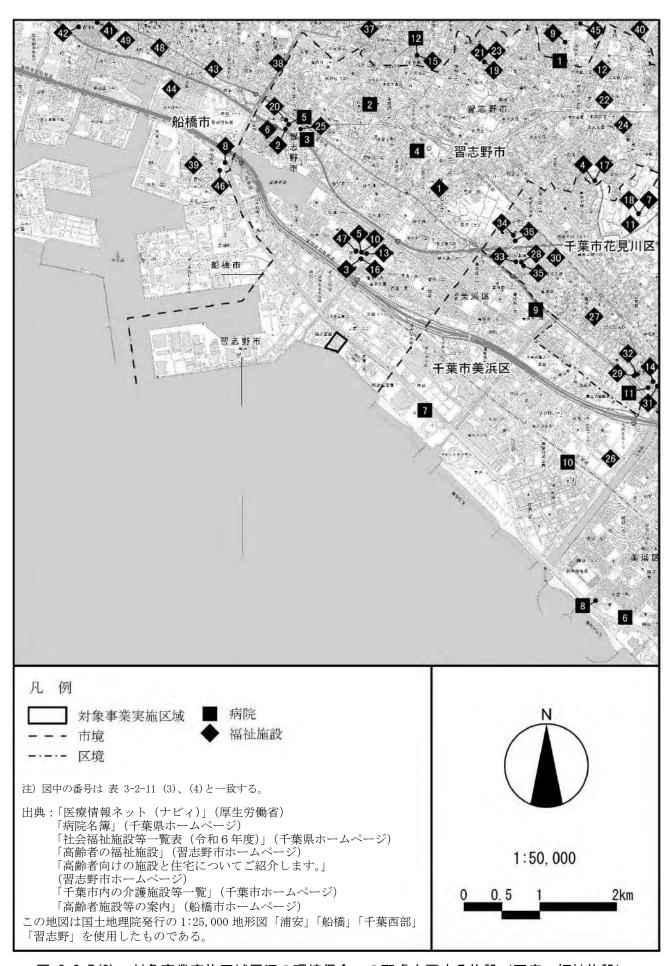


図 3-2-7(2) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(医療・福祉施設)

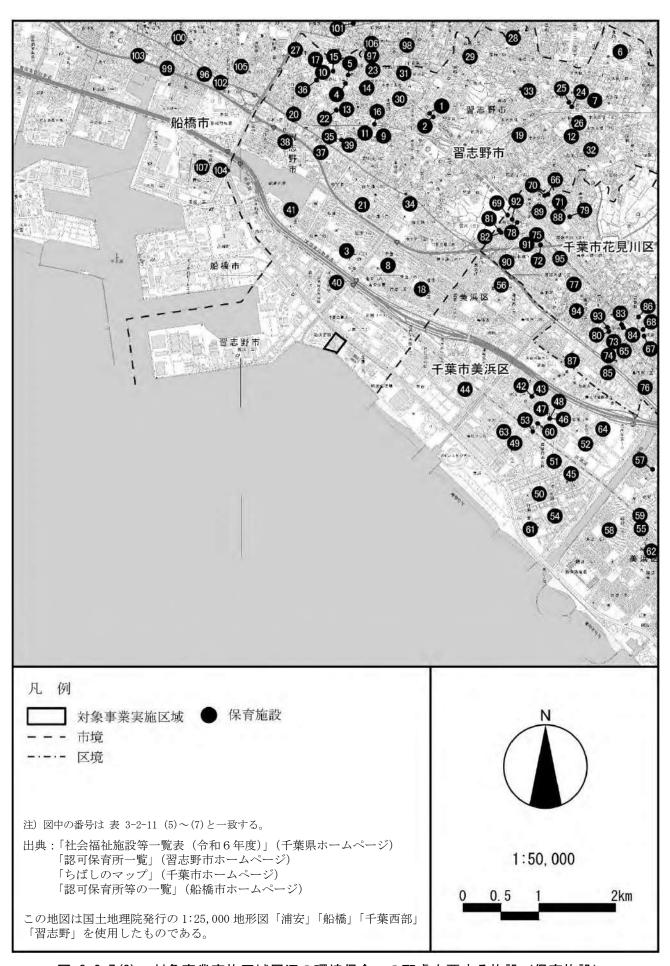


図 3-2-7(3) 対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(保育施設)

3-2-7 下水道の整備の状況

本市及び周辺市の令和4年度における公共下水道の普及状況は、表 3-2-12に示すとおりである。 また、本市における公共下水道の普及状況の推移は、表 3-2-13に示すとおりである。

本市の令和4年度の公共下水道整備率は面積比で79.7%、普及率は人口比で95.6%である。

表 3-2-12 公共下水道普及状況 (令和4年度)

市	行政 面積 (ha)	区域 人口 (千人)	全体 計画 面積 (ha)	汚水 整備 面積 (ha)	処理 人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
習志野市	2, 097	175. 0	2, 036	1, 622	167. 3	79. 7	95. 6
千葉市	27, 176	977. 1	13, 191	12, 299	952. 3	93. 2	97. 5
船橋市	8, 562	647.6	7, 110	5, 138	588.6	72. 3	90. 9

- 注1)人口は「住民基本台帳」による令和5年3月31日現在の数値である。
- 注2) 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による2022(令和4)年10月1日 現在の数値である。
- 注3)端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

出典:「千葉県統計年鑑(令和5年)」(千葉県ホームページ)

表 3-2-13 習志野市の公共下水道普及状況の推移

	行政	区域	全体	汚水	処理		
年度	面積 (ha)	人口 (千人)	計画 面積 (ha)	整備 面積 (ha)	人口 (千人)	整備率(面積比%)	普及率(人口比%)
平成30年度	2, 097	173. 4	2,036	1,610	164.8	79. 1	95. 1
令和元年度	2, 097	174. 0	2,036	1,617	165.8	79. 4	95. 3
令和2年度	2, 097	175. 3	2,036	1,619	167. 4	79. 5	95. 5
令和3年度	2, 097	175. 1	2,036	1,620	167.3	79. 6	95. 5
令和4年度	2, 097	175. 0	2,036	1,622	167. 3	79. 7	95. 6

- 注1)人口は「住民基本台帳」による令和5年3月31日現在の数値である。
- 注2) 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による2022(令和4)年10月1日 現在の数値である。
- 注3) 端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

出典:「千葉県統計年鑑(令和元~令和5年)」(千葉県ホームページ)

3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る 規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

(1) 大 気

① 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準、有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は、表 3-2-14(1)~(4)に示すとおりである。また、環境基準以外の指針値等は、表 3-2-15に示すとおりである。

表 3-2-14(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm以下であること。	-
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間 平均値が20ppm以下であること。	_
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子 状物質であってその粒径が 10μm以下のも のをいう。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又は それ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
光化学オキシダント (0 _x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月 環告第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月 環告第38号)

表 3-2-14(2) 有害大気汚染物質 (ベンゼン等) に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m3以下であること。	継続的に摂取される場合には人の 健康を損なうおそれがある物質に
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m³以下であること。	係るものであることにかんがみ、
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以下であること。	将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにする ことを旨として、その維持又は早
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m³以下であること。	期達成に努めるものとする。

注)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 出典:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月 環告第4号)

表 3-2-14(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
微小粒子状物質	1年平均値が 15 μ g/m³ 以下であり、かつ、1日 平均値が 35 μ g/m³以下 であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\mathrm{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 出典:「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月 環告第33号)

表 3-2-14(4) ダイオキシン類に係る大気の環境基準

物質	基準値	
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。	

備考1:環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

備考2:基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」 (平成11年12月 環告第68号)

表 3-2-15 その他の指針値等

物質	指 針 値・目 標 値	根拠
非メタン炭化水素	午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間 平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下	1)
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下	2
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	3
アクリロニトリル	年平均値2μg/m³以下	
塩化ビニルモノマー	年平均値10 μ g/m³以下	(4)
水銀	年平均値0.04 μ gHg/m³以下	4)
ニッケル化合物	年平均値0.025μgNi/m³以下	
クロロホルム	年平均値18 μ g/m³以下	
1,2-ジクロロエタン	年平均値1.6μg/m³以下	(5)
1,3-ブタジエン	年平均値2.5μg/m³以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値6ng-As/m³以下	6
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値0.14μgMn/m³以下	7
塩化メチル	年平均値94 μ g/m³以下	(O)
アセトアルデヒド	年平均值120 μ g/m³以下	8

- 注)表中の根拠は以下に示すとおりである。
 - ①:「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」 (昭和51年8月 中央公害対策審議会)
 - ②:「二酸化窒素に係る環境目標値について (千葉県環境部長通知)」(昭和54年8月 大第114号)
 - ③:「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月 環大規第136号)
 - ④:「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第七次答申)」(平成15年7月 中環審第143号)
 - ⑤:「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第八次答申)」(平成18年11月 中環審)
 - ⑥:「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第九次答申)」(平成22年10月 中環審)
 - ⑦:「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十次答申)」(平成26年4月 中環審)
 - ⑧:「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第十二次答申)」(令和2年8月 中環審第1132号)

② 大気汚染に係る規制基準

本事業は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設及び水銀排出施設(廃棄物焼却炉)に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、有害物質及び水銀の排出基準が適用される。 さらに、この施設は「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める大気基準適用施設に該当 し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

ア. 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口(煙突)の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。本市はK=1.75が適用される。

 $q = K \times 10^{-3} \times He^2$

q:硫黄酸化物の排出量(m³N/時)

He:補正された排出口の高さ(煙突実高+煙上昇高)(m)

K:地域によって異なる値(習志野市はK=1.75)

また、硫黄酸化物の総量規制基準は、表 3-2-16に示すとおりである。工場・事業場が集合している地域について、工場・事業場ごとに総排出量を規制している。対象事業実施区域がある本市は千葉北部区域に該当し、規制基準が適用される。また、小規模工場については、表 3-2-17に示すとおり、石油系燃料中の硫黄含有率を規制している。

表 3-2-16 硫黄酸化物に係る総量規制基準(原燃料使用量が500L/時以上)

区域	総量規制基準
千葉北部区域 松戸市、市川市、浦安市、 船橋市、習志野市	Q=3.3 $W^{0.90}$ +0.5×3.3{(W+W i)^{0.90}-W^{0.90}}

注) Q:許容硫黄酸化物量(m³_N/時)

W:昭和51年9月30日(小型ボイラーについては昭和60年9月9日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日並びにガス機関及びガソリン機関については平成3年1月31日)までに設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算したもの(kL/時)

Wi:昭和51年10月1日(小型ボイラーについては昭和60年9月10日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日並びにガス機関及びガソリン機関については平成3年2月1日)以後に設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算したもの(kL/時)

出典:「硫黄酸化物に係る総量規制基準」(昭和63年1月 千葉県告示第65号)

表 3-2-17 硫黄酸化物に係る燃料使用基準

工場・事業場の規模	50L/時以上200 L/時未満	200L/時以上500 L/時未満
石油系燃料中硫黄許容含有率	0.8%	0.6%

出典:「硫黄酸化物に係る燃料使用基準」(昭和63年1月 千葉県告示第66号)

イ. 窒素酸化物

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準は、表 3-2-18に示すとおりである。

表 3-2-18 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

施設の種類		排出ガス量 (万m³ _N /時)	排出基準 (ppm)	施設設置年月日
浮遊回転燃焼式焼却炉	連続炉	4以上 4未満	450 (0n=12%)	
特殊廃棄物焼却炉注)	連続炉	4以上 4未満	250 (0n=12%) 700 (0n=12%)	昭和54年8月10日
上記2項以外の	連続炉	4以上 4未満	250 (0n=12%)	以降
廃棄物焼却炉	連続炉以外	4以上		

注)ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処置する工程から排出される廃棄物を焼却するものをいう。

備考 窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする。

 $C = \{(21-0n) / (21-0s)\} \times Cs$

C:補正後の窒素酸化物の濃度 (ppm)

On:標準酸素濃度(12%)

0s:排出ガス中の酸素の濃度(%)(当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)

Cs:排出ガス中の窒素酸化物の実測値(ppm)(JIS K 0104による。)

出典:「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省·通商産業省令第1号)

また、「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」に基づく窒素酸化物の総量規制は、表 3-2-19 に示すとおりである。工場・事業場が集合している地域について、工場・事業場ごとに総排出量を規制している。対象事業実施区域がある本市は対象地域に該当し、規制基準が適用される。

表 3-2-19 「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」に基づく窒素酸化物の総量規制

区域	指導基準
市川市、木更津市、松戸市、習志野市、柏市、市原市、 流山市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ケ浦市、 野田市(関宿台町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿元 町、関宿元町飛地、関宿内町、関宿町、関宿三軒家、平 井、東宝珠花、次木、新野井、子布内、桐ヶ作、平成、柏 寺、中戸、中戸谷津、新田戸、西高野、はやま、東高野、 木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、岡田、岡田新田、丸井を除く)	$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31Wi^{0.95}$

Q:許容窒素酸化物量(m³N/時)

W:昭和58年3月31日(小型ボイラーについては昭和60年9月9日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日並びにガス機関及びガソリン機関については平成4年3月31日)までに設置され通常稼動しているばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの(kL/時)

Wi:昭和58年4月1日(小型ボイラーについては昭和60年9月10日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日並びにガス機関及びガソリン機関については平成4年4月1日)以後に設置され通常稼動するすべてのばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの(kL/時)

出典:「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」(昭和58年4月 千葉県)

ウ. ばいじん

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉の処理能力に応じた一般排出基準が定められている。また、「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」に基づき一部地域で上乗せ基準が定められている。本市は上乗せ基準の適用地域であり、上乗せ基準と一般排出基準のいずれか厳しい基準が適用される。排出基準は、表 3-2-20(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-20(1) 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準 (一般排出基準)

	廃棄物の	_	般排出基準(g/m³½	,)
施設の種類	処理能力	~平成10.6.30	平成10.7.1	0n
	(t /時)	設置	以後設置	(%)
	4以上	0.08	0.04	
廃棄物焼却炉	2以上4未満	0. 15	0.08	12
	2未満	0. 25	0. 15	

備考 (1) 一般排出基準に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

 $C = \{(21-0n) / (21-0s)\} \times Cs$

C:ばいじんの濃度 (g/m³N)

On:標準酸素濃度(%)

0s:排出ガス中の酸素の濃度(%)(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs:排出ガス中のばいじんの実測値 (g/m^3) (JIS Z 8808による。)

なお、標準酸素濃度0nが0sの施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、C=Csとする。

- (2) 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれていないものとする。
- (3) ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

(4) 上乗せ基準適用地域にあっては、一般排出基準と上乗せ基準のいずれか厳しい基準が適用される。 出典:「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号)

表 3-2-20(2) 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準 (上乗せ基準)

施設の種類	排出ガス量(湿り) (万m ³ N/h)	上乗せ基準 (g/m³ _N)
廃棄物焼却炉(連続炉)	4以上 1以上4未満	0. 10 0. 20
	1未満	-
上記以外の廃棄物焼却炉	_	0.40

備考 上乗せ基準は標準酸素濃度による補正は行わない。

出典:「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」(昭和46年12月 千葉県条例第67号)

工. 塩化水素

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準は、表 3-2-21 に示すとおりである。

表 3-2-21 廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準

施設の種類	物質の種類	排出基準(mg/m³N)
廃棄物焼却炉	塩化水素	700

注) 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする。

 $C = \{9/(21-0s)\} \times Cs$

C: 補正後の塩化水素濃度 (mg/m_N^3) 0s: 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

Cs:排出ガス中の塩化水素実測値(mg/m³N)(JIS K 0107による)

出典:「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省·通商産業省令第1号)

また、「習志野市環境保全条例施行規則」に基づく塩化水素の排出基準は、表 3-2-22に 示すとおりである。

表 3-2-22 廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準

施設の種類	物質の種類	排出基準(mg/m³N)
廃棄物焼却炉 塩化水素		350

注) 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする。

 $C = \{ 9/(21-0s) \} \times Cs$

C: 補正後の塩化水素濃度 (mg/m^3_N) 0s: 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

US・排山 / A 中 / 1 版条 / (人)

Cs:排出ガス中の塩化水素実測値(mg/m_N^3)(JIS K 0107による)

出典:「習志野市環境保全条例施行規則」(昭和45年9月 規則第25号)

才. 水銀

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における水銀の排出基準は、表 3-2-23に示すとおりである。

表 3-2-23 廃棄物焼却炉における水銀の排出基準

	排出基準(μg/m³ _N)		
施設の種類	~平成30. 3.31 設置	平成30.4.1 以後設置	
廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉、 下水汚泥焼却炉)	50 (0n=12%)	30 (0n=12%)	

注)水銀の濃度の測定結果の基準との適否については、下記の式を用いて標準酸素濃度による補正を行う。

 $C = \{(21-0n)/(21-0s)\} \times Cs$

C:酸素濃度Onにおける水銀濃度 (ug/m³N)

On:標準酸素濃度(%)

Os: 排出ガス中の酸素濃度(%)(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs:環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス $1\,m^3$ 中の量に換算したもの($\mu g/m^3$ 。)

出典:「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省·通商産業省令第1号)

カ. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は、表 3-2-24に示すとおりである。

表 3-2-24 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出基準

		排出基準(ng-TEQ/m³N) ^{注2)}		0
施設の種類	焼却能力 ^{注1)}	~平成12. 1.14 設置	平成12. 1.15 以後設置	0n (%)
	4,000kg/時以上	1	0.1	
廃棄物焼却炉	2,000~4,000kg/時未満	5	1	12
	2,000kg/時未満	10	5	

- 注1)火床面積0.5m²以上又は焼却能力が50kg/時以上について適用される。
- 注2) ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

 $C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$

C:酸素濃度Onにおけるダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³)

On:換算する酸素濃度(%)

0s:排出ガス中の酸素濃度(%)(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs:排出ガス中のダイオキシン類の実測濃度 (ng-TEQ/m³)

出典:「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月 総理府令第67号)

(2)水質

① 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境 基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準も定められている。

ア. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は表 3-2-25(1)に、ダイオキシン類の環境基準は表 3-2-25(2)に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について、ダイオキシン類の環境基準は公共用水域、地下水及び底質について一律に定められている。

表 3-2-25(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典:「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月 環境庁告示第59号)

表 3-2-25(2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

■ 項 目	基準値
水質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質及び地下水の基準値は、年間平均値とする。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月 環告第68号)

イ. 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3-2-26(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域からの雨水排水が流入する東京湾については、COD等は海域B類型、全窒素・全燐は海域Ⅲ類型、全亜鉛等は海域生物A類型及び底層溶存酸素量は海域生物2類型に指定されている。

表 3-2-26(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目 基 準 値 水素イオン 生物化学的 利用目的の適応性 浮遊物質量 溶存酸素量 濃度 酸素要求量 大腸菌数 (SS) (D0)類型 (Hg) (BOD) 水道1級 6.5以上 20CFU/ 25mg/L以下 自然環境保全及びA以 1 mg/L以下 7.5mg/L以上 AA100m1以下 8.5以下 下の欄に掲げるもの 水道2級 6.5以上 300CFU/ 25mg/L以下 水産1級及び 2 mg/L以下 7.5mg/L以上 Α 8.5以下 100m1以下 B以下の欄に掲げるもの 水道3級 6.5以上 1,000CFU/ 水産2級及びC以下の 3 mg/L以下 25mg/L以下 5 mg/L以上 B 8.5以下 100m1以下 欄に掲げるもの 水産3級 6.5以上 C工業用水1級及びD以 5 mg/L以下 50mg/L以下 5 mg/L以上 8.5以下 下の欄に掲げるもの 工業用水2級 6.0以上 D 農業用水及びEの欄に 8 mg/L以下 100mg/L以下 2 mg/L以上 8.5以下 掲げるもの ごみ等の浮 6.0以上 工業用水3級 F. 10mg/L以下 遊が認めら 2 mg/L以上 環境保全 8.5以下 れないこと。

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9 備考 1 ×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。

 - 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌 数100CFU/100m1以下とする。
 - いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としてい る測定点を除く。) については、大腸菌数300CFU/100m1以下とする。
 - 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
 - 大腸菌数に用いる単位はCFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mlとし、大腸菌を培地で培養 し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 自然環境保全:自然探勝等の環境保全 注)
 - 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 水道3級
 - : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産1級
 - : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産2級
 - 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度 環境保全

出典:「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月 環境庁告示第59号)

<u>1</u>				
項目			基準値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする

出典:「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月 環境庁告示第59号)

表 3-2-26(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目				基準値		
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 自然環境保全及びB以 下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100m1以下	検出されない こと。
В	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	-	検出されない こと。
С	環境保全	7. 0以上 8. 3以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	ı	_

いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。 備考

大腸菌数に用いる単位はCFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mlとし、大腸菌を培地で培養 し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1 自然環境保全:自然探勝の環境保全

:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 :ボラ、ノリ等の水産生物用 水産1級

水産2級

環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

出典:「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月 環境庁告示第59号)

1			W. I. I.
項目		- 基準	準値
類型	利用目的の適応性	全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
П	水産1種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ш	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。 2

自然環境保全 : 自然探勝の環境保全 注) 1

: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される 2 水産1種

水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

出典:「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月 環境庁告示第59号)

ゥ

項目			基準値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

出典:「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月 環境庁告示第59号)

<u></u>		
\ 項目		基準値
類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域 又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考 基準値は、日間平均値とする。 出典:「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月 環境庁告示第59号)

ウ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2-27に示すとおりである。 なお、地下水のダイオキシン類の環境基準は、表 3-2-25(2)に示したとおりである。

表 3-2-27 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月 環境庁告示第10号)

^{2 「}検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

② 水質汚濁に係る規制基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「水質汚濁防止法」に定める特定施設に該当する。 本事業は、この特定施設を設置するため特定事業場に該当する。

また、習志野市は「水質汚濁防止法」に規定する東京湾総量規制に係る指定地域に指定されており、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に対する総量規制基準が定められている。なお、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

ア. 有害物質に係る排水基準

有害物質に係る排水基準は、表 3-2-28に示すとおりである。有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらずすべての特定事業場に適用されるが、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-28 排水基準 (有害物質)

項目	排水基準	備考
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L*	
シアン化合物	不検出**	
有機燐化合物	不検出**	
鉛及びその化合物	0.1mg/L	
六価クロム化合物	0.05mg/L*	ごみ焼却施設
砒素及びその化合物	0.05mg/L*	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L*	
アルキル水銀化合物	不検出	
PCB	不検出**	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	全業種
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	0.1mg/L	
ほう素及びその化合物	10mg/L	海域以外
はノ糸及いての旧日初	230mg/L	海域
	8 mg/L	海域以外
	15mg/L ^{注1)}	海域
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L ^{注2)}	全業種
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	

- 注1) 日平均排水量が30m3以上の場合、上乗せ基準10mg/Lが適用される。
- 注2) アンモニア性窒素に0.4 を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。
- 注3)「*」は上乗せ排水基準である。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年6月 総理府令第35号)

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(昭和50年12月 千葉県条例第50号)

イ. 有害物質以外に係る排水基準

有害物質以外に係る排水基準は、表 3-2-29に示すとおりである。有害物質以外に係る 排水基準は、業種、排水量等によりそれぞれの基準が定められている。

本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-29 排水基準 (有害物質以外)

IJ	1 目	排水基準	備考
生物化学的酸素要求量	₫ (BOD)	20mg/L	30m³以上500m³未満
又は化学的酸素要求量	士 (COD)	10mg/L	500m³以上
※ ** ** ** * * * * * * * * * * * * * *		40mg/L	30m³以上500m³未満
浮遊物質量(SS)		20mg/L	500m³以上
	鉱油類含有量	$3\mathrm{mg/L}$	30m³以上500m³未満
ノルマルヘキサン	弧佃粮百件里	$2\mathrm{mg/L}$	500m ³ 以上
抽出物質含有量	動植物油脂類含有量	5 mg/L	30m³以上500m³未満
	劉他物価加短百有里	$3\mathrm{mg/L}$	500m ³ 以上
水素イオン濃度(pH)		5.8~8.6	海域以外
小糸1a~張及(pii)		$5 \sim 9$	海域
フェノール類		0 5mg/I	30m³以上500m³未満
		0.5mg/L	500m ³ 以上
紹会女具		1 /I	30m³以上500m³未満
銅含有量 		1 mg/L	500m ³ 以上
亜鉛含有量		1 mg/L	30m³以上500m³未満
型		I IIIg/ L	500m ³ 以上
		$5\mathrm{mg/L}$	30m³以上500m³未満
溶解性鉄含有量		1 mg/L	500m³以上
次知此		$5\mathrm{mg/L}$	30m³以上500m³未満
溶解性マンガン含有量		1 mg/L	500m³以上
クロム含有量		0 5mm/I	30m³以上500m³未満
		0.5mg/L	500m ³ 以上
大腸菌数		800CFU/mL	30m³以上500m³未満
			500m ³ 以上

注)排水量は、1日あたりの平均排水量である。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年6月 総理府令第35号)

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(昭和50年12月 千葉県条例第50号)

ウ. 総量規制基準

東京湾に係る指定地域内(東京湾の流域21市町)の特定事業場のうち、日平均排水量が50m³以上のものについては、排出水の濃度規制だけでなく、指定項目(化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量)について、業種区分ごとに算出される1日あたりの「特定排出水」に係る汚濁負荷量の許容限度(総量規制基準)が適用される。なお、対象事業実施区域は、指定地域内である。また、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

(ア) 化学的酸素要求量

化学的酸素要求量の総量規制基準 (Lc) は、事業場の設置年月日等により下記に示す 計算式を用いて算定される。

i 昭和55年6月30日までに設置された事業場

 $Lc = Cc \times Qc \times 10^{-3} \text{ (kg/ <math>\square}$)

Lc: 排出が許容される化学的酸素要求量に関する汚濁負荷量(kg/日)

Cc:表 3-2-30(1)、(2)に示す化学的酸素要求量 (mg/L)

Qc:特定排出水の最大排水量 (m³/日)

ii 昭和55年7月1日以後に新たに設置された事業場

iの事業場のうち、昭和55年7月1日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

 $Lc = (Cco \times Qco + Cci \times Qci + Ccj \times Qcj) \times 10^{-3} (kg/B)$

Lc:排出が許容される化学的酸素要求量に関する汚濁負荷量(kg/日)

Cco、Cci、Ccj:表 3-2-30(1)、(2)に示す化学的酸素要求量 (mg/L)

Qco、Qci、Qcj:表 3-2-30(2)に示したCco、Cci、Ccjにあたる期間内に特定

施設の設置又は変更により増加した特定排出水の最大排水量

(m³/目)

表 3-2-30(1) 化学的酸素要求量に係る C値

単位:mg/L

業種その他の区分	Cc · Cco	Cci	Ссј
ごみ処理業	30	30	30

出典:「化学的酸素要求量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

表 3-2-30(2) 化学的酸素要求量に係る設置年月日による特定施設別 C値の適用

特定施設に係る業種	施設の設置年月日 (基準日)	117 - 12 - 12 - 12 - 12	年月日、または構造等の 排出水の増加した年月日
	Cc · Cco	Cci	Сcj
一般廃棄物処理施設のうち、1 時間当たりの処理能力200kg以 上、または火格子面積が2m ² 以上の焼却施設	~平成10年 6 月16日 (1998年)	_	平成10年 6 月17日~ (1998年)

出典:「化学的酸素要求量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

(イ) 窒素含有量

窒素含有量の総量規制基準 (Ln) は、事業場の設置年月日等により下記に示す計算式 を用いて算定される。

i 平成14年9月30日までに設置された事業場

 $Ln = Cn \times Qn \times 10^{-3} \text{ (kg/H)}$

Ln:排出が許容される窒素含有量に関する汚濁負荷量(kg/日)

Cn:表 3-2-31(1)、(2)に示す窒素含有量 (mg/L)

Qn:特定排出水の最大排水量(m³/日)

ii 平成14年10月1日以後に新たに設置された事業場

iの事業場のうち、平成14年10月1日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

 $Ln = (Cno \times Qno + Cni \times Qni) \times 10^{-3} (kg/B)$

Ln:排出が許容される窒素含有量に関する汚濁負荷量(kg/日)

Cno、Cni:表 3-2-31(1)、(2)に示す窒素含有量 (mg/L)

Qno:特定排出水の最大排出量(Qniを除く)(m³/日)

Qni: 平成14年10月1日以後に特定施設の設置または変更により増加した特定排出

水の最大排水量 (m³/日)

表 3-2-31(1) 窒素含有量に係るC値等(基準値)の適用

施設の設置年月日 (または構造等の変更により特定排出水の 増加した年月日)	適用するC値等
平成14年9月30日以前	Cn、Cno (Qn、Qno)
平成14年10月1日以後	Cni (Qni)

注) Qno、QniはそれぞれCno、Cniに該当する特定排出水の最大排出量となる。 出典:「窒素含有量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

表 3-2-31(2) 窒素含有量に係る C値

単位:mg/L

業種その他の区分	Cn · Cno	Cni
ごみ処理業	20	10

出典:「窒素含有量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

(ウ) りん含有量

りん含有量の総量規制基準 (Lp) は、事業場の設置年月日等により下記に示す計算式 を用いて算定される。

i 平成14年9月30日までに設置された事業場

 $Lp = Cp \times Qp \times 10^{-3} \text{ (kg/} \oplus \text{)}$

Lp:排出が許容されるりん含有量に関する汚濁負荷量(kg/日)

Cp:表 3-2-32(1)、(2)に示すりん含有量 (mg/L)

Qp:特定排出水の最大排水量 (m³/日)

ii 平成14年10月1日以後に新たに設置された事業場

iの事業場のうち、平成14年10月1日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

 $Lp = (Cpo \times Qpo + Cpi \times Qpi) \times 10^{-3} (kg/B)$

Lp:排出が許容されるりん含有量に関する汚濁負荷量(kg/日)

Cpo、Cpi:表 3-2-32(1)、(2)に示すりん含有量 (mg/L)

Qpo:特定排出水の最大排出量(Qpiを除く)(m³/日)

Qpi: 平成14年10月1日以後に特定施設の設置または変更により増加した特定排出

水の最大排水量 (m³/日)

表 3-2-32(1) りん含有量に係る C 値等(基準値)の適用

施設の設置年月日 (または構造等の変更により特定排出水の 増加した年月日)	適用するC値等
平成14年9月30日以前	Cp、Cpo (Qp、Qpo)
平成14年10月1日以後	Cpi (Qpi)

注) Qpo、QpiはそれぞれCpo、Cpiに該当する特定排出水の最大排出量となる。 出典:「りん含有量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

表 3-2-32(2) りん含有量に係る C値

単位:mg/L

業種その他の区分	Ср•Сро	Срі
ごみ処理業	1	1

出典:「りん含有量に係る総量規制基準(第8次)」(平成29年6月30日 千葉県)

エ. ダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の排出基準は、表 3-2-33 に示すとおりである。本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-33 ダイオキシン類の排出基準

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するものイ 廃ガス洗浄施設ロ 湿式集じん施設	10

出典:「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月 総理府令第617号)

(3) 土 壌

① 環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は、表 3-2-34(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-34(1) 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地において
	は、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限
·	る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき 0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1 kgにつき125mg未満
	であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき 0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき 0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	*
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.1 mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき 0.05mg以下であること。

- 備考 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1 Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1 Lにつき0.009mg、0.03mg、0.03mg、0.03mg、2.4mg及び3 mgとする。
 - 2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典:「土壤環境基準」(平成3年8月 環境庁告示第46号)

表 3-2-34(2) ダイオキシン類に係る土壌の環境基準

項目	基準値
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考 1 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に 区別されている施設に係る土壌については適用しない。
 - 2 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の 量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月 環告第68号)

② 土壤汚染対策法

「土壌汚染対策法」に基づく指定区域の指定基準は、表 3-2-35に示すとおりである。

表 3-2-35 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

特定有害物質の種類	土壤溶出量基準	土壤含有量基準
クロロエチレン	0.002mg/L以下	_
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	_
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	_
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	_
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	_
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	_
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	_
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	_
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	_
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	_
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	_
ベンゼン	0.01mg/L以下	_
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.003mg/L 以下	カドミウム 45mg/kg 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05mg/L 以下	六価クロム 250mg/kg 以下
シアン化合物	検出されないこと。	遊離シアン 50mg/kg 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L 以下、かつ、アルキル水 銀が検出されないこと。	水銀 15mg/kg 以下
セレン及びその化合物	セレン 0.01mg/L 以下	セレン 150mg/kg 以下
鉛及びその化合物	鉛 0.01mg/L 以下	鉛 150mg/kg 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.01mg/L 以下	砒素 150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8mg/L 以下	ふっ素 4,000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	ほう素 1 mg/L 以下	ほう素 4,000mg/kg 以下
シマジン	0.003mg/L以下	_
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	_
チウラム	0.006mg/L以下	_
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと。	_
有機りん化合物	検出されないこと。	_

出典:「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)

③ 地盤沈下

千葉県内では、地盤沈下防止のため、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「千葉県環境保全条例」に基づき、地下水の採取を規制している。地下水採水規制の概要は、表 3-2-36に示すとおりである。

なお、本市は、市全域がそれぞれに基づく地下水採取規制指定地域に定められている。

表 3-2-36 千葉県内の地下水採取規制一覧

法令名	指定地域	規制対象の用途	規制対象の規模
工業用水法	千葉市(国道14号線及び16号線以西)、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市(国道16号線以西)、浦安市、袖ケ浦市(国道16号線以西)		
建築物用地下水 の採取の規制に 関する法律	千葉市(上水道給水区域)、市川市、 船橋市、松戸市、習志野市、市原市 (上水道給水区域)、鎌ケ谷市、浦 安市	所、自動車車庫に設けられた洗	吐出口の断面積 が 6 平方センチ メートルを超え
千葉県環境保全 条例	市川市、船橋市、木更津市、松戸市、 野田市、成田市(旧大栄町を除く)、 佐倉市、習志野市、柏市、市原市、 流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ 谷市、君津市、富津市、浦安市、四 街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、 白井市、富里市、山武市(旧山武町 に限る)、酒々井町、栄町、芝山町、 長柄町	業用、水道用、工業用水道事業	るもの

出典:「工業用水法」(昭和31年6月 法律第146号)

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年5月 法律第100号)

「千葉県環境保全条例」(平成7年3月 千葉県条例第3号)

(4)騒音

① 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-2-37(1)~(3)に示すとおりである。 対象事業実施区域は準工業地域であり、地域の類型Cの基準値が適用される。

表 3-2-37(1) 騒音に係る環境基準

時間の区分	基準値		
	昼間	夜間	
地域の類型	午前6時~午後10時	午後10時~午前6時	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
С	60デシベル以下	50デシベル以下	

※地域の類型 習志野市 AA:特に静穏を要する地域。習志野市には該当する地域はない。

A:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

B: 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

C:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第一特別地域^{注1)}及び第二特別地域^{注2)}

千葉市 AA:特に静穏を要する地域。千葉市には該当する地域はない。

A:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び 第二種中高層住居専用地域

B:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域

C:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第一特別地域^{注3)}及び第二特別地域^{注4)}

船橋市 AA:特に静穏を要する地域。船橋市には該当する地域はない。

A:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び 第二種中高層住居専用地域

B:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整地域の一部

C:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

- 注1) 習志野市における第一特別地域とは、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
- 注2) 習志野市における第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
- 注3) 千葉市における第一特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
- 注4) 千葉市における第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、準 住居地域及び市街化調整区域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月 環告第64号)

「習志野市告示第69号」(平成30年4月)

「千葉市告示第273号」(平成24年4月)

「船橋市告示第66号」(平成15年3月)

表 3-2-37(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

時間の区分	基注	準値
地域の区分	昼 間 午前6時~午後10時	夜 間 午後10時~午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3-2-37 (3)の基準による。

※地域の区分は表 3-2-37 (1)の地域の類型と同様である。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月 環告64)

表 3-2-37(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)

基	準	値		
昼 間 午前6時~午後10時			夜	間 午後10時~午前6時
70デシベル以下				65デシベル以下

- 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる ときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下) によることができる。
- 注1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。
- 注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を 特定することとする。
 - (1)2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月 環告64)

② 騒音に係る規制基準等

ア. 「騒音規制法」に基づく規制基準

(ア) 特定工場・事業所

「騒音規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準は、表 3-2-38に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域であり、第三種区域の基準値が適用される。

表 3-2-38 「騒音規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時~	午前6時~午前8時	午後10時~
地域の区分	午後7時	午後7時~午後10時	午前6時
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

第二種:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第一特別地域注1)

第三種:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び第二特別地域注2)

第四種:工業地域及び工業専用地域

- 注1)第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
- 注2) 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
- 備考 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

出典:「騒音規制法」(昭和43年6月 法律第98号) 「習志野市告示第66号」(平成30年4月)

(イ) 自動車騒音

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3-2-39(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-39(1) 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

時間の区分	基準	進値
区域の区分	昼 間 午前6時~午後10時	夜 間 午後10時~午前6時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

※区域の区分 習志野市 a区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

b区域:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第一特別地域^{注1)}

c区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、第二特別地域 $^{\pm 2}$)、工業地域及び工業専用地

域

千葉市 a区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及

び第二種中高層住居専用地域

b区域:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域^{注3)}及び市街化調整区

域

c区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、第二特別地域^{注4)}、工業地域及び工業専用地

域

船橋市 a区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及

び第二種中高層住居地域

b区域:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整地域の一部

c区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

- 注1) 習志野市における第一特別地域とは、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
- 注2) 習志野市における第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
- 注3) 千葉市における第一特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
- 注4) 千葉市における第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
- 備考 幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3-2-39(2)の基準による。

出典:「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年3月 総理府令第15号)

「習志野市告示第68号」(平成30年4月)

「千葉市告示第116号」(平成12年3月)

「船橋市告示第68号」(平成15年3月)

表 3-2-39(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

	基	隼	値	
昼 間 午前6時~午後10時			7	夜 間 午後10時~午前6時
75デシベル以下				70デシベル以下

出典:「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」 (平成12年3月 総理府令第15号)

(ウ) 特定建設作業

「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音の規制基準は、表 3-2-40に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域であり、第一号区域の基準が適用される。

表 3-2-40 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

騒音の	作業	時間	1日の作	作業時間	作業期間	作業日
大きさ	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域	作来朔间	TF来口
85デシベ ルを超え ないこと	午後7時か ら翌日午前 7時間内でな 時間内と いこと	午後10時か ら翌日午前 6時まで 時間内でな いこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を 超えないこ と	日曜日その 他の休日で はないこと

※区域の区分 第一号区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣 商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、 病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定

こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域。

第二号区域:第一号区域以外の区域。 出典:「騒音規制法」(昭和43年6月 法律第98号)

イ. 「習志野市環境保全条例」に基づく規制基準

(ア) 特定工場・事業所

「習志野市環境保全条例」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準は、表 3-2-41 に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域であり、第三種区域の基準値が適用される。

表 3-2-41 「習志野市環境保全条例」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

時間の区分地域の区分	昼間 午前8時~ 午後7時	朝・夕 午前6時〜午前8時 午後7時〜午後10時	夜間 午後10時~ 午前 6 時
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	55デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
その他の区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル

※区域の区分 第一種:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

第二種:第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第一特別地域

第三種:近隣商業地域、商業地域、準工業地域(第一特別地域を除く。)及び第二特別地域

第四種:工業地域(第二特別地域を除く。)及び工業専用地域

備考 (1) 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線とする。

- (2) その他の区域とは、第一種低層住居地域等以外の地域をいう。
- (3) 第一特別地域とは、準工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域とび田園住居地域に接する地域であり、第一種低層住居専用地域、第二種(国住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。
- (4) 第二特別地域とは、工業地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域に接する地域であり、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。
- (5) 第一種区域を除く他の区域に所在する学校、指定施設又は病院等の敷地の周囲おおむね50メートルの区域における音量は、前記表に掲げる値から5デシベルを減じたものとする。

出典:「習志野市環境保全条例施行規則」(昭和45年9月 規則第25号)

(イ) 特定建設作業

「習志野市環境保全条例」に基づく特定建設作業騒音の規制基準は、表 3-2-42に示すとおりである。

表 3-2-42 「習志野市環境保全条例」に基づく特定建設作業騒音の規制基準

騒音の 大きさ	作業時間	1日の作業時間	作業期間	作業日
70デシベ ルを超え ないこと	午後6時から翌日午前8時までの時間内でないこと	8時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他 の休日ではな いこと

出典:「習志野市環境保全条例施行規則」(昭和45年9月 規則第25号)

(5)振動

① 「振動規制法」に基づく規制基準

ア. 特定工場・事業所

「振動規制法」に基づく特定工場・事業所において発生する振動の規制基準は、表 3-2-43に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域であり、第二種区域の基準値が適用される。

表 3-2-43 「振動規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

時間の区分区域の区分	昼 間 午前8時~午後7時	夜 間 午後7時~午前8時
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園 住民地域

第二種: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連 携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値 から5デシベルを減じた値を基準値とする。

出典:「振動規制法」(昭和51年6月 法律第64号) 「習志野市告示第70号」(平成30年4月)

イ. 道路交通振動

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3-2-44に示すとおりである。

表 3-2-44 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分	基準値		
区域の区分	昼 間 午前8時~午後7時	夜 間 午後7時~午前8時	
第一種区域	65デシベル	60デシベル	
第二種区域	70デシベル	65デシベル	

※区域の区分 習志野市 第一種:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、

準住居地域及び田園住居地域

第二種:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

千葉市 第一種:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専

用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及

び準住居地域並びに市街化調整区域

第二種:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

船橋市 第一種:第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専

用地域、第二種中高層住居専用地域区域、第一種住居地域、第二種住居地

域、準住居地域及び市街化調整地域の一部

第二種:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第一種区域及び第二種区域に所在する学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周 囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値と する。

出典:「振動規制法」(昭和51年6月 法律第64号)

「習志野市告示第72号」(平成30年4月)

「千葉市告示第102号」(平成4年4月)

「船橋市告示第72号」(平成15年3月)

ウ. 特定建設作業

「振動規制法」に基づく特定建設作業振動の規制基準は、表 3-2-45に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域であり、第一号区域の基準が適用される。

表 3-2-45 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

振	長動の	作業	時間	1 目の作	作業時間	作業期間	作業日
大	さきフ	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域	作来朔间	TF来口
ル	デシベ を超え いこと	午後 7 時 7 年 7 時 市 の 時 間 と	午後10時か ら翌日午前 6時間内でな 時間と	10時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続 6 日を 超えないこ と	日曜日その 他の休日で はないこと

※区域の区分 第一号区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣 商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、診

療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おお

むね80メートルの区域。

第二号区域:第一号区域以外の区域。 出典:「振動規制法」(昭和51年6月 法律第64号)

② 「習志野市環境保全条例」に基づく規制基準

ア. 特定工場・事業所

「習志野市環境保全条例」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準は、表 3-2-46に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域であり、第二種区域の基準値が適用される。

表 3-2-46 「習志野市環境保全条例」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

時間の区分区域の区分	昼間 午前8時~ 午後7時	夜間 午後 7 時~ 午前 8 時
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル
その他の区域	60デシベル	55デシベル

※区域の区分 第一種:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住

居地域

第二種:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

その他:市街化調整区域

備考 学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50メート

ル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベル減じた値とする。

出典:「習志野市環境保全条例施行規則」(昭和45年9月 規則第25号)

イ. 特定建設作業

「習志野市環境保全条例」に基づく特定建設作業振動の規制基準は、表 3-2-47に示すとおりである。

表 3-2-47 「習志野市環境保全条例」に基づく特定建設作業振動の規制基準

振動の 大きさ	作業時間	1日の作業時間	作業期間	作業日
73デシベ ルを超え ないこと	午後6時から翌日午前8時 までの時間内でないこと	8時間を超えないこと	連続6日を 超えないこ と	日曜日その 他の休日で はないこと

出典:「習志野市環境保全条例施行規則」(昭和45年9月 規則第25号)

(6) 悪 臭

本市は、市の全域が「悪臭防止法」の指定地域であり、工場・事業場等から排出される臭気 指数による規制基準が「習志野市環境保全条例」で定められている。また、「千葉県悪臭防止対 策の指針」により悪臭の防止に関する指導が行われている。

「悪臭防止法」及び「習志野市環境保全条例」に基づく悪臭に係る規制基準は表 3-2-48に、「千葉県悪臭防止対策の指針」に基づく指導目標値は、表 3-2-49に示すとおりである。

また、参考として「悪臭防止法」に基づく悪臭物質濃度による規制基準は、表 3-2-50(1) \sim (3) に示すとおりである。

対象事業実施区域は準工業地域の規制基準が適用される。

表 3-2-48 「悪臭防止法」及び「習志野市環境保全条例」に基づく規制基準(臭気指数)

許容限度地域の区分	工場敷地境界線における 臭気指数	排出水の臭気指数
第一種低層住居專用地域 第二種低層住居專用地域 第一種中高層住居專用地域 第二種中高層住居專用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 世園住居地域	12	28
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域	13	29
工業地域工業専用地域	14	30

- 備考 1 「臭気指数」とは、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)に定める方法とする。
 - 2 市街化調整区域並びに第一種低層住宅専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項及び同法第8条第1項第1号の規定により定められた区域及び地域をいう。

出典:「習志野市環境保全条例施行規則」(昭和45年9月 規則第25号)

表 3-2-49 「千葉県悪臭防止対策の指針」による指導目標値(臭気濃度)

地域の区分		排出口	敷地境界
地域	該当地域	\$1 F4.	74 L 20071
住居系地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、 第二種住居地域及び準住居地域	500程度	15程度
工場、商店、 住居混在地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 未指定地域(工業団地を除く)	1,000程度	20程度
工業系地域	工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000程度	25程度

出典:「千葉県悪臭防止対策の指針」(昭和56年6月 大第90号)

表 3-2-50(1) 「悪臭防止法」に基づく規制基準(敷地境界における悪臭)

特定悪臭物質	許容限度 (ppm)	特定悪臭物質	許容限度 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典:「悪臭防止法」(昭和46年6月 法律第91号)

表 3-2-50(2) 「悪臭防止法」に基づく規制基準(煙突等の気体排出口における悪臭)

 $q=0.108\times He^2\times Cm$

q:流量(温度0℃、1気圧の状態に換算したm³/時)

He:補正された排出口高さ (m) Cm:左記敷地境界での規制基準 (ppm)

対象物質:アンモニア・硫化水素・トリメチルアミン・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチル アルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデ

アルテヒド・イソフナルアルテヒド・ノルマルパレルアルテヒド・イソパレルアルテ ヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・キシレン

(13物質)

出典:「悪臭防止法」(昭和46年6月 法律第91号)

表 3-2-50(3) 「悪臭防止法」に基づく規制基準(排出水における悪臭)

特定悪臭物質	排出水の量	規制基準 (mg/L)
	0.001m³/秒以下の場合	0.03
メチルメルカプタン	0.001m³/秒を超え、0.1m³/秒以下の場合	0.007
	0.1m³/秒を超える場合	0.002
	0.001m³/秒以下の場合	0.1
硫化水素	0.001m³/秒を超え、0.1m³/秒以下の場合	0.02
	0.1m³/秒を超える場合	0.005
	0.001m³/秒以下の場合	0.3
硫化メチル	0.001m³/秒を超え、0.1m³/秒以下の場合	0.07
	0.1m³/秒を超える場合	0.01
	0.001m³/秒以下の場合	0.6
二硫化メチル	0.001m³/秒を超え、0.1m³/秒以下の場合	0.1
	0.1m³/秒を超える場合	0.03

出典:「悪臭防止法」(昭和46年6月 法律第91号)

2. 自然環境保全に係る指定・規制地域

自然環境保全等に係る法令の指定及び規制の状況は、次のとおりである。

(1) 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するために設けられた区域である。

千葉県では、「自然公園法」に基づく国定公園及び「千葉県立自然公園条例」に基づく県立自 然公園がある。

なお、対象事業実施区域周辺には、国定公園及び県立自然公園の指定はない。

(2) 自然環境保全地域等

自然環境保全地域とは、「自然環境保全法」及び都道府県の各条例に基づき自然環境の保全 や生物の多様性の確保のために指定された地域である。

千葉県では、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、「千葉県自然環境保全条例」に基づき①自然環境保全地域、②郷土環境保全地域、③緑地環境保全地域を指定している。

なお、対象事業実施区域周辺には、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全地域等及び「千葉県自然環境保全条例」に基づく①自然環境保全地域、②郷土環境保全地域、③緑地環境保全地域の指定はない。

(3) 首都圈近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全区域とは、「首都圏近郊緑地法」に基づき首都圏近郊整備地帯において、 良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するために指定された区域である。 なお、対象事業実施区域周辺には、首都圏近郊緑地保全区域の指定はない。

(4) 生產緑地地区

生産緑地地区とは、「生産緑地法」に基づき市街化区域内の農地を保護し良好な都市環境の 形成を図ることを目的とするものである。

対象事業実施区域周辺における指定の状況は、図 3-2-2(1)、(2)に示したとおりである。 対象事業実施区域北東側約2.2kmに、最寄りの生産緑地地区が存在している。

(5) 保全配慮地区

保全配慮地区とは、「習志野市緑の基本計画」において風致景観や生態系の保全、市民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から、緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区について設定し、地区内の詳しい緑地保全の方針を明らかにするものである。

対象事業実施区域周辺における設定の状況は、図 3-2-8に示すとおりである。

対象事業実施区域北西側に谷津干潟地区が設定されている。

(6) 緑化重点地区

緑化重点地区とは、「習志野市緑の基本計画」において緑化の重点的な推進を図るべき地区を設定し、地区内の詳しい緑化の方針を明らかにするものである。この地区に対しては、本市の緑化のモデルとなるよう集中的に緑化事業を進めている。

対象事業実施区域及びその周辺における設定の状況は、図 3-2-8に示すとおりである。 対象事業実施区域はウォーターフロント地区に設定されている。

(7) 鳥獣保護区

鳥獣保護区とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣の 捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るために指定されたものである。

対象事業実施区域及びその周辺における指定の状況は、表 3-2-51及び図 3-2-9に示すとおである。

対象事業実施区域は千葉特定猟具使用禁止区域(銃器)に含まれている。また、対象事業実施区域北西側約1.5kmの谷津干潟は、国指定鳥獣保護区の谷津鳥獣保護区(41ha)に指定されている。

面積 区分 名称 期間 (ha) 平成20年11月1日~ 41 国指定鳥獣保護区 谷津鳥獣保護区 [40] 令和10年10月31日 東葛飾・市川船橋浦安沖 平成29年11月1日~ 52,072 特定猟具使用禁止区域(銃器) 令和9年10月31日 特定猟具使用禁止区域 (銃器) 平成29年11月1日~ 27, 480 特定猟具使用禁止区域(銃器) 令和9年10月31日

表 3-2-51 鳥獣保護区等の指定状況

注)[]内は特別保護地区の面積である。

出典:「千葉県鳥獣保護区等位置図(北部地区)(令和6年11月1日現在)」(千葉県ホームページ)

(8) ラムサール条約湿地

ラムサール条約湿地とは、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に 基づき特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全 を促進することを目的とし、指定された湿地である。

対象事業実施区域周辺における指定の状況は、図 3-2-8に示すとおりである。

対象事業実施区域北西側の谷津干潟が指定されている。

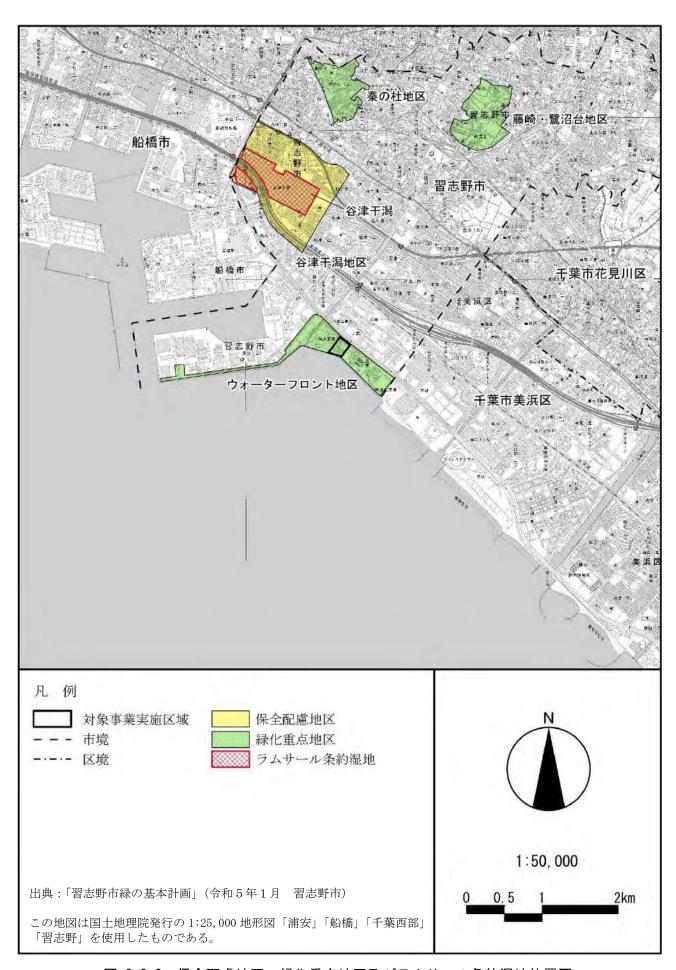


図 3-2-8 保全配慮地区、緑化重点地区及びラムサール条約湿地位置図

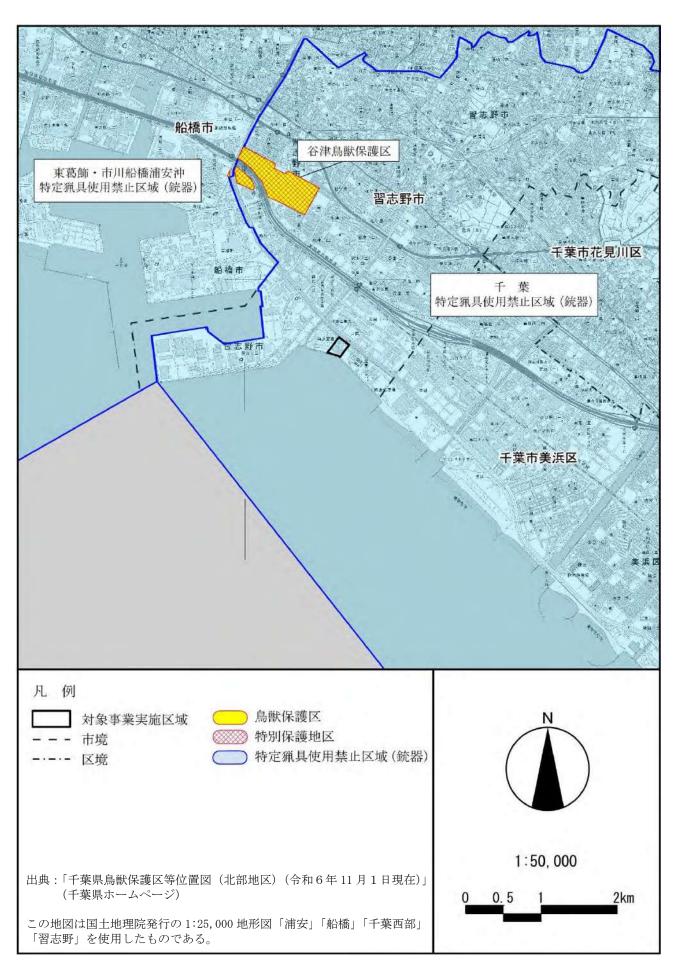


図 3-2-9 鳥獣保護区等位置図

3-2-9 その他の事項

1. 資源の利用の状況

対象事業実施区域周辺では、天然ガス、ヨード、砂利、土、岩石等の資源採取は行われていない。

2. 廃棄物の処理等の状況

(1) 一般廃棄物

本市及び周辺市の令和4年度における一般廃棄物処理状況は、表 3-2-52に示すとおりである。また、平成30年度から令和4年度における本市の一般廃棄物処理状況の推移は、表 3-2-53及び図 3-2-10に示すとおりである。

本市の平成30年度から令和4年度における一般廃棄物搬入量及び処理量は、過去5年間で概 ね減少傾向である。

					13275	/C 1/3/C	— 17 (770	\ 10 1H ·	1 /~/			
項目			搬入	、量(t)	1		処	上理量(t))			
市	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	直接 搬入量	合計	直接 焼却	直接 最終処分	焼却以外 の 中間処理	直接 資源化
習志野市	54, 511	40, 266	1,071	5, 109	106	830	7, 129	56, 510	48, 155	-	5, 498	2,857
千葉市	332, 811	219, 509	6, 938	96,601	332	5, 198	4, 233	332, 811	222, 591	293	32, 313	77,614
船橋市	178, 108	151,654	3,050	9,051	50	3, 518	10, 785	178, 108	156, 214	_	21,821	73

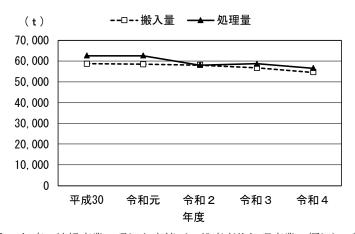
表 3-2-52 一般廃棄物処理状況(令和4年度)

出典:「令和4年度 清掃事業の現況と実績(一般廃棄物処理事業の概況)」(令和6年8月 千葉県)

		_			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , ,	~,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	J,C D 11	, с т ј д			
項目			搬入	、量(t))				処理量	(t)		1人1日
市	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	直接 搬入量	合計	直接 焼却	焼却以外 の 中間処理	直接 資源化	あたりの 排出量 (g)
平成30年度	58,687	43, 117	1, 195	5,011	101	950	8, 313	62, 620	53, 834	6,005	2, 781	965
令和元年度	58, 430	42, 494	1,226	5,044	112	836	8, 718	62, 595	53, 673	6, 099	2,823	919
令和2年度	58, 111	41, 418	1,382	5, 437	113	890	8,871	58, 111	48, 724	6, 323	3,064	908
令和3年度	56, 727	41,017	1, 173	5, 289	109	874	8, 265	58, 700	49, 893	5, 886	2, 921	917
令和4年度	54, 511	40, 266	1,071	5, 109	106	830	7, 129	56, 510	48, 155	5, 498	2,857	883

表 3-2-53 習志野市の一般廃棄物処理状況の推移

出典:「平成30~令和4年度 清掃事業の現況と実績(一般廃棄物処理事業の概況)」(千葉県)



出典:「平成30~令和4年度 清掃事業の現況と実績(一般廃棄物処理事業の概況)」(千葉県)を基に作成

図 3-2-10 習志野市の一般廃棄物処理量の推移

(2) し尿処理状況

本市及び周辺市の令和 4 年度におけるし尿処理状況は、表 3-2-54に示すとおりである。また、平成30年度から令和 4 年度における本市のし尿処理状況の推移は、表 3-2-55及び図 3-2-11に示すとおりである。

本市の平成30年度から令和4年度におけるし尿収集量及び処理量は、過去5年間で概ね減少傾向である。

表 3-2-54 し尿処理状況(令和4年度)

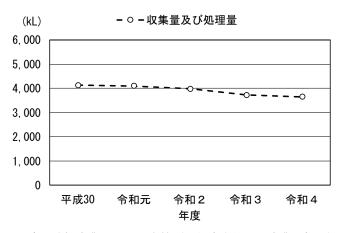
項目		収集量(kL)		処理量(kL)				
場片		収集里 (KL)		し尿	浄化槽汚泥			
市	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿 処理施設	し尿 処理施設	合計		
習志野市	410	3, 244	3, 654	410	3, 244	3, 654		
千葉市	4, 902	20,600	25, 502	4, 902	20,600	25, 502		
船橋市	2, 726	41,035	43, 761	2, 726	41,035	43, 761		

出典:「令和4年度 清掃事業の現況と実績(一般廃棄物処理事業の概況)」(令和6年8月 千葉県)

表 3-2-55 習志野市のし尿処理状況の推移

項目		収集量(kL)			処理量(kL)	
場片		収集里 (KL)		し尿	浄化槽汚泥	
年度	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿 処理施設	し尿 処理施設	合計
平成30年度	561	3, 574	4, 135	561	3, 574	4, 135
令和元年度	507	3, 596	4, 103	507	3, 596	4, 103
令和2年度	428	3, 553	3, 981	428	3, 553	3, 981
令和3年度	400	3, 328	3, 728	400	3, 328	3, 728
令和4年度	410	3, 244	3, 654	410	3, 244	3, 654

出典:「平成30~令和4年度 清掃事業の現況と実績(一般廃棄物処理事業の概況)」(千葉県)



出典:「平成30~令和4年度 清掃事業の現況と実績(一般廃棄物処理事業の概況)」(千葉県)を基に作成

図 3-2-11 習志野市のし尿処理状況の推移

(3) 産業廃棄物

千葉県全体の令和4年度における産業廃棄物の業種別発生量及び排出量と処理・処分の状況は、表 3-2-56に示すとおりである。また、一般社団法人千葉県産業資源循環協会のウェブサイトに登録された千葉県内に設置されている産業廃棄物処理施設の地区別・種類別施設数は、表 3-2-57に示すとおりである。

千葉県全体の令和4年度における業種別発生量では、製造業が10,054,048 t と最も多く、全体の5割近くを占めている。次いで電気・ガス・熱供給・水道業が4,666,961 t 、建設業が3,313,633 t 、農業・林業が2,909,177 t となっている。

表 3-2-56 産業廃棄物の業種別処理・処分状況「発生量ベース」(令和4年度)

区分	区分 量 (t/年)						成比(9	%)	業	種構成	比 (%))
業種	発生量	資源化量	減量化量	最終 処分量	発生量	資源 化量	減量 化量	最終 処分量	発生量	資源 化量	減量 化量	最終 処分量
農業・林業	2, 909, 177	901, 037	1, 998, 089	10,051	100.0	31. 0	68.7	0.3	13. 3	7.6	20.7	3. 1
建設業	3, 313, 633	2, 613, 985	588, 441	111, 207	100.0	78. 9	17.8	3.4	15. 1	22	6. 1	34. 4
製造業	10, 054, 048	7, 660, 749	2, 303, 738	89, 560	100.0	76. 2	22.9	0.9	46	64. 4	23.8	27. 7
電気・ガス・ 熱供給・水道業	4, 666, 961	294, 285	4, 316, 646	56, 050	100. 0	6. 3	92.5	1.2	21. 3	2. 5	44. 7	17. 3
その他の業種	934, 272	421, 979	455, 498	56, 795	100.0	45. 2	48.8	6. 1	4.3	3. 5	4. 7	17. 5
合計	21, 878, 091	11, 892, 035	9, 662, 412	323, 663	100.0	54. 4	44. 2	1.5	100	100	100	100

注) 端数処理の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。

出典:「令和5年度 産業廃棄物処理実態調査事業報告書」(令和6年3月 千葉県)

表 3-2-57 産業廃棄物処理施設の地区別・種類別施設数

種類	最終知	L.分場		中間如	0.理施設	
地域	安定型	管理型	焼却処理	汚泥・ 廃油等処理	破砕処理	その他
第1地区	1	2	1	3	24	1
第2地区	0	0	3	8	24	2
第3地区	0	0	2	6	17	2
第4地区	1	1	6	4	40	5
第5地区	0	0	2	4	13	5
第6地区	3	3	8	9	35	3
合計	5	6	22	34	153	18

注1) 一事業所で複数種類の施設が設置されている場合、それぞれ該当する施設種類に計上した。 (例:一事業所に焼却及び破砕処理施設が設置されている場合、焼却処理と破砕処理に+1)

注2) それぞれの地区に該当する市町村は以下のとおりである。

第1地区:千葉市

第2地区:市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市

第3地区:松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市

第4地区:銚子市、佐原市、成田市、佐倉市、八日市場市、旭市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、酒々井町、印旛村、本埜村、

栄町、神崎町、多古町、東庄町

第5地区:茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里町、九十九里町、 芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、

大多喜町、御宿町

第6地区:館山市、木更津市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ケ浦市、南房総市、

鋸南町

出典:「業者検索」(一般社団法人 千葉県産業資源循環協会ホームページ)

3. 公害苦情の状況

本市及び周辺市の令和5年度における公害苦情件数の状況は、表 3-2-58に示すとおりである。 また、令和元年度から令和5年度における本市の公害苦情件数の状況の推移は、表 3-2-59及び 図 3-2-12に示すとおりである。

本市の令和5年度における苦情件数は、騒音が31件と最も多く、次いで振動が8件であった。 騒音及び振動の主な原因として、工事・建設作業、移動発生源(航空機運航)、産業用機械作動等 が考えられる。

表 3-2-58 公害苦情件数の状況(令和5年度)

項目			典	型七公司					
市	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計
習志野市	4	1	0	31	8	0	7	1	52
千葉市	55	19	1	260	28	0	78	30	471
船橋市	46	0	0	241	18	0	39	71	415

出典:「令和5年度 公害苦情調査結果報告書」(令和7年2月 千葉県)

表 3-2-59 習志野市の公害苦情件数の推移

	項目									
市		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計
令和元	:年度	19	0	1	32	12	1	4	3	72
令和2	年度	7	0	0	54	6	0	18	1	86
令和3	年度	2	0	0	27	7	0	6	3	45
令和4	年度	2	0	0	36	10	0	3	2	53
令和5	年度	4	1	0	31	8	0	7	1	52

出典:「令和元~令和5年度 公害苦情調査結果報告書」(千葉県)

--◇--公害苦情件数(合計) (件) 100 90 80 70 60 50 40 30 20 10 0 令和元 令和2 令和3 令和4 令和5 年度

出典:「令和元~令和5年度 公害苦情調査結果報告書」(千葉県)を基に作成

図 3-2-12 習志野市の公害苦情件数の推移

4. 文化財

(1) 指定文化財

対象事業実施区域周辺に存在する県及び市の指定文化財は表 3-2-60に、国の登録文化財は 表 3-2-61に示すとおりである。また、これらの文化財の位置は、図 3-2-13に示すとおりであ る。

対象事業実施区域の近傍には、指定文化財及び登録文化財は存在していない。

表 3-2-60 指定文化財の状況

市	指定 状況	地点 番号	名称	所在地・伝承地	所有者・伝承者	指定年月日
	県建	1	旧大沢家住宅	藤崎 1-14-43 森林公園内	習志野市	昭和 50.12.12
	県史	2	藤崎堀込貝塚	藤崎1丁目	習志野市他	昭和 42. 3. 7
習志野市	市史	3	鷺沼古墳 B 号墳 箱式石棺	鷺沼1-9 鷺沼城址公園内	習志野市	昭和 51. 7.16
	市天	4	藤崎正福寺大イチョウ	子安観音堂(藤崎1-8)脇	藤崎正福寺	昭和 51. 7.16
千葉市 花見川区	県史	5	青木昆陽甘藷試作地	幕張町 4-598-1	千葉市	昭和 29. 12. 21
	県民	6	灯明台	宮本5-2-1	意富比神社	昭和 37. 5. 1
船橋市	市建	7	難陀龍王堂	本町3-24-6	覚王寺	平成7.3.28
列口们前 [] 1	市史	8	鐘楼堂跡 附 和時計 蜀山人筆	宮本7-7-1	了源寺	昭和 41. 2.22

- 注1)表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。
 - · 県 建 : 県指定有形文化財 (建造物)
 - · 県 史 : 県指定記念物(史跡)
 - ・県 民 : 県指定有形民俗文化財 (建造物) ・市 建 : 市指定有形文化財 (建造物)

 - ·市 史 : 市指定記念物 (史跡) ・市天 : 市指定天然記念物
- 注2) 表中の文化財は、主に屋外に存在している有形文化財(建造物)、記念物(史跡、天然記念物)及びそれに類する もの (有形民俗文化財) を示した。
- 出典:「市町村別の国・県指定および国登録文化財」(千葉県ホームページ)
 - 「習志野市歴史文化財マップ」(令和2年12月 習志野市)
 - 「習志野市の指定文化財一覧表」(習志野市ホームページ)
 - 「文化財」(千葉市ホームページ)
 - 「指定文化財」(船橋市ホームページ)

表 3-2-61 登録文化財の状況

市	指定 状況	地点 番号	名称	所在地・伝承地	所有者・伝承者	指定年月日
習志野市	国登建	1	千葉工業大学通用門 (旧鉄道第二連隊表門)	津田沼 2-17-1	学校法人 千葉工業大学	平成 10. 9. 2
百心野川	国登建	2	廣瀬家住宅井戸上屋、廣瀬家住宅蔵、 廣瀬家住宅主屋、廣瀬家住宅倉庫	津田沼6-5-11	個人	平成 15. 7. 1

注)表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

· 国登建 : 国登録有形文化財 (建造物)

出典:「市町村別の国・県指定および国登録文化財」(千葉県ホームページ)

「習志野市歴史文化財マップ」(令和2年12月 習志野市)

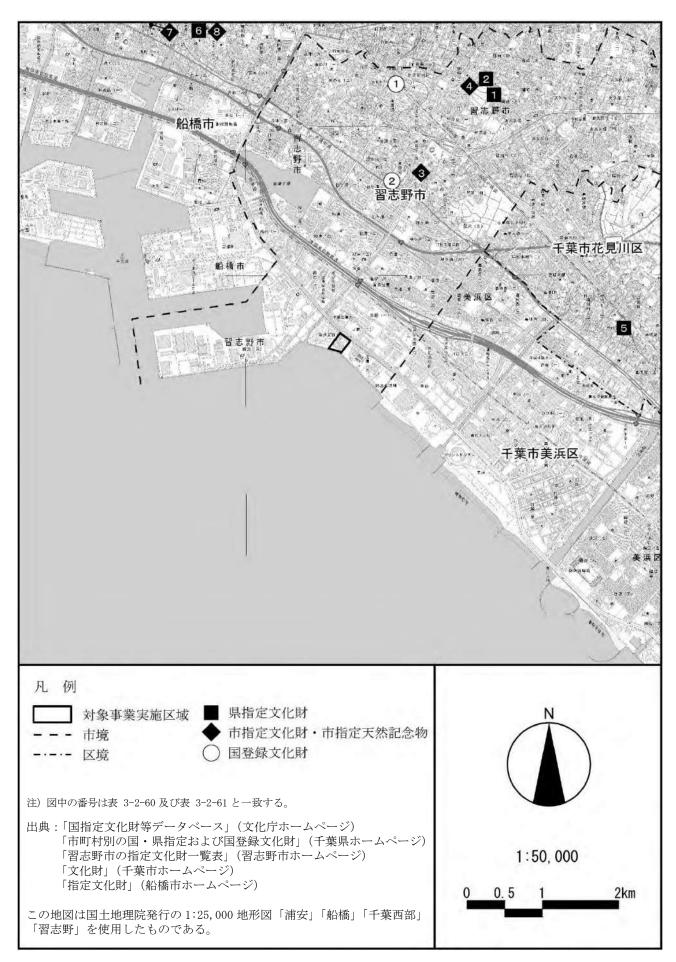


図 3-2-13 指定文化財等位置図

(2) 埋蔵文化財

対象事業実施区域周辺に存在する埋蔵文化財の指定状況は表 3-2-62に、位置は図 3-2-14に 示すとおりである。

対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。

表 3-2-62 埋蔵文化財の状況

市	地点番号	名称	種別
習志野市	1	向原南遺跡	包蔵地
	2	鷺沼古墳(山王祠古墳)	古墳
	3	根神社遺跡	包蔵地
	4	向原北遺跡	集落跡
	5	八剣神社遺跡	包蔵地・貝塚

出典:「ふさの国文化財ナビゲーション」(千葉県ホームページ)

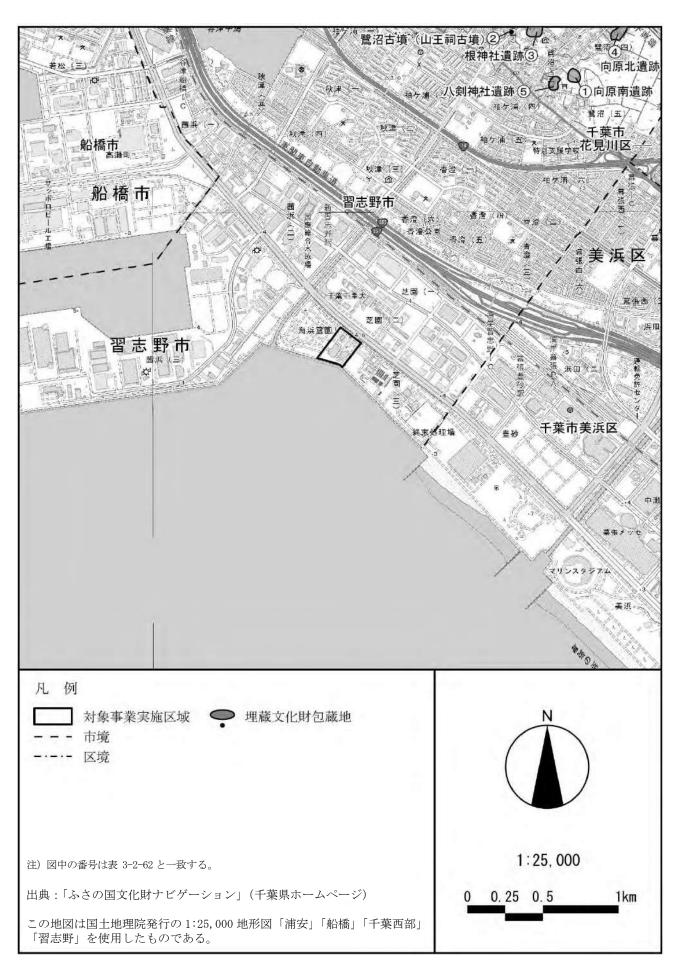


図 3-2-14 埋蔵文化財位置図